流山市地域防災計画　新旧対照表

平成 24 年度修正

第１編　地震災害対策編

※　網かけ：平成 24 年度修正箇所

＜　目　次　＞

第１編　地震災害対策編･････････････････････････････････ 1

第１章　総則･･･1

第２章　災害予防計画･････････････････････････････････････46

第３章　災害応急対策計画･････････････････････････････････137

第４章　災害復旧計画･････････････････････････････････････302

附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画･････････ 330

第１章　総則･･･330

第２章　防災機関の業務･･･････････････････････････････････333

第３章　事前の措置･･･････････････････････････････････････335

第４章　東海地震注意報から警戒宣言発令までの対応措置････342

第５章　警戒宣言に伴う対応措置･･････････････････････････346

第６章　市民等のとるべき措置と対応･･････････････････････356

第１編　地震災害対策編

第１章　総則

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第１編　震災対策計画編 第１章　総則 第１節　計画の目的・構成 1　計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び流山市防災会議条例（昭和 37 年流山市条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「震災対策計画編」として流山市防災会議が策定するものである。 本市は、平成元年度から平成 9 年度にかけて、防災対策調査を実施して地震による被害想定を行い、平成 11 年度に元禄地震を想定地震として「流山市地域防災計画」の全面修正を行っている。その後、本市の社会的変動や新潟県中越地震（平成 16 年）等の教訓、及び中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が公表した首都直下地震に係る被害想定の報告（平成 17 年）などの近年の防災対策の動向を踏まえ、この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、流山市における地震災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な地震災害対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。	第１編　地震災害対策編 第１章　総則 第１節　計画の目的・構成 1　計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び流山市防災会議条例（昭和 37 年流山市条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「地震災害対策編」として流山市防災会議が策定するものである。 本市は、平成 18 年度に防災対策調査を実施して地震による被害想定を行い、平成 19 年度に M7 クラスの首都直下で発生する地震を想定地震として「流山市地域防災計画」の全面修正を行った。さらに、その後の本市の社会的変動や東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）等の教訓、及び防災基本計画の修正（平成 23 年）等の近年の防災対策の動向を踏まえ、実効性の高い計画とすることが必要となった。 この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、流山市における地震災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な地震災害対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。	1-1

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
2　計画の構成	2　計画の構成 流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の 4 編で構成し、本編はこのうちの「地震災害対策編」である。 図 1-1-1　計画の構成	1-1
流山市地域防災計画の「震災対策計画編(以下「震災編」という。)」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の 4 章で構成し、さらに附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を設ける。 また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。 さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模地震災害に対する備えを促進するものとする。 本計画の構成と主な内容を次に示す。	「地震災害対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の 4 章で構成し、さらに附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を設ける。 また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。 さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模地震災害に対する備えを促進するものとする。 本計画の構成と主な内容を表 1-1-1 に示す。	1-2

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>構　　成</th><th>主　な　内　容</th></tr>
<tr><td>1 章　総　則</td><td>市に影響が懸念される地震とその地震による被害想定、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等</td></tr>
<tr><td>2 章　災害予防計画</td><td>地震による被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等</td></tr>
<tr><td>3 章　災害応急対策計画</td><td>地震発生直後から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td></tr>
<tr><td>4 章　災害復旧計画</td><td>被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</td></tr>
<tr><td>附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画</td><td>東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、住民及び事業者が執るべき措置等
ただし、発災後は、「第 3 章　災害応急対策計画」の定めるところによる。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 1-1-1　計画の構成及び主な内容
<table>
<tr><th>構　　成</th><th>主　な　内　容</th></tr>
<tr><td>1 章　総　則</td><td>市に影響が懸念される地震とその地震による被害想定、市及び防災関係機関等が地震災害に対して処理すべき業務の大綱等</td></tr>
<tr><td>2 章　災害予防計画</td><td>地震による被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等</td></tr>
<tr><td>3 章　災害応急対策計画</td><td>地震発生直後から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等</td></tr>
<tr><td>4 章　災害復旧計画</td><td>被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等</td></tr>
<tr><td>附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画</td><td>東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、住民及び事業者が執るべき措置等
ただし、発災後は、「第 3 章　災害応急対策計画」の定めるところによる。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>第 2 節　計画の基本方針
本計画の策定にあたり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。
第 1　計画の方針</td><td>第 2 節　計画の基本方針
本計画の策定に当たり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。
第 1　計画の方針
東京湾北部地震等、流山市から一定程度離れた地域を震源とする地震の場合、震源地付近での甚大な被害が予想される。このため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、足らざる能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。
流山市直下においてＭ７クラスの地震が発生した場合、市の全域において震度６強、一部地域では震度７となり、甚大な被害の発生が予想され</td><td>1-3</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	る一方、他地域における被害は比較的少ないことが予想される。このため、初動において、市の全力をもって、人命救助、消火、避難等に当たるとともに、発災直後から、国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。	
1　災害予防対策	1　災害予防対策	
ア　市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努める。	ア　市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。	
イ　市職員の防災資質の向上に努める。	イ　市職員の防災資質の向上に努める。	
ウ　実践的な防災訓練を実施する。	ウ　実践的な防災訓練を実施する。	
	エ　自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。	
	オ　減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。	
エ　地震に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の耐震性の強化を進める。	カ　地震に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の耐震性の強化を進める。	
オ　応援協力体制を整備、推進する。	キ　応援協力体制を整備、推進する。	
カ　防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。	ク　防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。	
キ　情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。	ケ　情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。	
ク　食糧備蓄を推進する。	コ　食糧備蓄を推進する。	
ケ　避難誘導体制の確立と安全な避難環境の創出に努める。	サ　避難誘導体制の確立と安全な避難環境の創出に努める。	
コ　高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した防災対策の推進に努める。	シ　高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
サ　ボランティアの活動環境の整備を進める。 シ　地域・事業所等における防災体制の強化を進める。 ス　危険物等管理の強化を進める。 セ　今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。	ス　ボランティアの活動環境の整備を進める。 セ　地域・事業所等における防災体制の強化を進める。 ソ　危険物等管理の強化を進める。 タ　今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。	
2　災害応急対策 ア　市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。 イ　地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。 ウ　広報・広聴活動の充実・強化を図る。	2　災害応急対策 ア　市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。 イ　地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。 ウ　広報・広聴活動の充実・強化を図る。 エ　被害情報の一元管理・共有体制の強化を図る。	1-4
エ　被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。 オ　災害時要援護者の安全確保を図る。 カ　必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。 キ　消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。 ク　水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。 ケ　応急教育の確保を図る。 コ　防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。 サ　災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。 シ　住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。	オ　被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。 カ　災害時要援護者の安全確保を図る。 キ　必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。 ク　消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。 ケ　水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。 コ　応急教育の確保を図る。 サ　防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。 シ　災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。 ス　住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　災害復旧対策 ア　一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。 イ　生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。	3　災害復旧対策 ア　一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。 イ　生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。	
第 2　計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、他地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、市域において発生した災害の状況並びにこれらに対してとられた災害応急対策の効果を考え合わせて毎年検討を加え、必要があると認めるときは流山市防災会議において修正する。したがって、各防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年 3 月末日（緊急を要するものは、その都度流山市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を流山市防災会議事務局（市民生活部安心安全課）へ提出するものとする。 なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日市防災会議に報告して承認を得るものとする。	第 2　計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、他地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、市域において発生した災害の状況並びにこれらに対してとられた災害応急対策の効果を考え合わせて毎年検討を加え、必要があると認めるときは流山市防災会議において修正する。したがって、各防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年 3 月末日（緊急を要するものは、その都度流山市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を流山市防災会議事務局（市民生活部防災危機管理課）へ提出するものとする。 なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日流山市防災会議に報告して承認を得るものとする。 また、この計画を修正した場合は、後日県へ報告する。	
第 3　他の計画との関係 この計画は、「千葉県地域防災計画」及び「流山市総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。 したがって、それらの計画に抵触する場合には、市防災会議において調整を図るものとする。	第 3　他の計画との関係 この計画は、「千葉県地域防災計画」及び「流山市総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。 したがって、それらの計画に抵触する場合には、流山市防災会議において調整を図るものとする。	1-5

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
1　千葉県地域防災計画との関係 流山市地域防災計画は、本市における過去の震災記録を踏まえ、本市の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、千葉県地域防災計画と共通する部分については、県の地域防災計画を準用する。	1　千葉県地域防災計画との関係 流山市地域防災計画は、本市における過去の地震災害記録を踏まえ、本市の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、千葉県地域防災計画と共通する部分については、県の地域防災計画を準用する。	
2　流山市総合計画との関係 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）でその策定が市町村に義務付けられている基本構想を含む総合計画では、行政区域全体の行政施策について総合的に計画されている。流山市総合計画では、地域防災に関する各種諸施策については、『生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）』として位置付けている。 流山市地域防災計画は流山市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画（3 か年計画）においても、地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。	2　流山市総合計画との関係 流山市総合計画では、行政区域全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）』として位置付けている。 流山市地域防災計画は、流山市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画（3 か年計画）においても、地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。	
3　流山市消防計画との関係 消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした消防機関だけの計画であり、地域防災計画と重複する部分がある。しかし、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、消防計画はその範囲が消防機関に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。	3　流山市消防計画との関係 消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした消防機関だけの計画であり、防災に関する総合的な計画である地域防災計画と重複する部分がある。このため、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、消防計画はその範囲が消防機関に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	画に統合・包括されるものとなる。 4　流山市事業継続計画（BCP）の策定 災害発生時における災害応急対策及び優先度の高い通常業務を実施するため、職員及び施設等の被災を至当に見積もり、職員の配置、国等に対する職員の派遣要請、臨時雇用、代替施設の確保等を定める事業継続計画（BCP）を作成する。 5　市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成 流山市職員防災行動マニュアル（平成 15 年）を修正する。 また、各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「地震災害時職員（初動）行動マニュアル」を作成し、全職員に徹底するものとする。 これらの計画及びマニュアルは、本計画及び流山市事業継続計画（BCP）の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。	
第 3 節　市防災会議 災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市防災会議を置く。 第 1　市防災会議の職務 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 ア　流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。	第 3 節　流山市防災会議 災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、流山市防災会議を置く。 第 1　流山市防災会議の職務 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 ア　流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。	1-7

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
イ　流山市水防計画を調査審議すること。
ウ　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
エ　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項。

第２　市防災会議の組織
市長が、防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。
防災会議の組織は、次のとおりである。

表　市防災会議の組織
<table>
<tr><th>会　長</th><th>委　　員</th></tr>
<tr><td>市　　長</td><td>ア　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　２人
イ　千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　４人以内
ウ　千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者　１人
エ　市長がその部内の職員のうちから指名する者　10 人以内
オ　教育長
カ　消防長及び消防団長
キ　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　５人以内
ク　その他市長が必要と認め任命する者　６人以内</td></tr>
</table>
</td><td>
イ　流山市水防計画を調査審議すること。
ウ　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
エ　前項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第２　流山市防災会議の組織
市長が、防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。
防災会議の組織は、次のとおりである。

表 1-3-1　流山市防災会議の組織
<table>
<tr><th>会　長</th><th>委　　員</th></tr>
<tr><td>市　　長</td><td>ア　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　２人
イ　千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　４人以内
ウ　千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者　１人
エ　市長がその部内の職員のうちから指名する者　10 人以内
オ　教育長
カ　消防長及び消防団長
キ　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　５人以内
ク　その他市長が必要と認め任命する者　６人以内</td></tr>
</table>
《資料 XX　流山市防災会議の構成》
</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害の予防、応急対策、復旧に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第１　市

表　市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	ア　市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 イ　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 ウ　災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること。 エ　災害の防除と拡大の防止に関すること。 オ　救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること。 カ　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 キ　被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ク　被災市営施設の応急対策に関すること。 ケ　災害時における文教対策に関すること。 コ　災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 サ　災害時における交通、輸送の確保に関すること。 シ　被災施設の復旧に関すること。 ス　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 セ　被災者の生活再建支援に関すること。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害の予防、応急対策、復旧に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第１　市

表 1-4-1　市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	ア　流山市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 イ　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 ウ　災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること。 エ　災害の防除と拡大の防止に関すること。 オ　救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること。 カ　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 キ　被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ク　被災市営施設の応急対策に関すること。 ケ　災害時における文教対策に関すること。 コ　災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 サ　災害時における交通、輸送の確保に関すること。 シ　被災施設の復旧に関すること。 ス　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 セ　被災者の生活再建支援に関すること。

頁

1-8

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
第２　県
<table>
<tr><td>東葛飾県民センター</td><td>〈 千葉県松戸市小根本７　（TEL）047-361-2111 〉
ア　流山市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること。
イ　災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
ウ　災害救助に係る連絡・調整に関すること。
エ　その他災害の防除と拡大の防止に関すること。</td></tr>
<tr><td>東葛飾地域整備センター</td><td>〈 千葉県松戸市竹ヶ花 24　（TEL）047-364-5136 〉
ア　県管理に係わる河川、道路及び橋りょうの保全に関すること
イ　水防に関すること。</td></tr>
<tr><td>柏健康福祉センター（柏保健所）</td><td>〈 千葉県柏市柏 255　（TEL）04-7167-1255 〉
ア　医療救護活動のうち、情報の収集・提供に関すること。
医療施設の被害状況、診療施設の確保状況、避難所、救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設、救護所等への交通状況
イ　市と共同での防疫活動その他の保健衛生に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
第２　県
<table>
<tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>〈 千葉県松戸市小根本７　（TEL）047-361-2111 〉
ア　流山市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること。
イ　災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
ウ　災害救助に係る連絡・調整に関すること。
エ　その他災害の防除と拡大の防止に関すること。</td></tr>
<tr><td>東葛飾土木事務所</td><td>〈 千葉県松戸市竹ヶ花 24　（TEL）047-364-5136 〉
ア　県管理に係る河川、道路及び橋りょうの保全に関すること
イ　水防に関すること。</td></tr>
<tr><td>松戸健康福祉センター（松戸保健所）</td><td>〈 千葉県松戸市小根本７（TEL）047-361-2121 〉
ア　医療救護活動のうち、情報の収集・提供に関すること。
医療施設の被害状況、診療施設の確保状況、避難所、救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設、救護所等への交通状況
イ　市と共同での防疫活動その他の保健衛生に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>1-9</td></tr>
<tr><td>
第３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th colspan="2">表　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(1/4)</th></tr>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>関東管区警察局</td><td>〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1　（TEL）048-600-6000 〉
ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
イ　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
ウ　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
エ　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
第３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th colspan="2">表 1-4-3(1)　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(1/4)</th></tr>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>関東管区警察局</td><td>〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1　（TEL）048-600-6000 〉
ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
イ　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
ウ　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
エ　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
オ　津波警報の伝達に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>1-10</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
機関の名称 ／ 事務又は業務の大綱 関東信越厚生局 ／ 〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-740-0711 〉 ア　国立病院における被災負傷者の収容治療に関すること。	機関の名称 ／ 事務又は業務の大綱 関東信越厚生局 ／ 〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-740-0711 〉 ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係職員の派遣に関すること。 ウ　関係職員との連絡調整に関すること。	1-11
千葉農政事務所 ／ 〈 千葉市中央区本千葉 10-18　（TEL）043-224-5611 〉 ア　災害時における応急給食用の米穀及び乾パンの売却に関すること。	農林水産省生産局 ／ 〈千代田区霞が関 1-2-1　（TEL）03-6744-1354 〉 ア　災害時の政府所有米穀の供給に関すること。	
関東経済産業局 ／ 〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-600-0213 〉 ア　生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。	関東経済産業局 ／ 〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-600-0213 〉 ア　生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。	

現行（平成 19 年度修正）		平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）		頁
関東地方整備局	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1　（TEL）048-601-3151 〉 ア　災害予防 (ア)防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ)通信施設等の整備に関すること。 (ウ)公共施設等の整備に関すること。 (エ)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ)官庁施設の災害予防措置に関すること。 (カ)大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関するること。 イ　災害応急対策 (ア)災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ)水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ)建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ)災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ)災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ)海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 ウ　災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。	関東地方整備局	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1　（TEL）048-601-3151 〉 ア　災害予防 (ア)防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ)通信施設等の整備に関すること。 (ウ)公共施設等の整備に関すること。 (エ)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ)官庁施設の災害予防措置に関すること。 (カ)大規模地震対策の港湾施設整備に関する緊急輸送体系の確立に関すること。 イ　災害応急対策 (ア)災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ)水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ)建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ)災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ)災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ)海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 (ク)災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 ウ　災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。	1-12

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
東京管区気象台（銚子地方気象台） 〈 千葉県銚子市川口町 2-6431　(TEL) 0479-23-7705 〉 ア　気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。 イ　異常気象時における予報及び警報等の発表・通報に関すること。 ウ　災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。	東京管区気象台（銚子地方気象台） 〈 千葉県銚子市川口町 2-6431　(TEL) 0479-23-7705 〉 ア　気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。 イ　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。 ウ　災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。	1-13
関東総合通信局 〈 東京都千代田区丸の内 1-6-1　(TEL) 03-5220-5615 〉 ア　電波及び有線電気通信の監理に関すること。 イ　防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ　災害時における非常通信の確保に関すること。 エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 オ　非常通信協議会の育成及び指導に関すること。	関東総合通信局 〈 東京都千代田区九段南 1-2-1(TEL) 03-6238-1600 〉 ア　電波及び有線電気通信の監理に関すること。 イ　防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ　災害時における非常通信の確保に関すること。 エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 オ　非常通信協議会の育成及び指導に関すること。	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
第５　指定公共機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>東日本電信電話（株）
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td><td>東日本電信電話（株）　千葉支店
〈千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張ビル(TEL)043-244-8652〉
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店
〈千葉市中央区千葉港 7-5　(TEL) 0120-800-000〉
ア　電気通信施設の整備に関すること。
イ　災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
ウ　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr>
<tr><td>日本赤十字社</td><td>千葉県支部〈 千葉市中央区千葉港 4-1　(TEL) 043-241-7531 〉
ア　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
イ　災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
ウ　義援金品の募集及び配分に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
第５　指定公共機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>東日本電信電話（株）
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td><td>東日本電信電話（株）　千葉支店
〈千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル(TEL)043-274-4034〉
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店
〈千葉市中央区千葉港 7-5　(TEL) 0120-800-000〉
ア　電気通信施設の整備に関すること。
イ　災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
ウ　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</td></tr>
<tr><td>日本赤十字社</td><td>千葉県支部〈 千葉市中央区千葉港 5-7　(TEL) 043-241-7531 〉
ア　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
イ　災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
ウ　義援金品の募集及び配分に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>1-14</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）		平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）		頁
東日本高速道路（株）	谷和原管理事務所<茨城県つくばみらい市筒戸 1606(TEL)0297-52-2828 > ア　有料道路の保全に関すること。 イ　有料道路の応急復旧工事の施行に関すること。 ウ　災害時における緊急通行路の確保に関すること。	東日本高速道路（株）	谷和原管理事務所<茨城県つくばみらい市筒戸 1606(TEL)0297-52-2828 > ア　有料道路の保全に関すること。 イ　有料道路の応急復旧工事の施工に関すること。 ウ　災害時における緊急通行路の確保に関すること。	
首都高速道路（株）	< 東京都千代田区霞が関 1-4-1　（TEL）03-3539-9499 > ア　首都高速道路の保全に関すること。 イ　首都高速道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。	首都高速道路（株）	< 東京都千代田区霞が関 1-4-1　（TEL）03-3539-9499 > ア　首都高速道路の保全に関すること。 イ　首都高速道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。	
独立行政法人水資源機構	千葉用水総合事業所<千葉県八千代市村上 3139（TEL）047-483-0722> ア　水資源開発施設(導水路を含む)の建設、維持管理に関すること。 イ　水資源開発施設の災害復旧に関すること。	独立行政法人水資源機構	千葉用水総合管理所<千葉県八千代市村上 3139（TEL）047-483-0722> ア　水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。 イ　水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	
成田国際空港（株）	< 千葉県成田市古込字古込 1-1　（TEL）0476-34-5811 > ア　災害時における空港の運用に関すること。 イ　空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。	成田国際空港（株）	< 千葉県成田市古込字古込 1-1　（TEL）0476-34-5811 > ア　災害時における空港の運用に関すること。 イ　空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。 ウ　滞留者対策に関すること。	
東日本旅客鉄道（株）	南流山駅< 流山市南流山 1-25　（TEL）04-7158-3661 > ア　鉄道施設の保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	東日本旅客鉄道（株）	南流山駅< 流山市南流山 1-25　（TEL）04-7158-7231 > ア　鉄道施設の保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 ウ　滞留者対策に関すること。	
東京ガス（株）	千葉支店< 千葉市美浜区幸町 1-6-8　（TEL）043-246-7705 > ア　ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。	東京ガス（株）	千葉支店< 千葉市美浜区幸町 1-6-8　（TEL）043-246-7705 > ア　ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。	
日本通運（株）	千葉支店< 千葉市中央区今井 1-14-22　（TEL）043-226-7600 > ア　災害時における貨物(トラック)自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本通運（株）	千葉支店< 千葉市中央区今井 1-14-22　（TEL）043-226-7600 > ア　災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	

現行（平成 19 年度修正）		平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）		頁
日本郵政公社	流山郵便局　＜ 流山市西初石 4-1423-1　（TEL）04-7155-7112 ＞ ア　災害時における郵政事業運営の確保。 イ　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策。 (ア)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (イ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ウ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (エ)被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分。 (オ)被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 (カ)郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 ウ　被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資。	郵便事業（株）	流山支店　＜ 流山市西初石 4-1423-1　（TEL）04-7154-2690 ＞ ア　災害時における郵便事業運営の確保 イ　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 （ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること （ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること （エ）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 （オ）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること	1-15
		郵便局（株）	流山郵便局　＜ 流山市西初石4-1423-1　（TEL）04-7155-7112 ＞ ア　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>

第６　指定地方公共機関

<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>社団法人千葉県医師会</td><td>〈 千葉市中央区千葉港 7-1　(TEL) 043-242-4271 〉
ア　医療及び助産活動に関すること。
イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>社団法人千葉県歯科医師会</td><td>〈 千葉県千葉市美浜区新港 32-17　(TEL) 043-241-6471 〉
ア　歯科医療活動に関すること。
イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>社団法人千葉県薬剤師会</td><td>〈 千葉県千葉市中央区 千葉港 7-1　(TEL) 043-242-3801 〉
ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
ウ　地区薬剤師会との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>京和ガス（株）
京葉瓦斯（株）</td><td>京和ガス　〈 流山市江戸川台東 1-254　(TEL) 04-7155-1550 〉
京葉瓦斯(株)東葛支社〈 千葉県柏市柏 211-5　(TEL) 04-7164-0211 〉
ア　ガス施設の防災体制及び災害時における供給対策に関すること。</td></tr>
</table>

</td><td>

第６　指定地方公共機関

<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>（社）千葉県医師会</td><td>〈 千葉市中央区千葉港 7-1　(TEL) 043-242-4271 〉
ア　医療及び助産活動に関すること。
イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>（社）千葉県歯科医師会</td><td>〈 千葉県千葉市美浜区新港 32-17　(TEL) 043-241-6471 〉
ア　歯科医療活動に関すること。
イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>（社）千葉県薬剤師会</td><td>〈 千葉県千葉市中央区 千葉港 7-1　(TEL) 043-242-3801 〉
ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
ウ　地区薬剤師会との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>京和ガス（株）
京葉瓦斯（株）</td><td>京和ガス(株)　〈 流山市江戸川台東 1-254　(TEL) 04-7155-1500 〉
京葉瓦斯(株)供給保安部保安指令センター
〈 千葉県市川市市川南 2-8-8　(TEL) 047-325-1049 〉
ア　ガス施設の防災体制及び災害時における供給対策に関すること。</td></tr>
</table>

</td><td>1-15</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）		平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）		頁
東武鉄道（株） 総武流山電鉄（株） 首都圏新都市鉄道（株）	東武鉄道　運河駅　〈 流山市東深井 405　（TEL）04-7152-4050 〉 江戸川台駅〈 流山市江戸川台東 1-3（TEL)04-7152-9310 〉 初石駅　〈 流山市西初石 3-100　（TEL）04-7154-2818 〉 流山おおたかの森駅〈流山市西初石 6-181-3(TEL)04-7153-2277〉 総武流山電鉄　鉄道部〈 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-0117 〉 流山駅〈 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-1010 〉 平和台駅　〈 流山市流山 4-483 〉 鰭ヶ崎駅　〈 流山市大字鰭ヶ崎 1438-3 〉 首都圏新都市鉄道　〈コールセンター 0570-000-298 〉 流山おおたかの森駅〈流山市西初石 6-182-3(TEL)04-7156-1211〉 流山セントラルパーク駅〈流山市前平井 119(TEL)04-7150-5211〉 南流山駅　〈 流山市南流山 2-1　（TEL）04-7158-4311〉 ア　鉄道施設の整備、保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	東武鉄道(株)　運河駅〈 流山市東深井 405　（TEL）04-7152-4050 〉 江戸川台駅〈 流山市江戸川台東 1-3（TEL)04-7152-9310 〉 初石駅　〈 流山市西初石 3-100　（TEL）04-7154-2818 〉 流山おおたかの森駅〈流山市西初石 6-181-3(TEL)04-7153-2277〉 流鉄(株)　鉄道部〈 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-0117 〉 流山駅〈 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-1010 〉 平和台駅　〈 流山市流山 4-483 〉 鰭ヶ崎駅　〈 流山市大字鰭ヶ崎 1438-3 〉 首都圏新都市鉄道(株)　〈コールセンター 0570-000-298 〉 流山おおたかの森駅〈流山市西初石 6-182-3(TEL)04-7156-1211〉 流山セントラルパーク駅〈流山市前平井 119(TEL)04-7150-5211〉 南流山駅　〈 流山市南流山 2-1　（TEL）04-7158-4311〉 ア　鉄道施設の保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	1-16
千葉テレビ放送（株） （株）ニッポン放送 （株）ベイエフエム	千葉テレビ放送（株）〈千葉市中央区都町 1-1-25（TEL)043-233-6681〉 (株）ニッポン放送〈東京都千代田区有楽町 1-9-3(TEL)03-3287-7622〉 (株）ベイエフエム〈 千葉市中央区中央 1-11-1（TEL）043-227-7878 〉 ア　住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 イ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ウ　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。	千葉テレビ放送（株）〈千葉市中央区都町 1-1-25（TEL)043-233-6681〉 (株）ニッポン放送〈東京都千代田区有楽町 1-9-3(TEL)03-3287-7622〉 (株）ベイエフエム〈 千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG マリブウエスト（TEL）043-351-7878 〉 ア　住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 イ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ウ　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。	
社団法人千葉県トラック協会 社団法人千葉県バス協会	トラック協会〈 千葉市美浜区新港 212-10　（TEL）043-247-1131 〉 バス協会　〈 千葉市美浜区新港 212-2　（TEL）043-246-8151 〉 ア　災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	(社)千葉県トラック協会〈千葉市美浜区新港 212-10　（TEL）043-247-1131 〉 (社)千葉県バス協会〈 千葉市美浜区新港212-2　（TEL）043-246-8151 〉 ア　災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	
千葉県道路公社	〈 千葉市中央区中央 4-13-28　（TEL）043-227-9331 〉 ア　所管道路の保全に関すること。 イ　所管道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。	〈 千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館7階（TEL）043-227-9331 〉 ア　所管道路の保全に関すること。 イ　所管道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第７　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者	第７　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者	1-17

現行

流山市農業協同組合	＜ 流山市野々下 1-307　（TEL）04-7150-2277 ＞ ア　市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 イ　被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。 ウ　災害時における食糧及び物資の供給に関すること。
流山市医師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-2324　（保健センター内）＞ ア　医療及び助産活動に関すること。 イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
流山市歯科医師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-3355　（保健センター内）＞ ア　歯科医療活動に関すること。 イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
流山市薬剤師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-6871　（保健センター内）＞ ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ　薬剤師会との連絡調整に関すること。
流山市地区赤十字奉仕団	＜ 流山市平和台 1-1-1　（TEL）04-7158-1111(社会福祉課内）＞ ア　災害救護活動に関すること。 イ　災害時における炊き出しに関すること。
流山市商工会	＜ 流山市流山 2-312　（TEL）04-7158-6111 ＞ ア　災害時における物価安定についての協力に関すること。 イ　救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること。
北千葉広域水道企業団	＜千葉県松戸市七右衛門新田 540 番地の 5　（TEL）047-345-3211＞ ア　用水施設の保全・復旧に関すること。 イ　緊急時の用水に関すること。

平成 24 年度修正案

機関の名称	事務又は業務の大綱
とうかつ中央農業協同組合	本店＜松戸市上本郷 2243－1　（TEL）047-361-2201 ＞ 八木支店＜ 流山市野々下 1-307　（TEL）04-7158-2211 ＞ ア　市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 イ　被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。 ウ　災害時における食糧及び物資の供給に関すること。
（社）流山市医師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-2324　（保健センター内）＞ ア　医療及び助産活動に関すること。 イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
（社）流山市歯科医師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-3355　（保健センター内）＞ ア　歯科医療活動に関すること。 イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
流山市薬剤師会	＜ 流山市西初石 4-1433-1（TEL）04-7155-6871　（保健センター内）＞ ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ　薬剤師会との連絡調整に関すること。
流山市地区赤十字奉仕団	＜ 流山市平和台 1-1-1　（TEL）04-7158-1111(社会福祉課内）＞ ア　災害救護活動に関すること。 イ　災害時における炊き出しに関すること。
流山商工会議所	＜ 流山市流山 2-312　（TEL）04-7158-6111 ＞ ア　災害時における物価安定についての協力に関すること。 イ　救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること。
北千葉広域水道企業団	＜千葉県松戸市七右衛門新田 540-5（TEL）047-345-3211＞ ア　用水施設の保全・復旧に関すること。 イ　緊急時の用水に関すること。

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>第８　市民及び事業所等
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>市民</td><td>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災予防を図る。また、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティーの形成に努める。
また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</td></tr><tr><td>事業所</td><td>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与する。
また、集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保に努める。
更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</td></tr></table></td><td>第８　市民及び事業所等
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>市民</td><td>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、３日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な地震災害発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティーの形成に努める。
また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</td></tr><tr><td>事業所</td><td>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。
また、集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保や食糧・飲料水（ペットボトルを含む）等の備蓄に努める。
更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</td></tr></table></td><td>1-18</td></tr>
<tr><td>第５節　流山市（千葉県）の自然と災害
第１　地勢
１　位置
流山市は、千葉県の西北部、東京から 30km 圏内にあり、東経 139°52′～57′、北緯 35°49′～55′（日本測地系）の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。
東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西 7.96km、南北 10.36km、周囲約</td><td>第５節　流山市（千葉県）の自然と災害
第１　地勢
１　位置
流山市は、千葉県の北西部、都心から 25km 圏内にあり、東経 139°52′～57′、北緯 35°49′～55′（日本測地系）の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。
東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西 7.96km、南北 10.36km、周囲約</td><td>1-19</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
41km で、面積は 35.28ｋ㎡である。 （図略） 3　河川 (1)　江戸川 一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km の区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。 排水施設としては国土交通省管理の今上落排水樋管及び流山排水樋管のほか、排水機場のある施設が 3 ヵ所設けられている。 (5)　大堀川 本市の美田地先から手賀沼に至る延長約 1.2km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。	41km で、面積は 35.28ｋ㎡である。 （図略） 3　河川 (1)　江戸川 一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km の区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。 排水施設としては国土交通省管理の今上落排水樋管及び流山排水樋管のほか、排水機場のある施設が 3 ヵ所設けられている。 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地において、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。江戸川上流の千葉県野田市、埼玉県幸手市では河川堤防の法面が約 200m に渡って崩れた。梅雨時期前であり早急に復旧された 。 (5)　大堀川 本市の美田地先から手賀沼に至る延長約 7.0km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。	1-21
第 3　気象 本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。	第 3　気象 本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。	1-25

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第４　社会環境 １　人口及び世帯 都心から 30km 圏内という立地条件や交通機関の整備、住宅地の造成による都市化の進展により、流山市の人口は、昭和 30 年代から昭和 50 年代後半にかけて急激に増加した。近年における人口の伸びは極めて緩やかになっており、市の人口は平成 18 年に約 15 万人となっている。 平均世帯人員（一世帯あたり平均人口）は、平成 6 年以降に 3 人を割り、核家族化の傾向となっている。 また、平成 18 年の国勢調査における年齢別人口では、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 69.4%（全国平均 66.6%）とやや高い反面、老人人	第４　社会環境 １　人口及び世帯 都心から 25km 圏内という立地条件や交通機関の整備、住宅地の造成による都市化の進展により、流山市の人口は、昭和 30 年代から昭和 50 年代後半にかけて急激に増加し、平成 10 年代に鈍化したが、平成 18 年以降に再び増加傾向に転じている。市の人口は平成 24 年に約 16.6 万人となっている。 平均世帯人員（一世帯当たり平均人口）は、徐々に減り続け、平成 24 年は 2.50 人となった。平成 22 年の国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計は平成 17 年に約 8.5 千世帯であったが平成 22 年には約 11.4 千世帯と 5 年で 1.34 倍と急増している。 また、平成 24 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によると、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 64.6%（全国平均 63.3%）とやや高い反面、老	1-26

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
口（65 歳以上）は 17.1%（全国平均 19.5%）と低く、相対的に若い人口構成となっているが、出生率の低下等により、年々高齢化が進んでいる。今後もその傾向は続くものと見込まれている。 《資料 74　市人口の推移》 2　交通体系 市の交通体系は、主要地方道松戸・野田線（県道）と東武鉄道野田線を骨格として形成されており、県道がこれを補完する形で埼玉県三郷市及び柏市・松戸市・野田市と結んでいる。また、市をとりまく広域幹線交通としては、JR 常磐線、JR 武蔵野線、つくばエクスプレス、総武流山電鉄、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号が挙げられる。 (1)　道路 市の道路網については、常磐自動車道が市の北部地域を東西に横断しており、平成 4 年に開設した常磐自動車道流山インターチェンジにより、道路交通の利便性が飛躍的に向上した。 また、主要地方道松戸・野田線（県道）が現状では市域を南北に縦貫する道路体系の主軸となっているが、これと平行する形で市域北部を松戸・野田有料道路が縦貫している。また、これらと直交する東西の主要幹線として、柏・流山線、守谷・流山線、草加・流山線等の県道がある。 (2)　鉄道 市の鉄道網については、東武鉄道野田線が市域中央部やや東側をほぼ南北に縦貫し、柏駅で JR 常磐線に接続している。平成 17 年に開通したつくばエクスプレスは、茨城県つくば市と東京都千代田区（秋葉原）を結ぶ新線で、東武鉄道野田線、JR 武蔵野線と交差する流山おおたかの森	年人口（65 歳以上）は 21.5%（全国平均 23.7%）と低く、相対的に若い人口構成となっているが、出生率の低下等により、年々高齢化が進んでいる。今後もその傾向は続くものと見込まれる。 《資料 74　市人口の推移》 2　交通体系 市の交通体系は、主要地方道松戸・野田線（県道）と東武鉄道野田線を骨格として形成されており、県道がこれを補完する形で埼玉県三郷市及び柏市・松戸市・野田市と結んでいる。また、市をとりまく広域幹線交通としては、JR 常磐線、JR 武蔵野線、つくばエクスプレス、流鉄流山線、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号が挙げられる。 (1)　道路 市の道路網については、常磐自動車道が市の北部地域を東西に横断しており、平成 4 年に開設した常磐自動車道流山インターチェンジにより、道路交通の利便性が飛躍的に向上した。 また、主要地方道松戸・野田線（県道）が市域を南北に縦貫する道路体系の主軸となっており、市域北部を市道 118 号線（旧県道）が縦貫している。また、これらと直交する東西の主要幹線として、柏・流山線、守谷・流山線、草加・流山線等の県道がある。 (2)　鉄道 市の鉄道網については、東武鉄道野田線が市域中央部やや東側をほぼ南北に縦貫し、柏駅で JR 常磐線に接続している。平成 17 年に開通したつくばエクスプレスは、茨城県つくば市と東京都千代田区（秋葉原）を結ぶ新線で、東武鉄道野田線、JR 武蔵野線と交差する流山おおたかの森	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
駅、南流山駅での乗換が可能であり、流山市の新たな動脈となりつつある。 JR 武蔵野線と総武流山電鉄は市の南西部地域を通り、それぞれ JR 常磐線の新松戸駅と馬橋駅で接続している。	駅、南流山駅での乗換が可能であり、流山市の新たな動脈となっている。 JR 武蔵野線と流鉄流山線は市の南西部地域を通り、JR 武蔵野線は JR 常磐線の新松戸駅と、流鉄流山線は馬橋駅で接続している。	
3　産業 (1)　製造業 市の製造業は、みりん醸造業を中心として早くから発展したが、昭和 40 年代以降日本の各地で進められた工業化の波は、本市の場合特に目立った形で受けていない。市は、比較的小規模な企業を中心に発展してきたため、経営基盤の弱い中小企業が多く見受けられる。 近年、工業の発展と住環境の保全のため、工場の集約化と団地化が進められている。一方で、住工混在による様々な問題が生じている。 今後は、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応し、かつ、本市に適合する新たな産業の創造が必要と考え、中小企業の経営基盤の強化や近代化等を支援するとともに、住工混在を解消するため、工業団地等の整備促進を進めている。また、東葛テクノプラザや周辺大学等の産業情報の提供や先端技術の指導を受けながら、「産・学・官」による工業振興セミナー等の開催を図り、本市に適合する新たな産業の創造に努めている。	3　産業 (1)　製造業 流山市は、みりん醸造業を中心として早くから発展したが、昭和 40 年代以降日本の各地で進められた工業化の波は、本市の場合特に目立った形で受けていない。市は、比較的小規模な企業を中心に発展してきたため、経営基盤の弱い中小企業が多く見受けられる。 近年、工業の発展と住環境の保全のため、工業団地の整備や環境管理システムの構築を促進し、工場の集約化と団地化を進めている。 今後は、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応し、かつ、本市に適合する新たな産業の創造が必要と考え、中小企業の経営基盤の強化や近代化等を支援するとともに、東葛テクノプラザや周辺大学等の産業情報の交換や先端技術の導入を図りながら、「産・学・官」による新たな産業の創造に努めている。	1-27
(2)　商業 市の消費購買力は、全体的には近隣都市の大型商業圏への流出が続いている状況であるが、近年、市内への大型店の出店に伴う市外からの流入も生じ、市外への流出が減少傾向にある。また、つくばエクスプレスの	(2)　商業 市の消費購買力は、全体的には近隣都市の大型商業圏への流出が続いている状況である。近年、つくばエクスプレスおおたかの森駅に隣接した大型商業施設の開業に伴い、市外への流出が減少傾向にある。また、個	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
新駅周辺では商業施設が開業しつつあるため、近隣市町からの更なる消費購買力の流入増加が期待される。 さらに、市では、個性と魅力ある商店街づくりの促進と地域に根ざした商店街の活性化を目指すとともに、既存商業地と新たな商業核を含めた商業地間の情報ネットワークの構築、及び高齢者や障害者等が安心して買物ができる商業地の整備を推進し、消費者サービスの向上とバリアフリー化に努めている。	性と魅力ある商店街づくりの促進と地域に根ざした商店街の活性化を目指すとともに、既存商業地と新たな商業核を含めた商業地間の情報ネットワークの構築、及び高齢者や障害者等が安心して買物ができる商業地の整備を推進し、消費者サービスの向上とバリアフリー化に努めている。	
4　土地利用 本市の面積は 35.28km2 で、このうち市街化区域は 21.51km2 である。一方、市街地を囲む形で市街化調整区域が設定され、農業を中心とした生活と生産の場となっている。 市域の土地利用の現状について地目別の割合をみると、平成 17 年では宅地（住宅地、工業地、商業地等）が 44.9%を占め、田・畑 33.4%、山林・原野 21.8%となっている。 平成 7 年から平成 17 年の 10 年間における土地利用の推移をみると、田・畑・山林・原野が約 1.53km2 減少し、宅地が約 0.78km2 増加するなど、市域の約 3%が都市的土地利用へ転換されている。	4　土地利用 本市の面積は 35.28km2 で、このうち市街化区域は 21.51km2 である。一方、市街地を囲む形で市街化調整区域が設定され、農業を中心とした生活と生産の場となっている。 市域の土地利用の現状について地目別の割合をみると、平成 23 年では宅地（住宅地、工業地、商業地等）が 49.2%を占め、田・畑 30.9%、山林 10.0%となっている。 平成 12 年から平成 23 年の 10 年間における土地利用の推移をみると、田・畑・山林が約 1.80km2 減少し、宅地が約 1.13km2 増加するなど、市域の約 4.8%が都市的土地利用へ転換されている。	1-27
5　市街地の形成 本市における市街地は、鉄道沿線の各駅を中心に形成されてきた。 東武鉄道野田線江戸川台駅、JR 常磐線南柏駅付近は、昭和 30 年代初頭に宅地造成され、優良な住環境を持つ落ち着いた市街地として発展してきている。	5　市街地の形成 本市における市街地は、鉄道沿線の各駅を中心に形成されてきた。 東武鉄道野田線江戸川台駅、JR 常磐線南柏駅付近は、昭和 30 年代初頭に宅地造成され、優良な住環境を持つ落ち着いた市街地として発展してきている。	1-28

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
一方、総武流山電鉄沿線についても、区画整理事業方式を中心とした宅地造成が進み、特に平和台駅を中心とする地域は地形を活かしたまちづくりが進んだところであり、良好な市街地となっている。 さらに、JR 武蔵野線南流山駅を中心とした市街地については、当時施行の土地区画整理事業としては全国でも大規模といわれる 132ha に及ぶ宅地化が行われた地域である。 このように、旧来からの市街地が自然発生的に生活圏の異なった形で進展し、別々の特性を持つ鉄道沿線に形成されてきた。その結果として、市街地が大きく三極に分化しており、まとまりに欠けるといった点は否めない。 この課題に対応するため、つくばエクスプレスと常磐自動車道流山インターチェンジという二つの交通基盤の整備され、市域における交通の要として活用されつつある。 今後は、市総合計画の将来都市像である『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』を継承した「都市計画マスタープラン」のもと、次のように新しい市街地と既存市街地を有機的に結ぶ都市軸を形成する計画である。 ア　新たな市街地創造軸 本市の新しい市街地形成の基軸となるつくばエクスプレス沿線を、「新たな市街地創造軸」と位置付け、周辺の市街地への新しい都市活動の波及効果を考慮して計画的・積極的なまちづくりを推進する。また、この軸上に沿って公園や防災調節池などを整備し、都市と自然が融合したまちづくりを推進する。	一方、流鉄流山線についても、区画整理事業方式を中心とした宅地造成が進み、特に平和台駅を中心とする地域は地形を活かしたまちづくりが進んだところであり、良好な市街地となっている。 さらに、JR 武蔵野線南流山駅を中心とした市街地については、当時施行の土地区画整理事業としては全国でも大規模といわれる 132ha に及ぶ宅地化が行われた地域である。 このように、旧来からの市街地が自然発生的に生活圏の異なった形で進展し、別々の特性を持つ鉄道沿線に形成されてきた。その結果として、市街地が大きく三極に分化しており、まとまりに欠けるといった点は否めない。 この課題に対応するため、つくばエクスプレスと常磐自動車道流山インターチェンジという二つの交通基盤の整備され、市域における交通の要となっている。 今後は、市総合計画の将来都市像である『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』を継承した「都市計画マスタープラン」のもと、次のように新しい市街地と既存市街地を有機的に結ぶ都市軸を形成する計画である。 ア　新たな市街地創造軸 本市の新しい市街地形成の基軸となるつくばエクスプレス沿線を、「新たな市街地創造軸」と位置付け、周辺の市街地への新しい都市活動の波及効果を考慮し、市内 640ha において土地区画整理事業を実施するなど、計画的・積極的なまちづくりを推進する。また、この軸上に沿って公園や防災調節池などを整備し、都市と自然が融合したまちづくりを推進する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	特に、流山おおたかの森駅を中心とした約 286ha の土地区画整理事業は、将来の流山の中核としての街づくりを行っている。中心核にふさわしい商業・業務・文化機能等の配置し、市の核となる市街地の形成が期待されている。	
イ　地域特性を活かした市街地形成軸 既存市街地の基軸である東武野田線沿線を「地域特性を活かした市街地形成軸」と位置付け、それぞれの地域に残されている多くの自然や歴史、文化の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進します。	イ　地域特性を活かした市街地形成軸 既存市街地の基軸である東武野田線沿線を「地域特性を活かした市街地形成軸」と位置付け、それぞれの地域に残されている多くの自然や歴史、文化の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。	
第 5　過去の災害 2　近年の地震 （加筆）	第 5　過去の災害 2　近年の地震 (3)　東北地方太平洋沖地震及び余震 （本震：平成 23 年 3 月 11 日（2011 年）　M9.0） 県下では成田市、印西市で震度 6 弱となり、さらに沿岸部、埋立地、河川沿いで液状化被害が発生した。本市では震度 5 弱を記録し、900 棟を超える家屋が一部損壊するなどしたが人的被害はなかった。しかし、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳、食料の品切れ、放射能対応等の問題が発生した。	1-29 1-30
第 6 節　想定地震と被害想定 大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合に、どのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で発生するのか、市がどのような状況に置かれるのかを想定しておく	第 6 節　想定地震と被害想定 大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような実効性のある地域防災計画とするためには、発生する可能性がある程度高いとされる地震と、可能性は高くなくとも否定は出来ず、かつ、発生した場合は極めて大きな被害を生じる地震に	1-31

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ことが有効である。すなわち、発生の可能性がある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を、可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。 （略） このような考えのもとに、本市では 100 年以内に発生する可能性のある M7 クラスの首都直下で発生する地震を想定地震として、平成 18 年度に防災対策調査を実施し、地震被害想定を行った。	ついて想定しておくことが必要である。この際、それぞれの地震が発生した場合、各地域毎にもどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で発生するのかを想定し、各地域毎の危険度とそれに基づく対策を検討しておくことが有効である。 （略） このような考えのもとに、本市では 100 年以内に発生する可能性のある M7 クラスの首都直下で発生する地震を想定地震として、平成 18 年度に防災対策調査を実施し、地震被害想定を行った。 さらに、正確な記録が残る過去最大規模の活断層地震とされる平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震と同規模のものとして、「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」を仮想し、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて被害想定を行った。 また、最近指摘されている「野田隆起帯」及びその他新たに発見された活断層について、今後、国等で調査研究が進められ、市に被害が及ぶおそれがあるとされた場合は、前提条件等の見直しを行い、地震被害想定結果に応じて本計画を見直していくものとする。	
第１　想定地震 なかでも、本市に最も被害をもたらすことが予想される東京湾北部地震及び茨城県南部地震を参考に、震源の深さ及び地震規模も、同程度の想定地震をモデルとして採用することとした。また、地震災害は、気象条件や社会条件によって、被害が大きく変わるという特性を持つため、本調査では兵庫県南部地震が発生した状況と同等なケース（冬朝 5 時）、	第１　想定地震 なかでも、本市に最も被害をもたらすことが予想される東京湾北部地震及び茨城県南部地震を参考に、震源の深さ及び地震規模も、同程度の想定地震をモデルとして採用し、平成 18 年度に流山市防災対策調査を実施した。	1-32

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
最悪に近い状況のケース（冬夕 18 時）、日中の平均的なケース（夏昼 12 時）の 3 ケースを想定した。	現在までのところ、本市直下の活断層は確認されていないが、これをもって、その存在の可能性を否定することは出来ないため、今後の市の地震防災対策の推進に際して前提とする想定地震として、正確な記録が残る過去最大規模の活断層地震とされる平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震及び中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(2004)で設定された立川断層帯による地震と同規模のものとして、「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」を仮定し、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて被害算定を行った。 被害算定において、震源域（断層面）を特定場所に設定した場合、算定上の被害は、設定した震源域においては大きく、そこから離れるほど小さくなり、誤解を生じる結果となる。このため、未確認の断層を仮定する以上、その震源域は、市内の何れの場所においてもあり得るとの考えから、地域を 50m×50m メッシュに区分して、各メッシュ毎に、その直下に震源があった場合を仮定して最大級の被害を算定した。 なお、この手法によって、各地域（メッシュ）における被害算定に基づき、各地域の危険度を判断することが可能となる半面、特に次の点に留意する必要がある。	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
表　前提条件
<table>
<tr><th colspan="2">条　件　項　目</th><th>東京湾北部地震</th><th>茨城県南部地震</th><th></th></tr>
<tr><td>1</td><td>地　震　規　模</td><td>M7.3</td><td>M7.3</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>震　源　地</td><td>東京湾奥</td><td>茨城県南部</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>季　節</td><td>冬</td><td>冬</td><td>夏</td></tr>
<tr><td>4</td><td>時　間　帯</td><td>朝 5 時</td><td>夕 18 時</td><td>昼 12 時</td></tr>
<tr><td>5</td><td>風　向</td><td colspan="2">北北西</td><td>南</td></tr>
<tr><td>6</td><td>風　速</td><td colspan="2">6　m/秒</td><td>6　m/秒</td></tr>
</table>
</td><td>
① 市の全域、即ち、全メッシュの直下を震源とする地震は現実的には発生することはなく、かつ、そのような想定をしているものではないこと。

② 各メッシュ毎の被害を全て単純に合計すると、従来のように震源域を特定場所に設定する手法よりも数値が大きくなること。

③ 本算定結果については、市全体の被害よりも、各地域（メッシュ）毎における被害量の分布に注目し、各地域における地震に対する危険度を判断することが重要であること。

地震災害は、気象条件や社会条件によって、被害が大きく変わるという特性を持つため、本調査では次の各条件で実施した。
・　季節及び発生時間
兵庫県南部地震が発生した状況と同等なケース（冬朝 5 時）
最悪に近い状況のケース（冬夕 18 時）
日中の平均的なケース（夏昼 12 時）
・　風向及び風速
北北西 6 m／秒
南 6 m／秒
</td><td>1-33</td></tr>
<tr><td>第 2　被害の特徴
2～8（略）</td><td>第 2　東京湾北部地震及び茨城県南部地震の想定結果
2～8（略）</td><td>1-34</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

9　被害の概要

被害予測をまとめると、次のとおりである。

表　被害想定結果

項目			被害想定結果			
			東京湾北部地震		茨城県南部地震	
			被害数量	被害率	被害数量	被害率
木造建物		全壊棟数	610　棟	1.61%	331　棟	0.87%
		半壊棟数	2711　棟	7.16%	1844　棟	4.87%
非木造建物		全壊棟数	213　棟	2.39%	137　棟	1.54%
		半壊棟数	234　棟	2.63%	158　棟	1.77%
火災	冬5時	焼失棟数	1　棟	0.00%	1　棟	0.00%
	冬18時		14　棟	0.00%	4　棟	0.00%
	夏12時		2　棟	0.00%	1　棟	0.00%
ライフライン施設	上水道	被害箇所数	344　箇所	0.64箇所/km	246　箇所	0.45箇所/km
	下水道	管被害延長	2.64 km	0.92%	2.66 km	0.92%
	電力 冬5時	電柱被害数	45　本	0.32%	30　本	0.21%
	電力 冬18時		48　本	0.34%	30　本	0.21%
	電力 夏12時		45　本	0.32%	30　本	0.21%
	電話 冬5時	電柱被害数	21　本	0.31%	13　本	0.19%
	電話 冬18時		23　本	0.34%	13　本	0.20%
	電話 夏12時		21　本	0.31%	13　本	0.19%
道路		被害数	2.2箇所	－	2.9箇所	－
鉄道		被害数	18.7箇所	－	16.9箇所	－
人的被害	冬5時	死者数	27　人	0.02%	15　人	0.01%
		負傷者数	814　人	0.53%	502　人	0.33%
		重傷者数	80　人	0.05%	44　人	0.03%
		要救出者数	301　人	0.20%	164　人	0.11%
		避難者数(1日後)	24231　人	15.86%	19634　人	12.85%
		避難者数(4日後)	19961　人	13.06%	15976　人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4720　人	3.09%	2919　人	1.91%
		帰宅困難者数	0　人	－	0　人	－
	冬18時	死者数	18　人	0.01%	10　人	0.01%
		負傷者数	610　人	0.40%	384　人	0.25%
		重傷者数	64　人	0.04%	35　人	0.02%
		要救出者数	237　人	0.15%	129　人	0.08%
		避難者数(1日後)	24250　人	15.87%	19639　人	12.85%
		避難者数(4日後)	19982　人	13.08%	15981　人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4747　人	3.11%	2926　人	1.91%
		帰宅困難者数	10895　人	－	10895　人	－
	夏12時	死者数	13　人	0.01%	7　人	0.00%
		負傷者数	587　人	0.38%	379　人	0.25%
		重傷者数	65　人	0.04%	35　人	0.02%
		要救出者数	244　人	0.16%	133　人	0.09%
		避難者数(1日後)	24232　人	15.86%	19634　人	12.85%
		避難者数(4日後)	19963　人	13.07%	15976　人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4722　人	3.09%	2919　人	1.91%
		帰宅困難者数	22541　人	－	22541　人	－

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

9　被害の概要

東京湾北部地震、茨城県南部地震における被害の概要は次のとおりである。

表 1-6-1　被害の概要

項　目			東京湾北部地震		茨城県南部地震	
			被害数量	被害率	被害数量	被害率
木造建物		全壊棟数	610 棟	1.61%	331 棟	0.87%
		半壊棟数	2,711 棟	7.16%	1,844 棟	4.87%
非木造建物		全壊棟数	213 棟	2.39%	137 棟	1.54%
		半壊棟数	234 棟	2.63%	158 棟	1.77%
火災	冬5時	焼失棟数	1 棟	0.00%	1 棟	0.00%
	冬18時		14 棟	0.00%	4 棟	0.00%
	夏12時		2 棟	0.00%	1 棟	0.00%
ライフライン施設	上水道	損壊ヵ所数	344 ヵ所	0.64ヵ所/km	246 ヵ所	0.45ヵ所/km
	下水道	管損壊延長	2.64 km	0.92%	2.66 km	0.92%
	電力 冬5時	電柱損壊数	45 本	0.32%	30 本	0.21%
	電力 冬18時		48 本	0.34%	30 本	0.21%
	電力 夏12時		45 本	0.32%	30 本	0.21%
	電話 冬5時	電柱損壊数	21 本	0.31%	13 本	0.19%
	電話 冬18時		23 本	0.34%	13 本	0.20%
	電話 夏12時		21 本	0.31%	13 本	0.19%
道路		損壊数	2.2 箇所	－	2.9 箇所	－
鉄道		損壊数	18.7 箇所	－	16.9 箇所	－
人的被害	冬5時	死者数	27 人	0.02%	15 人	0.01%
		負傷者数	814 人	0.53%	502 人	0.33%
		重傷者数	80 人	0.05%	44 人	0.03%
		要救出者数	301 人	0.20%	164 人	0.11%
		避難者数(1日後)	24,231 人	15.86%	19,634 人	12.85%
		避難者数(4日後)	19,961 人	13.06%	15,976 人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4,720 人	3.09%	2,919 人	1.91%
		帰宅困難者数	0 人	－	0 人	－
	冬18時	死者数	18 人	0.01%	10 人	0.01%
		負傷者数	610 人	0.40%	384 人	0.25%
		重傷者数	64 人	0.04%	35 人	0.02%
		要救出者数	237 人	0.15%	129 人	0.08%
		避難者数(1日後)	24,250 人	15.87%	19,639 人	12.85%
		避難者数(4日後)	19,982 人	13.08%	15,981 人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4,747 人	3.11%	2,926 人	1.91%
		帰宅困難者数	1,479 人	－	1,479 人	－
	夏12時	死者数	13 人	0.01%	7 人	0.00%
		負傷者数	587 人	0.38%	379 人	0.25%
		重傷者数	65 人	0.04%	35 人	0.02%
		要救出者数	244 人	0.16%	133 人	0.09%
		避難者数(1日後)	24,232 人	15.86%	19,634 人	12.85%
		避難者数(4日後)	19,963 人	13.07%	15,976 人	10.46%
		避難者数(1ヶ月後)	4,722 人	3.09%	2,919 人	1.91%
		帰宅困難者数	3,059 人	－	3,059 人	－

頁

1-43

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	第３　流山市直下の活断層による M7.3 の地震 流山市直下の地震 M7.3 の被害予測に当っては、市域を 1/2 地域メッシュ（50m×50m）に区切り、各メッシュについて地形分類し、被害の程度を想定した。地形分類図は次のとおりである。 図 1-6-8　流山市の微地形区分	1-44

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	1　各メッシュ毎の被害の算定 (1)　震度 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度を右図に示す。 地盤の強固な地域においても震度６強、地盤の軟弱な地域においては震度７と算定され、特に、これらの地域における対策が重要となることが分かる。 図 1-6-9　震度分布図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける最大震度）	1-44

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(2)　液状化の状況 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度を右図に示す。 本市は、台地の部分が多いため、液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが、流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小河川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における液状化対策が重要となることが分かる。 図 1-6-10　液状化危険度分布図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける液状化の危険度）	1-45

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(3)　崖・斜面の被害 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して判定した崖地の危険度を右図に示す。 市内の土砂災害危険ヵ所 14 ヵ所のうち、12 ヵ所が危険性の高いと判定され、2 ヵ所が危険性があると判定される。危険度の高いヵ所での避難対策等が重要となる。 図 1-6-11　崖地危険性評価結果図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して判定した崖地の危険度）	1-45

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(4)　建物被害 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数を右図に示す。 市内の木造、非木造の建物を対象に揺れ及び液状化による建物の被害想定を行ったところ、流山市全域で被害が発生すると算定されるが、特に南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における耐震補強等の対策が重要となることが分かる。 図 1-6-12　全壊棟数分布図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける全壊棟数）	1-46

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(5)　火災被害 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける冬 18 時の火災延焼による焼失棟数を右図に示す。 南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における建物の不燃化等の対策が重要となることが分かる。 図 1-6-13　焼失棟数分布図（冬 18 時） （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける焼失棟数）	1-46
	(6)　ライフラインの被害 ア　上水道 市全域で配水管の損壊が発生すると算定される。市南西部の液状化危険度が高い地域で被害が大きい傾向にある。 イ　下水道 汚水管渠区間では、管渠の損壊により流下機能支障となる被害が発生する。市南西部の液状化危険度が高い地域で被害が大きい傾向にある。	1-47

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	ウ　都市ガス 中防災会議の手法 より、震度 6 強以上の場合は、低圧導管ブロック内の地域が即時停止するものとして被害予測を実施した。流山市直下の活断層による M7.3 の地震では、市内全域が震度 6 強以上となるため、都市ガス低圧導管の供給エリア全域で供給停止になると算定される。 エ　電力 配電設備の中でも最も地震の被害を受けやすい電柱を対象に被害予測を実施した結果、火災の被害が大きい地域で電柱の被害が大きくなると算定される。 オ　通信施設 通信設備の中でも最も地震の被害を受けやすい架空線の電柱を対象に被害予測を実施した結果、火災の被害が大きい地域で電柱の被害が大きくなると算定される。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(7)　交通施設の被害 ア　道路 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した道路区間別の被害を右図に示す。 対象道路全体で通行支障か所が発生する。県道 29 号線及び県道 280 号線で被害が大きくなる傾向にあり、これらの路線に対する応急復旧体制の構築が重要となる。対象橋梁では、蔵下橋で液状化危険度が「極めて低い」、流山橋及び流山橋歩道橋で液状化の危険はないと算定される。 図 1-6-14　道路区間別被害分布図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した道路区間別被害）	1-48

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	イ　鉄道 流山市直下の活断層による M7.3 の地震を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した鉄道駅間別被害を右図に示す。 対象路線全体で通行支障か所が発生する。各路線の被害か所数の合計をみると、市内における延長が長い東武野田線で被害か所数が多いと算定され、これらの応急復旧体制が重要である。また、路線内の橋梁は、いずれも震度６強となる範囲に位置する。液状化危険度は坂川橋で「高い」、利根運河橋梁で「きわめて低い」と予測される。坂川橋は注意が必要であり、地盤の液状化対策等が必要であることが分かる。 図 1-6-15　鉄道駅間別被害分布図 （地域を 50m×50m メッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に M7.3 の震源があった場合を仮定して算定した鉄道駅区間別被害）	1-48

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(8)　人的被害 死者、負傷者、重傷者、要救出者、避難者（発災 1 日後、4 日後、1 か月後）、帰宅困難者の被害予測を実施した。死傷者の予測結果の数値は、揺れ及び液状化による建物被害、火災による要因のものであり、崖崩れ、交通被害、地震後の避難によるストレスなどによる要因のものは含まれていない。 死傷者は市全体で発生するが、市南西部で多く発生する傾向がある。耐震化等の対策により、建物倒壊による死傷者の減災対策を行うとともに、自主防災組織等における地域ぐるみでの初期消火活動や倒壊建物等の下敷きになった者の救出等の共助による活動、医療体制等の整備が重要である。 また、避難者は、建物被害やライフライン被害が大きいことから、市全域で多数発生するため、避難所の整備や、避難者に配布する物資の備蓄対策を進めることが重要である。 さらに、鉄道の停止等により、主要駅等で帰宅困難者が多く発生し、混乱することが予想されるため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、企業・学校等への一斉帰宅の抑制や一時収容を図ることを要請することが重要である。	1-49

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 7 節　減災目標の設定 中央防災会議は、今後の発生が懸念される大規模地震について「地震防災戦略」を定めている（平成 18 年 4 月）。「地震防災戦略」では、被害想定結果をもとに人的被害及び経済被害を軽減することとし、対象とする地震、達成時期及び減災効果を明らかにした「減災目標」を策定し、中央防災会議で決定するものである。首都直下地震については、「今後 10 年間で死者数を半減」、「今後 10 年間で経済被害額を４割減」という減災目標が設定されている。 さらに、中央防災会議では、「地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体は、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある」としている。 そこで、本市においても、被害想定を実施した 2 つの地震を対象として、減災目標を国に準じて設定する。 本市の減災目標は次のとおりであり、主に建築物の耐震化の推進によって達成を目指すものとする。	第 7 節　減災目標の設定 中央防災会議は、今後の発生が懸念される大規模地震について「地震防災戦略」を定めている（平成 18 年 4 月）。「地震防災戦略」では、被害想定結果をもとに人的被害及び経済被害を軽減することとし、対象とする地震、達成時期及び減災効果を明らかにした「減災目標」を策定し、中央防災会議で決定するものである。首都直下地震については、「今後 10 年間で死者数を半減」、「今後 10 年間で経済被害額を４割減」という減災目標が設定されている。 さらに、中央防災会議では、「地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体は、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。」としている。 そこで、本市においても、被害想定を実施した 3 つの地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、流山市直下の活断層による M7.3 の地震）を対象として、減災目標を国に準じて設定する。 1　短期的な目標 本市の短期的な減災目標は次のとおりであり、主に建築物の耐震化の推進によって達成を目指すものとする。	1-50

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
減　災　目　標 今後 10 年間で、「東京湾北部地震（M=7.3）」及び「茨城県南部地震（M=7.3）」における揺れによる死者数を半減	減　災　目　標 今後 10 年間で、「東京湾北部地震（M=7.3）」及び「茨城県南部地震（M=7.3）」における揺れによる死者数を半減 ※平成 20 年 3 月時点で設定した目標 2　長期的な目標 「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」の減災対策は、主に災害時応急活動事前対策の一層の充実や「安全で災害に強いまちづくり」の推進によって長期的に進めるものとする。 (1)　安全で災害に強いまちづくり ア　建築物の耐震化の促進　※流山市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）より 市有建築物　　55.1%（平成 19 年 1 月）→ 100%（平成 27 年度） 住宅　　71.4%（平成 19 年 1 月）→　90%（平成 27 年度） 特定建築物　　74.3%（平成 19 年 1 月）→　90%（平成 27 年度） イ　家具等の転倒防止対策 ・転倒防止器具の取り付け支援 ウ　道路・公園等の整備 ・都市計画道路の整備 ・区画整理事業の推進 ・防災緑地の整備 ・防災まちづくりへの規制誘導の検討	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	エ　土砂災害の防止対策 オ　ライフラインの被害軽減対策 ・上下水道施設の耐震化等の促進 ・上下水道施設への自家発電装置の設置 (2)　災害対応力の強化 ア　防災拠点等の機能確保 ・自家発電装置の設置 ・耐震化及び安全性の確保 ・備蓄・調達・輸送体制、通信体制の整備 イ　消火、救出・救護体制の強化 ・自主防災組織結成率　64.2%（平成 23 年度）→ 70%（平成 31 年度） ・消防力の強化 ウ　備蓄体制の整備 ・備蓄量の見直し　食糧備蓄量÷（想定被害者数×3 食×3 日分）×100 44.7%（平成 23 年度）→ 55%（平成 31 年度） ・備蓄品目の見直し ・物資調達体制の見直し（協定締結の新規・見直し等） エ　市民に対する通信連絡体制の整備 オ　各種マニュアルの作成 ・各部署の緊急時対応マニュアルの作成 ・各避難所運営マニュアルの作成 ・市災害廃棄物処理計画の作成	1-51

第２章　災害予防計画

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第２章　災害予防計画 第１節　訓練及び防災知識の普及計画 突発的に発生した地震による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ的確な防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。 このため市は、平常時から、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。 第１　防災広報の充実 【安心安全課】 防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。	第２章　災害予防計画 第１節　訓練及び防災知識の普及計画 突発的に発生した地震による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ的確な防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。 すなわち、「自助（自らの命は自ら守る）」、「共助（自分たちの地域は地域のみんなで守る）」を基本理念とし、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要である。 このため市は、平常時から、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。 第１　防災広報の充実 【防災危機管理課、指導課】 防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映したわかりやすい広報資料の作成に努める。	2-1

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
1　広報すべき内容 防災知識の普及にあたっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 (1)　市地域防災計画の概要 災害対策基本法第 42 条第 4 項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。 (2)　災害予防に関する事項 地震による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば、火災の予防及び建物の耐震化等については、計画的に各世帯へ周知徹底するように務めるものとする。 普及すべき内容は、次の項目を想定する。 ア　防災制度の概要 イ　災害の一般知識 ウ　災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ） エ　災害対策基本法及び関係法の趣旨徹底 オ　災害に対する心構え カ　被害報告及び避難方法の徹底 キ　過去の災害の紹介 ク　災害復旧等の生活確保に関する知識 ケ　危険箇所の周知 コ　地震に関する調査結果	1　広報すべき内容 防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に広報するものとする。なお、広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。 (1)　市地域防災計画の概要の公表 災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。 (2)　災害予防に関する事項 地震発生時には、「自分の身の安全を守り、火災を出さず、被害を拡大させず、自らのまちを守る」ように努める必要がある。 そのため、市は、市民に対し災害に対する知識や平常時及び災害時にとるべき措置等、次の内容について教育を行い、周知徹底を図るものとする。 ア　防災制度の概要 イ　災害の一般知識 ウ　災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ） エ　災害に対する心構え オ　被害報告及び避難方法の徹底 カ　過去の災害の紹介 キ　災害復旧等の生活確保に関する知識 ク　危険箇所の周知 ケ　地震・洪水に関する調査結果	2-2

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(3)　平常時の備え 地震が発生した場合に備え、平常時から実施すべき以下の事項について周知徹底する。 ア　地域周辺の避難場所の確認 イ　3 日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレットペーパー、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の備蓄 ウ　住宅の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止対策 エ　消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火への備え　など	
(3)　災害時の心得 地震が発生した場合に備え、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。	(4)　災害時の心得 地震が発生した場合に備え、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>ア　避難する場合の携帯品
イ　避難予定場所と経路等
ウ　被災世帯の心得ておくべき事項</td><td>ア　緊急地震速報の入手の方法や緊急地震速報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動

【緊急地震速報を見聞きした時の行動】
<table>
<tr><th colspan="2">場所</th><th>行動の具体例</th></tr>
<tr><td rowspan="2">屋内にいるとき</td><td>家庭</td><td>・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
・あわてて外に飛び出さない。
・無理に火を消そうとしない。</td></tr>
<tr><td>人が大勢いる施設</td><td>・施設の係員の指示に従う。
・落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">乗り物にのっているとき</td><td>自動車運転中</td><td>・あわててスピードを落とさない。
・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。
・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。</td></tr>
<tr><td>鉄道やバスなどに乗車中</td><td>・つり革や手すりにしっかりつかまる。</td></tr>
<tr><td>エレベーターの中</td><td>・最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外にいるとき</td><td>街中</td><td>・ブロック塀の倒壊等に注意する。
・看板や割れたガラスの落下に注意する。
・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。</td></tr>
<tr><td>山やがけ付近</td><td>落石やがけ崩れに注意する。</td></tr>
</table>
参考：気象用ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>
イ　揺れの最中の退避行動
<table>
<tr><th colspan="2">状　況</th><th>行動の具体例</th></tr>
<tr><td colspan="2">揺れが非常に大きい場合
（動けない場合：震度 6 弱以上）</td><td>その場で姿勢を低くして頭部を守る等の行動を行い、無理に行動しない。余裕がある場合は、安全空間に逃げ込む。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">揺れが大きい場合
（動ける場合：震度 5 強以下）</td><td>耐震性が低い建物内にいる場合</td><td>頭部を守って安全空間を通って慌てず屋外へ退避する。</td></tr>
<tr><td>耐震性が高い建物内にいる場合</td><td>頭部を守って安全な空間に逃げ込む等の退避行動を行う。</td></tr>
<tr><td>超高層建物内にいる場合</td><td>長時間揺れが続き、揺れ始めてしばらくしてから揺れが最大となるケースも念頭において行動する。</td></tr>
</table>
参考：文部科学省「地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会　報告書（平成 22 年 5 月）」

ウ　揺れが収まった直後の退避行動
・慌てずに、周囲の状況を適切に判断し、火気消火をしていない場合には速やかに消火する。
・余震により扉が開かなくなり避難が困難となることを避けるために扉を開け、負傷を回避するために履物をはく。
・周囲の人の安全を確認しつつ、可能な場合、ブレーカーを落とすなどの二次災害被害のための行動をとる。
・余震に備えて、屋外の安全な場所に避難する。
・安全な避難経路を選定する。
・避難する場合、あらかじめ用意した携帯品を持参する。　など
参考：文部科学省「地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会　報告書（平成 22 年 5 月）」に加筆
</td><td>2-3</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
エ　地震時における関するドライバーの心得	エ　地震時におけるドライバーの心得 ・地震を感じたら徐々にスピードを落し、道路の左側に寄せて停車する。 ・エンジンを切り、揺れがおさまるまで車外に出ず、ラジオなどで情報を聞く。 ・近くに駐車場、空地がある場合は、そこに駐車する。 ・避難するときはエンジンキーは付けたまま、ドアロックをしない。 ・現場の警察官の指示に従う。	2-4
2　実施方法 ク　インターネットの活用 ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。 エ　広報紙等 広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。 ・広報ながれやま（市広報紙）の利用 ・防災パンフレットの作成、全世帯配布 ・ポスター、チラシ等の利用 ウ　防災行政無線、有線放送の利用 防災行政無線及び有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音デープ又は放送台本等の放送を随時行う。 イ　ラジオ、テレビの利用 防災知識の普及啓発は、常時行うことが必要である。 ア　新聞の利用	2　実施方法 ア　インターネットの活用 ソーシャルネットワークサービス、ホームページ、安心メール等を活用し、防災知識の普及を図る。 イ　広報紙等 広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、ハザードマップ及びパンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。 ・広報ながれやま（市広報紙）の利用 ・ハザードマップ及び防災パンフレットの作成、全世帯配布 ・ポスター、チラシ等の利用 ウ　防災行政無線、有線放送の利用 防災行政無線及び有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。 エ　新聞の利用	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。 オ　防災に関する講演会、説明会、座談会（略） カ　学校教育 （ア）　児童生徒に対する防災教育 小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。 指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等があげられるが、これらの教育にあたっては起震車等の活用や防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、地震が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。 （イ）　教員に対する防災教育（略） キ　生涯学習を通じた防災教育（略）	各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。 オ　防災に関する講演会、説明会、座談会（略） カ　学校教育 （ア）　児童生徒に対する防災教育 小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。 指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状、地域の特徴や災害の教訓等があげられるが、これらの教育に当たっては起震車等の活用や防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、地震が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。 また、市域は海に面していないが、外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育を行う。 （イ）　教員に対する防災教育（略） キ　生涯学習を通じた防災教育（略） 3　災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。	2-5

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 2　職員の防災意識の高揚 【安心安全課】 市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する職員行動マニュアル等の整備を図る。 また、市の各部課は、災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備しておく。	第 2　職員の防災意識の高揚 【防災危機管理課】 市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から研修及び訓練を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する職員行動マニュアル等の整備を図る。 また、市の各部課は、災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備しておく。	2-5
第 3　自主防災組織の整備 【安心安全課】 大地震が発生した場合には、被害が広域にわたるため防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想されることから、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的な防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。 このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から地震災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。 また、自主防災組織は日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。 1　自主防災組織の育成 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活	第 3　自主防災組織の整備 【防災危機管理課】 大地震が発生した場合には、被害が広域にわたるため防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想されることから、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的な防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。 このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から地震災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。 また、自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。 1　自主防災組織の育成 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活	2-6

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。 このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、日頃から地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。	動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。 このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、自主防災組織の活性化を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。 また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2)　自主防災組織の編成 ア～ウ（略）	(2)　自主防災組織の編成 ア～ウ（略） エ　班長等の要職に女性を登用し、女性の意見を取り入れるものとする。	2-7
エ　自主防災組織の基本的な編成については、以下に示すとおり。	オ　自主防災組織の基本的な編成については、以下に示すとおり。	
図　自主防災組織系統図（略）	図　自主防災組織系統図（略）	
(3)　（略）	(3)　（略）	
(4)　自主防災組織の活動内容	(4)　自主防災組織の活動内容	

現行（平成 19 年度修正）

表　自主防災組織の活動

平　常　時	発　災　時
ア　災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 イ　出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ウ　情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 エ　消火用及び応急手当用医薬品、救助用資機材、防災用資機材等の整備・点検 オ　地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 カ　その他災害の予防	ア　出火防止及び初期消火の実施 イ　地域内の被害状況等の情報収集・伝達 ウ　住民に対する避難勧告等の伝達 エ　防災関係機関への連絡及び要請 オ　救出・救護の実施及び協力 カ　集団避難の実施 キ　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ク　災害時要援護者の安全確保

2　協力体制の整備及び活動支援

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行うとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

《資料 22～24、様式 19～26》

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 2-1-1　自主防災組織の活動

平　常　時	発　災　時
ア　災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 イ　出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ウ　情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 エ　消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検 オ　地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 カ　避難所運営マニュアルの作成 キ　その他災害の予防	ア　出火防止及び初期消火の実施 イ　地域内の被害状況等の情報収集・伝達 ウ　住民に対する避難勧告等の伝達 エ　防災関係機関への連絡及び要請 オ　救出・救護の実施及び協力 カ　集団避難の実施 キ　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ク　災害時要援護者の安全確保 ケ　避難所の運営

2　協力体制の整備及び活動支援　　2-8

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、資機材の整備を支援するため、その整備に要する費用の一部について補助金を交付するとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であることから、県と協力してこれを促進する。さらに、大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	《資料 22～24、様式 19～26》	
第 4　事業所等の防災組織の整備 【予防課・消防署】 1　防火管理体制の強化 学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。消防本部は、各施設に対し、出火の防止、初期消火体制の強化を指導する。 また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。 なお、具体的な活動内容については、概ね次のとおりである。 ア　防災訓練 イ　従業員の防災教育 ウ　情報の収集・伝達方法の確立 エ　火災その他の災害予防対策 オ　避難対策 カ　応急救護対策 キ　防災活動への協力	第 4　事業所等の防災組織の整備 【予防課・消防署】 1　防災・防火管理体制の強化 学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第 8 条の 2 の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。 なお、平成 21 年 6 月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。 2　防災管理体制の充実 大規模建築物及び高層建築物等について、管理権原を有するものは消防法第 36 条の規定により防災管理者を選任、消防計画を作成し届け出を	2-8

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	しなければならないとされており、大規模地震対策及び特殊災害対策を主とした自衛消防組織の編成をし、災害対応力の充実強化を図り被害の軽減に努めるものである。消防本部は、複合災害である地震対策及び特殊災害対策について、より実践的な訓練を通じて、自衛消防力を最大限に発揮できるよう指導する。	
2　予防立入検査による是正指導 施設の不備欠陥を早期に発見し、地震発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、火災予防立入検査を通じて、次の事項を主とした事前指導を徹底する。 ア　防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても職場を組織的・機能的に活用して、地震に対する事前対策と震災発生時の応急対策を効果的に行えるよう行政指導を強化し、事業所における防火管理体制の確立を図る。 イ～カ　（略）	3　予防立入検査による是正指導 施設の不備欠陥を早期に発見し、地震発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、火災予防立入検査を通じて、次の事項を主とした事前指導を徹底する。 ア　防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても職場を組織的・機能的に活用して、地震に対する事前対策と地震災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう行政指導を強化し、事業所における防火管理体制の確立を図る。 イ～カ　（略）	2-9
3　防災技術教育 大規模建築物については、防災情報を一元的に管理する防災要員に対し、複合災害である地震対策を主とした実践的な教育を通じて、その自衛消防力を最大限に発揮させることを目的とした教育訓練を実施する。また、大規模防火対象物、不特定多数の者が利用する防火対象物及び商店街指定地区の防火対象物の防火管理者並びに自衛消防隊員を対象に、年間を通じて各種の講習会を行う。		

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
5　企業防災の促進 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防災、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等防災活動の推進に努める。 また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	5　企業防災の促進 (1)　企業における防災への取組み 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防災、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等防災活動の推進に努める。 (2)　企業への指導・助言 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。 さらに、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を図るよう要請する。 (3)　企業との連携 市は、災害時に協力が得られるよう、積極的に協定等の締結に努め、平常時から企業との連携を図る。	2-10
第 5　ボランティアの活動環境の整備 【社会福祉協議会】 （略）	第 5　ボランティアの活動環境の整備 【社会福祉協議会】 （略）	2-10

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>1　防災ボランティアの活動分野
（略）

表　ボランティア活動内容
<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>活　　動　　内　　容</th></tr><tr><td colspan="2">一般ボランティア</td><td>炊き出し、食事の提供、水くみ、清掃、救援物資等の仕分けや輸送</td></tr><tr><td rowspan="5">専門ボランティア</td><td>医　　療</td><td>医療活動（医師・看護師等）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師等）、歯科診療（歯科医師・歯科衛生士）</td></tr><tr><td>建築物・宅地</td><td>被災建築物の応急危険度判定
被災宅地の危険度判定</td></tr><tr><td>支　　援</td><td>災害時要援護者への支援</td></tr><tr><td>語　　学</td><td>外国語通訳・翻訳、情報提供</td></tr><tr><td>アマチュア無線</td><td>非常通信</td></tr></table></td><td>1　防災ボランティアの活動分野
（略）

ボランティア活動内容
<u>専門分野</u>
ア　救護所等での医療救護活動
イ　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定
ウ　外国語の通訳、情報提供
エ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
オ　被災者への心理的ケア
カ　高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
キ　その他専門的知識、技能を要する活動等
<u>一般分野</u>
ア　避難所の運営補助
イ　炊き出し、食糧等の配布
ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送
エ　高齢者や障害者等災害時要援護者の介護
オ　被災地の清掃
カ　その他被災地における軽作業等</td><td></td></tr>
<tr><td>2　ボランティアの育成と活動環境の整備
(1)　ボランティア活動の普及・啓発
（略）
また、毎年 9 月 1 日の「防災の日」及び 8 月 30 日から 9 月 5 日までの</td><td>2　ボランティアの育成と活動環境の整備
(1)　ボランティア活動の普及・啓発
（略）
また、毎年 9 月 1 日の「防災の日」及び 8 月 30 日から 9 月 5 日までの</td><td>2-11</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。	「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。 さらに、今後団塊の世代（退職した高齢者）をボランティアに取り入れる等を考慮して、あらゆる方面でボランティア養成に力を入れていく。	
(2)　ボランティアリーダーの養成 ボランティアの資質の向上を図るとともに、研修会、学習会等を開催することにより、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアリーダーの養成を行うものとする。	(2)　ボランティアコーディネーターの養成 一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。	
(5)　資機材の整備 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。 (6)　ボランティア保険への加入促進 市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともにボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。	(5)　ボランティアの受け入れ体制 ア　食事、宿泊場所の提供 イ　活動拠点の提供 ウ　資機材の整備 　災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。 エ　活動費用の負担 オ　ボランティア保険への加入促進 　市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともにボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。	2-12

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 6　役割分担 【安心安全課・消防本部】 市・住民・事業所等は、それぞれの責務と役割を自覚し、日頃から災害に備える必要がある。 1　市及び防災関係機関 災害時には県をはじめ、防災関係機関との相互の緊密な連携のもとに、その全機能を最大限に発揮し、全職員をもって防災対策が実践できるよう万全を期す必要がある。 2　市職員 地震が発生した時、本計画に基づき職員は速やかに所定の活動が実施できるよう、日常から防災に関心を持ち、災害時の参集場所や自らの役割を心得、研修・訓練を重ね、業務の習熟、施設の点検に努める必要がある。 3　住民 地震発生時には、「自分の身の安全を守り、火災を出さず、被害を拡大させず、自らのまちを守る」ように努める必要がある。 さらに、常日頃から地域周辺の避難場所を確認し、地震に対する正しい心構えを身に付けるとともに、災害に備え 3 日分を目途に水・食糧・生活必需品等を備蓄しておく必要がある。 また、自治会等は、自主防災組織を結成し、地域ぐるみで防災訓練を実施し、地域でできる防災に心掛ける必要がある。	（削除）	－

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
【地震に対する心構え 10 か条】 ア　机やテーブルの下等に避難し、落下物等に注意する。 イ　小さな揺れを感じたら、すばやく火の始末をする。 （注：大きな揺れの最中は火に近づかず、揺れが収まってから火を消す。） ウ　あわてて外に飛び出さない。 エ　火が出たら、先ず消火する。 オ　正しい情報で、落ちついた行動をとる。 カ　狭い路地、ブロック塀、崖地、川べり等に近寄らない。 キ　扉を開けて、出口を確保する。 ク　エレベーターは使用しない。 ケ　隣近所で協力して消火や救護をする。 コ　避難は徒歩で行い、持ち物は最小限にする。 4　事業所 地震発生時には、「被害を出さない、拡大させない、地域に貢献する」を基本理念に、災害対策にあたる必要がある。 このため、地域の住民との連携を密にした地域の自衛体制の確立を図り、日頃の連携に基づいた自主的な防災訓練を実施し、発災時には地域の構成員として地域住民とともに地域の安全確保に協力し、お互いに助け合うものとする。		
第 7　防災訓練の充実 【安心安全課・商工課・予防課・消防防災課・消防署・事業所・自主防	第 6　防災訓練の充実 【防災危機管理課・各課・消防本部・事業所・自主防災組織】	2-12

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
災組織】 自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、災害発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、市は総合防災訓練の充実に努める。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。	市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。 この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。	
1　市の訓練 市は、組織内に限定した訓練のほか、防災関係機関や事業所、住民等が参加する複合的・総合的な訓練を開催する。訓練は、地震や地震による火災等の各種災害の防禦と被災者の救援・救護等を中心に、実施する。 なお、訓練の時期及び場所は、訓練の種類によって最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施し、その結果を記録しておくものとする。 (1)　総合防災訓練 避難訓練、非常参集訓練、通信訓練、災害救助訓練、水防訓練、消防訓練の各種訓練を総合して、多岐にわたる災害応急対策を市、防災関係機関、民間事業所、自主防災組織及び住民の参加により実施する。 また、様々な立場の防災関係者の参加を得て、訓練内容の習熟だけでなく、訓練自体の検証、関係機関間での役割分担の明確化を図る。 (2)　避難訓練 避難指示・勧告及び避難誘導等により、地域住民を安全に避難施設へ避難させるための訓練を行う。	1　市の全体的・共通的訓練 (1)　防災図上演習 当初、防災危機管理課職員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。 (2)　実動訓練 ア　総合防災訓練 市の全域にわたる大規模な災害を想定し、１～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消火、火炎防ぎょ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相	2-13

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　市全体の避難訓練 災害時における避難勧告及び立ち退き等を円滑、迅速、確実に行えるようにするため、市が中心となり、警察署、消防署及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て、毎年１回以上実施する。 イ　特定施設における避難訓練 小・中学校、高等学校、病院及び災害時要援護者関連施設等については、幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、市は施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。 (3)　非常参集訓練 市は、災害時の迅速な職員参集による即応体制の強化に努めるものとし、特に勤務時間外の災害発生を想定して、災害に対処するために必要な人員（職員）を早期に動員し、活動体制を確立するための非常参集訓練を行う。 また、非常参集訓練に合わせて、市災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も行う。 (4)　通信訓練 市は、大規模地震の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう定期的に通信訓練を行う。 また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の	互の連携要領を向上させる。 イ　市役所職員非常参集訓練等 軽易に、緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。 ウ　通信訓練 新たに導入するＭＣＡ無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。 また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。 ２　市役所の各組織、施設等毎の訓練 各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に１回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、ＤＩＧ 、ＨＵＧ 又は実動で実施する。 この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。 また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。 ３　自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所、ボランティア及び	2-14

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
確保を図る。 (5)　災害救助訓練 市は、大量の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、救急及び被災者に対する給水、配給等を想定し、住民の生命、身体を災害から保護するための訓練を行う。 (6)　水防訓練 地震によって生じた水害の防禦と避難者の安全確保のため、水害を軽減するための水防訓練を行う。 (7)　消防訓練 市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、延焼の防止、人命の救助その他の消防作業及び救急業務を習熟するための訓練を行う。 また、必要に応じて大火災を想定した消防訓練を実施するものとする。 2　防災関係機関、事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 防災対策調査結果にも表れているように、地震被害は地区によりその様相が異なる。そこで、防災関係機関、事業所及び自主防災組織は、防災対策調査結果のほか、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口及び防災施設状況等のそれぞれの地区の特性に応じた訓練を実施する。 (1)　防災関係機関の訓練 各防災関係機関は、市に準じて各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて市と共同しての訓練の実施、あるいは市の訓練に対して協力するものとする。 (2)　事業所（防火管理者）における訓練	住民等の訓練 自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年１回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。 ア　事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定する。 イ　ＤＩＧ及びＨＵＧの講習会等を実施して、これを普及する。 ウ　自主防災組織の役員等に対して、防災士 の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。 エ　自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給する。 オ　必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。 カ　ボランティアの防災訓練 市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。 注釈 1　防災図上演習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参加者に状況判断をさせつつ、努めて実行動に準じた手段をもって関係者との調整、実行部隊に対する命令・指示、上級組織に対する報告等を実施させる訓練を言う。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
学校、病院、工場、事業所、百貨店（大規模小売店舗）及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。 (3)　自主防災組織等による市民の訓練 自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署の指導のもとに、地域の事業所とも協力して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。 また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援する。 ア　地域における自主的な防災訓練 自主防災組織及び地域市民団体は、自主的に防災訓練を開催し、災害発生初動期において、地域において市民が行うべき以下の防災活動についての実践的な訓練を行う。市及び消防本部、警察等の防災関係機関は、積極的に協力、支援する。 ・情報収集・伝達訓練 ・消火訓練 ・救出・応急救護訓練 ・集団避難・誘導訓練 ・給食・給水訓練 ・その他必要な防災訓練 ・図上訓練（DIG：Disaster〔災害〕Imagination〔想像力〕Game〔ゲー	演習参加者の他、状況を付与したり、審判を実施する統裁組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。 2　ＤＩＧ：参加者全員が、地図等を囲み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が支援要領を、自主防災組織が地域における救助活動をイメージトレーニングする等、特定の組織、部署が少人数で実施するのに適する。 ＤＩＧとは、災害＝Disaster、想像力＝Imagination、ゲーム＝Gameの頭文字を取って名付けられたものであり、また、「探求する」「理解する」という意味もある英語の動詞「ｄｉｇ」に掛けられ、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味を込めている。 3　ＨＵＧ：避難所運営に携わる関係者が、避難所である体育館や教室に見立てた平面図を囲んで議論しながら、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを配置し、その結果生じる様々な出来事への対応を考えながら、避難所の運営について検討或いは訓練するものである。 ＨＵＧとは、避難所（hinanzyo）、運営（unei）、ゲーム（game）の頭	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ム〕） イ　個別防災訓練 自治会や事業所、各種市民団体は、独自の機会又は集会等を利用して、防災関係機関の指導、協力を得て、近隣住民や事業所、団体レベルで、上記アに掲げる訓練の中の個別項目を行う防災訓練を随時に実施する。 ウ　部分防災訓練 自治会や事業所、市民団体は、日常的な機会をとらえて、次に例示する部分訓練を随時に実施する。 ・消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火活動 ・チェーンソー、バール、鋸等の救助資機材を使用した救助方法 ・応急手当、人工呼吸等の救命・救護活動 ・テント、簡易トイレの組立て、浄水機、炊飯機等の備蓄資機材の使用取扱い	文字を取ったもので、あり、抱きしめるという意味の英語「ｈｕｇ」に掛けて、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。 防災士：地域防災におけるリーダー等として、共助の中核として、かつ、防災関係機関との連携を担うに必要な意識と知識・技能を有する人として、日本防災士機構が認定した者を言う。	
第 2 節　地盤災害予防計画 第 1　土砂災害の防止 【安心安全課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾地域整備センター】 1　危険箇所の調査把握 (2)　急傾斜地の指定及び指定基準の概要 ア　急傾斜地の指定 急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭	第 2 節　地盤災害予防計画 第 1　土砂災害の防止 【防災危機管理課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】 1　危険箇所の調査把握 (2)　急傾斜地の指定及び指定基準の概要 ア　急傾斜地の指定 急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭	2-15

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県により、市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続が行われる。
なお、本市における県知事が指定している急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりである。

表　鰭ヶ崎字塚ノ腰急傾斜地崩壊危険区域
<table><tr><td>高　さ</td><td>8～13m</td><td>長さ</td><td>120m</td></tr><tr><td>傾斜度</td><td>75 度</td><td>地質</td><td>洪積ローム</td></tr><tr><td>家屋敷</td><td>20 戸</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="3">流山市鰭ヶ崎字塚ノ腰</td></tr><tr><td colspan="3">1263-1　1263-2　1264-1　1264-2　1264-7
1264-8　1264-9　1264-10　1264-19　1264-41
1264-56　1264-58　1264-64　1265　1266-2
1267-2　1267-4　1269-10</td></tr><tr><td>指定避難場所</td><td colspan="3">思井福祉会館・鰭ヶ崎小学校グラウンド</td></tr></table>
イ　指定基準の概要
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第 1 条の 2 に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。
（ア）　急傾斜地の勾配が 30 度以上の場合
（イ）　急傾斜地の高さが 5 メートル以上である場合
（ウ）　急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は 5 戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合</td><td>和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県により、市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続が行われる。

イ　指定基準の概要
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第 1 条の 2 に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。
（ア）　急傾斜地崩壊危険区域
・急傾斜地の勾配が 30 度以上の場合・急傾斜地の高さが 5 メートル以上である場合・急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は 5 戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合
（イ）　急傾斜地崩壊危険箇所</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	・急傾斜地の勾配が 30 度以上の場合　（ア）と共通 ・急傾斜地の高さが 5 メートル以上である場合　（ア）と共通 ・急傾斜地の崩壊により 1 戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合 もしくは今後新規の住宅立地が見込まれる箇所（急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面） なお、本市における県知事が指定している急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりである。	2-16

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>

表　土砂災害危険箇所[1]一覧

箇所番号	場　　所
II-1020	下花輪 1
II-1026	思井 3
II-1022	思井 1
II-1025	思井 2
III-1063	芝崎 1
II-1023	芝崎 1
II-1024	西平井 1
I-2064	前ヶ崎
II-1029	前ヶ崎 4
II-1027	前ヶ崎 2
II-1028	前ヶ崎 3
II-1021	中 1
I-0242	鰭ヶ崎
I-0243	名都借 1
I-0244	名都借 2

引用資料：千葉県土砂災害危険箇所マップ

2　警戒避難体制の整備

(3)　警戒体制の確立

土砂災害は、地震発生後、時間をおいて発生することもあり、危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

</td><td>

表 2-2-1　急傾斜地一覧

箇所番号	場　所	指定区分
156	鰭ヶ崎	急傾斜地崩壊危険区域指定地
I-0242	鰭ヶ崎	急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家 5 戸以上）
I-0243	名都借 1	
I-0244	名都借 2	
I-2064	前ヶ崎	
II-1020	下花輪 1	急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家 1～4 戸）
II-1021	中 1	
II-1022	思井 1	
II-1023	芝崎 1	
II-1025	思井 2	
II-1026	思井 3	
II-1027	前ヶ崎 2	
II-1028	前ヶ崎 3	
II-1029	前ヶ崎 4	
III-1063	芝崎 1	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 （今後新規の住宅立地が見込まれる箇所）

出典：千葉県地域防災計画　平成 21 年度修正, pp. 750, 766, 791

2　警戒避難体制の整備

(3)　警戒体制の確立

土砂災害は、地震発生後、時間をおいて発生することもあり、危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所につ

</td><td>2-17</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(4)　危険箇所の点検 市は、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候について的確に把握するものとする。 なお、重点的にパトロールを実施する箇所は、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて知事が指定した「土砂災害警戒区域」とする。 (5)　警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備 市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。 ア～ウ（略） エ　自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。	いても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。 (4)　危険箇所の点検 市は、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候について的確に把握するものとする。 なお、重点的にパトロールを実施する箇所は、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて知事が指定した「土砂災害警戒区域」とする。 「土砂災害警戒区域」は前出表の急傾斜地一覧に示す箇所の以下に示す範囲である。 ・急傾斜地の勾配が 30 度以上で、高さが 5 メートル以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域 (5)　警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備 市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。 ア～ウ（略） エ　自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。	
第 2　液状化防止対策 【建築住宅課・道路建設課・河川課・下水道建設課・水道局工務課】	第 2　液状化防止対策 【建築住宅課・道路建設課・河川課・下水道建設課・水道局工務課】	2-18

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
地盤の液状化の高い地域では、公共建築物の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良等の液状化対策を進める。	平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地において、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。江戸川上流の千葉県野田市、埼玉県幸手市では河川堤防の法面が約 200m に渡って崩れた。梅雨時期前であり早急に復旧された。今後も地盤が液状化する危険性の高い地域では、公共建築物の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良等の液状化対策を進める。	
1　地盤の液状化対策工法 液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、千葉県を含む 8 都県市が共同で研究した結果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備にあたっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討するものとする。 (1)　土木施設構造物 ア　地盤改良工法 (ア)　閉め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を上げる閉め固め工法 (イ)～(オ)（略）	1　地盤の液状化対策工法 液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、千葉県を含む 8 都県市が共同で研究した結果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備に当たっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討するものとする。 (1)　土木施設構造物 ア　地盤改良工法 (ア)　締め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を上げる締め固め工法 (イ)～(オ)（略）	
2　公共土木構造物の液状化対策の推進 (1)　道路・橋梁 橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋については、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて、橋梁の破壊防止に努める。 (3)　上・下水道施設	2　公共土木構造物の液状化対策の推進 (1)　道路・橋梁 橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋については、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて、橋梁の落橋や倒壊防止に努める。 (3)　上・下水道施設	2-20

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
既設管の取り替えと補強措置の促進及び管路の耐震性向上に努める。また、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。 3　建築物の液状化被害予防対策の推進 建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により、建築物の所有者、設計者に対し液状化対策に関する普及・啓発に努める。	計画的に既設管の取り替え及び補強措置の促進を行い、管路の耐震性向上に努める。また、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。さらに、液状化現象により上・下水道施設に被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制を整備する。 3　建築物の液状化被害予防対策の推進 建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、県等の液状化に関する調査結果に基づき、液状化の危険性を周知するハザードマップやパンフレットの作成・配布、講演会の実施等により、建築物の所有者、設計者に対し液状化対策に関する普及・啓発に努める。	
第 3　造成地の災害予防対策 【宅地課】 1　造成宅地等の安全性の確保 新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、宅地造成工事許可基準及び開発許可基準（都市計画法）に従って措置する。 急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。 また、既存の造成宅地において、特に甚大な被害発生の危険性が高く、宅地造成等規制法施行令で定める基準に該当する区域については、宅地造成等規制法第 20 条第 1 項に基づく「造成宅地防災区域」の指定を知	第 3　造成地の災害予防対策 【建築住宅課・宅地課】 1　造成宅地等の安全性の確保 新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、都市計画法又は市開発事業の許可基準等に関する条例の規定に従って措置する。 急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。 また、既存の造成宅地において、特に甚大な被害発生の危険性が高く、宅地造成等規制法施行令で定める基準に該当する区域については、宅地造成等規制法第 20 条第 1 項に基づく「造成宅地防災区域」の指定を知	2-21

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
事に要請する。	事に要請する。	
第 5　土地利用の適正化 【安心安全課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課】 安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るものとする。 1　防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保 市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。 また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。 2　土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用 危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）の適切な運用を図る。	第 5　土地利用の適正化 【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】 安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。 また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。	2-22
第 3 節　都市防災計画 第 1　地震火災の防止 【消防本部・安心安全課・都市計画課・建築住宅課】 1　出火の防止 (1)　一般家庭に対する指導 春秋の火災予防運動期間中、市内の一般家庭を対象に防災診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。 また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消	第 3 節　都市防災計画 第 1　地震火災の防止 【消防本部・防災危機管理課・建築住宅課】 1　出火の防止 (1)　一般家庭に対する指導 春秋の火災予防運動期間中、市内の一般家庭を対象に防火診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。 また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消	2-23

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。	火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図るとともに、防炎製品の活用を推進する。	
ア　コンロ、ストーブ等からの出火の予防 市は住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにコンロ、ストーブ等の消火を心掛けること、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。	ア　コンロ、ストーブ等からの出火の予防 市は住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにコンロ、ストーブ等の消火を心掛けること、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。	
イ　電気器具からの出火の予防 阪神・淡路大震災時に通電火災が多発した教訓を踏まえ、市は住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。	イ　電気器具からの出火の予防 阪神・淡路大震災時に通電火災が多発した教訓を踏まえ、市は住民に対し、地震による停電後の復電時における通電火災を防止するため、停電時には安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。	
ウ　住宅用火災報知器の設置 住宅の用途に供される防火対象物における、住宅用火災警報機器の設置及び維持の徹底を図る。	ウ　住宅用防災機器の設置 住宅の用途に供される防火対象物における、住宅用火災警報器の設置及び維持の徹底を図る。	2-24
(2)　防火管理者等の育成・指導 ア　防火管理者 （ア）　火災通報及び避難訓練の実施 （イ）　消防用設備等の点検整備 （ウ）　火気の使用及び取り扱いに関する監督 （エ）　建物の収容人員の管理等	(2)　防火管理者等の育成・指導 ア　防火管理者 （ア）　初期消火、火災通報及び避難訓練の実施 （イ）　消防用設備等の点検整備 （ウ）　火気の使用及び取り扱いに関する監督 （エ）　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 （オ）　建物の収容人員の管理等	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(3)　予防立入検査の強化 消防本部は、消防法第 4 条の規定により立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期す。 ア　普通立入検査 （イ）　その他の立入検査 危険物車両その他の消防対象物に対しては、年 1 回以上定期的に立入検査を実施する。	(3)　予防立入検査の強化 消防本部は、消防法第 4 条の規定により立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期す。 ア　普通立入検査 （イ）　その他の立入検査 危険物車両その他の消防対象物に対しては、定期的に立入検査を実施する。	
(4)　危険物施設等の保安監督の指導 消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対して、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するとともに、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるよう指導を行う。また、市の火災予防条例の基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。	(4)　危険物施設等の保安監督の指導 消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対して、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するとともに、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるよう指導を行う。また、市の火災予防条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理並びに取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。	2-25
(5)　防火基準適合表示制度の推進 不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため立入検査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図る。		

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(6)　化学薬品等の出火防止 （略） (7)　その他防火運動等の実施 （略） 2　初期消火体制の確立 (2)　消防用設備等の適性化 消防法に基づき市内の消防対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時に有効にその機能が発揮されるよう機器の点検整備等の対応方法について、さらに指導の徹底を図る。 3　消防力の強化 (1)　消防組織の拡充強化 ア　常備消防の強化 市は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。 イ　消防団の強化 消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練におけ	(5)　化学薬品等の出火防止 （略） (6)　その他防火運動等の実施 （略） 2　初期消火体制の確立 (2)　消防用設備等の適性化 消防法に基づき市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時に有効にその機能が発揮されるよう機器の点検整備等の対応方法について、さらに指導の徹底を図る。 3　消防力の強化 (1)　消防組織の拡充強化 ア　常備消防の強化 市は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、地震災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。 イ　消防団の強化 消防団は、地震災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練に	2-26

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
る工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。 消防団員の確保のため市の留意すべき事項 （ア）　消防団に関する住民意識の高揚 （イ）　処遇の改善 （ウ）　消防団の施設・装備の改善 （エ）　女性消防団員の積極的確保、能力活用等 （オ）　機能別団員・分団の採用の推進 (2)　消防署の整備 最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。	おける工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。 消防団員の確保のため市の留意すべき事項 （ア）　消防団に関する住民意識の高揚 （イ）　処遇の改善 （ウ）　消防団の施設・装備の改善 （エ）　女性消防団員の積極的確保、能力活用等 (2)　消防署の整備 最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。現在、南消防署建設事業（建替え）を実施中である。	2-27
第２　建築物不燃化の促進 【都市計画課・建築住宅課・予防課】 (1)　防火地域・準防火地域の指定 防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。 ア～イ（略） ウ　防火地域・準防火地域以外の地域	第２　建築物不燃化の促進 【都市計画課・建築住宅課・予防課】 (1)　防火地域・準防火地域の指定 防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。 ア～イ（略） ウ　防火地域・準防火地域以外の地域	2-29

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
防火地域・準防火地域以外の市街地においては、延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。 表　防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法） （略） 表　防火地域の指定状況 平成 19 年 3 月 31 日現在 （略）	防火地域・準防火地域以外の地域では、延焼の防止を図るため建築基準法 22 条及び 23 条により、屋根及び外壁については防火性能の高い材料で建築しなければならない地域として定めている。 表　防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法） （略） 表　防火地域の指定状況 平成 22 年 4 月 1 日現在 （略）	2-30
第 3　防災空間の整備拡大 【都市計画課・みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農政課・農業委員会】 1　延焼遮断帯の整備 (1)　道路の整備 道路は、平常時には人や物資の運送を分担する交通施設であるが、震災時には避難、救援、救護及び消防活動の動脈となるとともに、火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等多様な機能を有している。 道路の新設・拡張は、沿道建築物の延焼化を予防し、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きい。このため、都市の構造、交通機能及び防災上の観点から総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路について、緊急性の高いものから整備を促進するものとする。 (2)　河川の整備	第 3　防災空間の整備拡大 【みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農政課・農業委員会事務局】 1　延焼遮断帯の整備 (1)　幹線道路の整備 道路は、平常時には人や物資の運送を分担する交通施設であるが、地震災害時には避難、救援、救護及び消防活動の動脈となるとともに、火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等多様な機能を有している。 道路の新設・拡張は、沿道建築物の延焼化を予防し、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きい。このため、都市の構造、交通機能及び防災上の観点から総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路について、緊急性の高いものから整備を促進するものとする。 (2)　河川の整備	2-31

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
河川は、都市部の身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりでなく、震災時には火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地・避難路等として貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。 このため、堤防の耐震性向上を図るとともに、緊急時に河川水を消火用水・生活用水として活用するために水辺へのアクセスを確保する河川整備を促進するものとする。 2　オープンスペースの整備 (1)　公園・緑地の整備 防災都市づくりの一環として計画的な都市公園の新設、既設公園の拡充及び再整備を推進するとともに、関係機関との連携を密にして、震災時の防災拠点空間として、耐震性貯水槽の設置等の災害対応施設整備を推進するものとする。また、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。 さらに、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図ることとする。	河川は、都市部の身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりでなく、地震災害時には火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地・避難路等として貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。 このため、堤防の耐震性向上を図るとともに、緊急時に河川水を消火用水・生活用水として活用するために水辺へのアクセスを確保する河川整備を促進するものとする。 2　オープンスペースの整備 (1)　公園・緑地の整備 防災都市づくりの一環として計画的な都市公園の新設、既設公園の拡充及び再整備を推進するとともに、関係機関との連携を密にして、地震災害時の防災拠点空間として、耐震性貯水槽の設置等の災害対応施設整備を推進するものとする。また、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。 さらに、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図ることとする。	
第４　市街地の整備 【都市計画課・まちづくり推進課・西平井･鰭ヶ崎地区区画整理事務所】 木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。 そのため、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行う等して、都市の防災化に努める。	第４　市街地の整備 【都市計画課・まちづくり推進課・西平井･鰭ヶ崎地区区画整理事務所】 木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。 そのため、「安全で災害に強いまちづくり」へ市の取り組みとして、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行うとともに、防災ま	2-33

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
また、新しく地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。 (1)　土地区画整理事業の推進 地方公共団体又は組合等の施行による土地区画整理事業により、道路、公園、公共下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めるものとする。 また、都市基盤の未整備の地区についても、新規事業化を積極的に推進するものとする。	ちづくりへの規制誘導の検討を行う。 また、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業は、防災上安全で健全な市街地となるようする。 (1)　土地区画整理事業の推進 地方公共団体又は組合等の施行による土地区画整理事業により、道路、公園、公共下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めるものとする。	
第 5　建築物等の耐震対策 【都市計画課・建築住宅課】 1　既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (2)　耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、流山市耐震改修促進計画を平成 19 年度までに策定し、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。 (3)　防災対策拠点施設の耐震性の確保 地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進していく。 （略）	第 5　建築物等の耐震対策 【建築住宅課】 1　既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (2)　耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、平成 20 年 3 月に策定した流山市耐震改修促進計画により住宅、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。 (3)　防災対策拠点施設の耐震性の確保 地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、地震災害対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進していく。 （略）	2-33 2-34

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(5)　木造住宅の耐震診断 市は、昭和 56 年 6 月に改正された新耐震設計基準以前の木造建物について耐震診断の実施を促進するため、補助制度等の施策を推進する。	(5)　木造住宅の耐震診断、改修 市は、昭和 56 年 6 月に改正された新耐震設計基準以前の木造建物について耐震診断の実施及び改修を促進するため、補助制度等の施策を推進する。	2-35
2　落下物対策の推進 (1)　落下物の範囲 地震時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。 ア　屋内落下物 （ア）　シャンデリア等照明器具 （イ）　棚上の物品 （ウ）　家具等の転倒 イ　ビル関連落下物 （ア）　窓ガラスの飛散 （イ）　外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落 （ウ）　ウインド式クーラー （エ）　屋上、屋外広告物 （オ）　高架式水槽 （カ）　屋根 ウ　道路上の落下物（倒壊を含む。） （ア）　自動販売機	2　落下物対策の推進 (1)　落下物の範囲 地震時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。 ア　屋内落下物 （ア）　シャンデリア等照明器具 （イ）　棚上の物品 （ウ）　家具等 （エ）　天井・壁材 （オ）　窓ガラス イ　ビル関連落下物 （ア）　窓ガラス （イ）　外装材（外壁タイル、モルタル等） （ウ）　ウインド式クーラー （エ）　屋上、屋外広告物 （オ）　高架式水槽 ウ　道路上の落下物（倒壊を含む。） （ア）　自動販売機	2-35

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
（イ）　路上への陳列商品等 （ウ）　屋外広告物 （エ）　路上に放置された自転車・バイク （オ）　倒木	（イ）　路上への陳列商品等 （ウ）　屋外広告物 （エ）　路上に放置された自転車・バイク （オ）　倒木 （カ）　屋根瓦	
(3)　建築物の落下物防止対策 （略）	(2)　建築物の落下物防止対策 建築基準法の数次による改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造とも耐震性は高い。 そのため、近年の地震被害においては、建築物そのものの倒壊による被害だけでなく、屋内・屋外の落下物、倒壊物による人的被害への対策も課題である。 （略）	2-36
(2)　室内の落下物防止対策 建築基準法の数次による改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造とも耐震性は高い。 そのため、近年の地震被害においては、建築物そのものの倒壊による被害だけでなく、屋内・屋外の落下物、倒壊物による人的被害への対策も課題である。特に、比較的狭い都市型住宅内においては、家具等の転倒・落下による危険性が高い。 家庭や職場における家具等に対する転倒・落下防止対策は、比較的容易に実施しやすい事項であることから、小・中学校及び高校、市商工会その他の各種団体等の協力を得て、家具類の固定の指導及び PR を積極的	3　家具・大型家電等の転倒防止 市は、公共施設におけるキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図る。 また、家庭や職場における家具・大型家電に対する転倒防止対策は、比較的容易に実施しやすい事項であることから、小・中学校及び高校、商工会議所その他の各種団体等の協力を得て、家具・大型家電の固定の指	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
に推進する。 3　ブロック塀（石塀、万年塀等を含む。）の倒壊防止対策 （略） 4　建築防災体制の整備と安全対策の啓発 （略）	導及び PR を行うとともに、転倒防止器具の取り付け作業を行う団体の紹介等について積極的に推進する。 4　ブロック塀（石塀、万年塀等を含む。）の倒壊防止対策 （略） 5　エレベーターにおける閉じ込め対策 エレベーターにおける閉じ込め防止対策を行うため、市有施設のエレベーターについては、耐震性能の向上、地震時管制運転装置の設置、早期救出・復旧体制の整備等の地震対策を推進するとともに、市有施設以外のエレベーターについては、施設の所有者又は管理者に対しては、これら地震対策の普及・啓発等に努める。 6　建築防災体制の整備と安全対策の啓発 （略）	2-37
第 6　ライフライン等の耐震対策 【道路管理課・下水道建設課・水道局工務課・指定公共機関・地方指定公共機関】 上・下水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要する場合には、都市機能はマヒし、通常の生活を維持できなくなる等、住民生活に多大な影響を与えることとなる。	第 6　ライフライン等の耐震対策 【下水道建設課・水道局工務課・指定公共機関・地方指定公共機関】 上・下水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要する場合には、都市機能はマヒし、通常の生活を維持できなくなる等、住民生活に多大な影響を与えることとなる。	2-37

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
したがって、これらの施設については、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じておくことがより重要かつ有効である。このため、各施設の設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保及び系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施して、被害の軽減や被災時の早期復旧に備えて万全の予防措置を講じるようにする。 特に、防災対策調査（平成 18 年度）から市域における各ライフライン施設の被害状況が把握できているため、この被害想定調査結果を活用し、地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を推進していく。	したがって、これらの施設については、地震災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じておくことがより重要かつ有効である。このため、各施設の設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保及び系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施して、被害の軽減や被災時の早期復旧に備えて万全の予防措置を講じるようにする。 特に、平成 23 年度に実施した被害想定から市域における各ライフライン施設の被害想定調査結果を活用し、地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を推進していく。	
1　水道施設 【市水道局】 水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に止めるものとする。 (1)　耐震化の指標作成 水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。 (2)　緊急を要する対策 石綿セメント管及び経年管の取り替えを進めるほか、継ぎ手の整備等を行い、管路の耐震性の強化を図る。 (3)　速やかに復旧できる水道づくり 被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基	1　水道施設 【工務課】 水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に止めるものとする。 (1)　耐震化の指標作成 市水道局は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。 (2)　緊急を要する対策 配水本管の耐震化及び老朽化した塩化ビニル管などの布設替えを進め、管路の耐震性の強化を図る。 (3)　速やかに復旧できる水道づくり 市水道局は、流山市水道事業基本計画（平成 23 年 3 月）に基づき、被	2-38

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
幹施設のゆとりを加味した施設整備を行う。 ア　取・導水施設 取・導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火のための整備補強を行うものとする。 イ　浄・配水施設 浄・配水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火のための整備補強を行い、二次災害の防止を図る。 特に、下流域の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するため、配水池に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。 ウ　送水施設 石綿セメント管及び経年管の取替えを進めるほか、継ぎ手の整備等を行い、管路の耐震性の強化を図る。	災しても速やかに復旧できる水道づくりを進める。	
(4)　広域的バックアップ体制の整備等 広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。	(4)　広域的バックアップ体制の整備等 水道施設の被災に迅速に対応するため、日本水道協会、流山市管工事協同組合などのバックアップの強化を行うことにより、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。	
2　下水道施設 【下水道建設課】 ポンプ設備等の重要施設については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の他系統化･複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を図るとともに、地震時においても必要最小限の排水機能が確保され	2　下水道施設 【下水道建設課・下水道業務課】 「重要な幹線」及び「その他管路」については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化･複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を図るとともに、地震時においても必要最小限の排水機能	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
るよう整備を図る。 （略） 3　電力施設 【東京電力(株)東葛支社】 (1)　災害予防計画目標（略） (2)　防災施設の現況 ア～イ（略） ウ　配電設備 震度 5 弱（水平加速度 0.255G）の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。 5　ガス施設 【京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】 (2)　供給施設 イ(ア)　導管網のブロック化 震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。 エ　その他の安全設備（略）	が確保されるよう整備を図る。 （略） 3　電力施設 【東京電力(株)東葛支社】 (1)　災害予防計画目標（略） (2)　防災施設の現況 ア～イ（略） ウ　配電設備 震度 6（水平最大加速度 0.3G）の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。 5　ガス施設 【京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】 (2)　供給施設 イ(ア)　導管網のブロック化 地震災害時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。 (4)　その他の安全設備（略）	 2-39 2-41
第 7　道路及び交通施設の安全化 【道路管理課・道路建設課・県東葛飾地域整備センター・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】 1　道路施設の整備	第 7　道路及び交通施設の安全化 【道路管理課・道路建設課・県東葛飾土木事務所・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】 1　道路施設の整備	2-42

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(5)　早期復旧・復興のための事前準備 市では、大規模災害時、速やかに復旧・復興に向けて立ち上げるため、道路区域路線図を作成している。災害に見舞われた地区の街区について、GPS や電子基準点等から復元し、また、道路位置を確定し生活に必要なライフラインの整備を行うことを目的としている。 2　橋梁の整備 地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないように、橋梁の耐震点検や補強工事等の実施を徹底する。特に、震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。 また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。	2-43
2　橋梁の整備 地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないように、橋梁の耐震点検や補強工事等の実施を徹底する。特に、震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。 また、橋梁の新設や架け替えにあたっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。		
第 8　河川の整備 【河川課・県東葛飾地域整備センター ・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所運河出張所】	第 8　河川の整備 【河川課・県東葛飾土木事務所 ・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所運河出張所】	2-44
第 9　高圧ガス施設及び危険物施設の安全化 【消防本部】 2　消防法に定める危険物施設の予防対策 (1)　設備面の対策	第 9　高圧ガス施設及び危険物施設の安全化 【消防本部】 2　消防法に定める危険物施設の予防対策 (1)　設備面の対策 カ　設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計す	2-44 2-46

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
カ　万一の漏えい事故に備えた防油堤や各種の安全装置等の整備に努める。 4　液化石油ガス施設の安全対策 (6)　消費者の保安対策 販売事業者等は、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保に努める。 （略）	る。 キ　万一の漏えい事故に備えた防油堤や各種の安全装置等の整備に努める。 4　液化石油ガス施設の安全対策 (6)　消費者の保安対策 販売事業者等は、消費設備の事故防止と地震災害時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保に努める。 （略）	2-49
第４節　防災施設・体制等の整備計画 第１款　通信基盤の整備 第１　情報収集・伝達体制の整備 【安心安全課】 （略） また、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等の最近の震災では、被災地情報・安否情報の発信や確認において、インターネットやアマチュア無線の有効性も確認されている。したがって、これらの愛好家の協力も得て、情報収集・伝達体制の補強を図るものとする。	第４節　防災施設・体制等の整備計画 第１款　通信基盤の整備 第１　情報収集・伝達体制の整備 【防災危機管理課】 （略） また、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等の最近の地震災害では、被災地情報・安否情報の発信や確認において、インターネットやアマチュア無線の有効性も確認されている。したがって、これらの愛好家の協力も得て、情報収集・伝達体制の補強を図るものとする。	2-52
第２　災害通信施設の整備 【安心安全課・消防防災課】 1　無線施設の現況 (1)　市災害対策本部（市役所）	第２　災害通信施設の整備 【防災危機管理課・消防防災課】 1　無線施設の現況 (1)　市災害対策本部（市役所）	2-53

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>ア　市防災行政無線

表　流山市防災行政無線
平成 19 年 4 月現在
<table><tr><th colspan="2">システム名</th><th>台数</th></tr><tr><td rowspan="5">基地局</td><td>無線機</td><td>1 台</td></tr><tr><td>統制卓</td><td>1 台</td></tr><tr><td>交換制御装置</td><td>1 台</td></tr><tr><td>遠隔制御器</td><td>4 台</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>1 台</td></tr><tr><td rowspan="3">移動局</td><td>車載型無線機</td><td>11 台</td></tr><tr><td>可搬型無線機</td><td>15 台</td></tr><tr><td>携帯型無線機</td><td>3 台</td></tr><tr><td>固定局</td><td>固定系子局</td><td>66 台</td></tr></table></td><td>ア　市防災行政無線

表 2-4-1　流山市防災行政無線
平成 24 年 4 月現在
<table><tr><th colspan="2">システム名</th><th>台数</th></tr><tr><td rowspan="5">基地局</td><td>無線機</td><td>1 台</td></tr><tr><td>統制卓</td><td>1 台</td></tr><tr><td>交換制御装置</td><td>1 台</td></tr><tr><td>遠隔制御器</td><td>4 台</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>1 台</td></tr><tr><td rowspan="2">移動局</td><td>車載型無線機</td><td>11 台</td></tr><tr><td>携帯型無線機</td><td>18 台</td></tr><tr><td>固定局</td><td>固定系子局</td><td>76 台</td></tr></table>
イ　MCA 無線
市と避難所、病院、警察、公共交通機関等との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置（MCA 無線）の配備を進める。</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　流山市消防本部消防防災課指令係
消防本部、消防署及び各分署間には、次の無線通信網が整備されている。
ア　消防無線

表　消防無線
平成 18 年 3 月
<table><tr><td>基地局</td><td>3 局</td></tr><tr><td>移動局</td><td>21 局</td></tr><tr><td>携帯局</td><td>20 局</td></tr><tr><td>受令局</td><td>23 局</td></tr></table></td><td>(2)　流山市消防本部消防防災課指令係
消防本部及び各消防署間には、次の無線通信網が整備されている。
ア　消防無線

表 2-4-2　消防無線
平成 24 年 4 月
<table><tr><td>基地局</td><td>2 局</td></tr><tr><td>移動局</td><td>23 局</td></tr><tr><td>携帯局</td><td>21 局</td></tr><tr><td>受令局</td><td>24 局</td></tr></table></td><td>2-54</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>(3)　流山市水道局工務課
水道局には、次の無線通信網がある。
ア　上下水道事業用無線
表 2-4-3　上下水道事業用無線
平成 24 年 3 月 31 日
<table><tr><td>基　地　局</td><td>1 局</td></tr><tr><td>移　動　局</td><td>11 局</td></tr><tr><td>携　帯　局</td><td>2 局</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>2　有線の整備
(2)　災害時優先電話
災害時に一般電話が異常輻輳し通話が不能であっても優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）により市役所、消防、病院のほか市関係施設に設置されている。また、KDDI(株)（au）により、市民生活部長及び安心安全課長が保有する携帯電話について、「災害時優先電話」の指定を受けているので、災害時の通信・連絡に有効的な活用ができるよう関係部課は、「災害時優先電話」の所在（設置箇所）を普段から認識しておく必要がある。</td><td>2　有線の整備
(2)　災害時優先電話
災害時に一般電話が異常輻輳し通話が不能であっても優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）により市役所、消防、病院のほか市関係施設に設置されている。また、KDDI(株)（au）により、市民生活部長及び防災危機管理課長が保有する携帯電話について、「災害時優先電話」の指定を受けているので、災害時の通信・連絡に有効的な活用ができるよう関係部課は、「災害時優先電話」の所在（設置箇所）を普段から認識しておく必要がある。</td><td></td></tr>
<tr><td>3　情報通信設備の整備</td><td>3　情報通信設備の整備
市は、災害時の通信手段の確保のため、多様な情報通信施設及び通信網の整備を図るものとする。また、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策等に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>(1)　防災行政無線の整備</td><td>(1)　防災行政無線の整備</td><td>2-55</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
広く市民に必要な情報を速やかに伝達するための固定系無線局は、整備後 20 年以上を経過し施設の老朽化が目立っており、引き続き施設の機能維持に努めるとともに、双方向通信やデータ通信も可能なデジタル防災無線への移行について検討を進めるものとする。 移動系無線局（携帯型）については、通信手段の多重性を補完し、発災初動時の概括情報の収集手段として活用する等、緊急時に対応できるように管理する。 (2)　消防無線の整備 消防無線には、周波数別に市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波がある。今後、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備を検討する。	広く市民に必要な情報を速やかに伝達するための固定系無線局は、平成 21 年度に親機（操作卓）を更新したが、引き続き、屋外子局の更新整備を進め、施設の機能維持に努める。 また、今後、固定系子局について、福祉施設、学校、公民館等の施設、次いで、要介護者、高齢者世帯等から優先的に、戸別受信機の導入に努めるとともに、双方向通信やデータ通信も可能なデジタル防災無線への移行について検討を進めるものとする。 (2)　消防無線の整備 消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成 28 年 5 月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成 25 年 4 月の運用開始に向けて、県域を 1 ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。 (3)　MCA 無線、PHS、トランシーバー等の拡充 市は、現場において円滑に応急活動を実施するため、MCA 無線、PHS、トランシーバー等の拡充に努める。 (4)　インターネットを利用した伝達手段 緊急時に、市民へ正確な情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンに電子メールを送る流山市安心メールを導入した。災害時の避難情報や、ひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を配信し活用している。その他、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）を利用して災害情報等を発信している。 (5)　新たな情報伝達手段の整備 近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、音声、文字、映像等多様な通信手段により容易な状況把握が可能となるよう検討する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(3)　新たなメディアの導入 近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、衛星電話やモバイルコンピュータによる通信等を活用し、音声、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。 (4)　情報通信設備の耐震化 （略）	(6)　情報通信設備の耐震化 （略）	
第 3　県の災害通信施設 【安心安全課・県】 1　県防災行政無線 防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。 また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者回線とし、衛星系は第 2 世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図参照） ネットワークの主な機能等は次のとおりである。 ア　個別通信機能 イ　一斉通報機能 ウ　映像伝送機能 エ　高所カメラシステム オ　IP データ伝送機能 カ　緊急地震速報受信システム キ　テレビ会議システム	第 3　県の災害通信施設 【防災危機管理課・県】 1　県防災行政無線（衛星系・地上系・移動系） 県防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。 また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第 2 世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（災害通信連絡系統図参照） ネットワークの主な機能等は次のとおりである。 ア　個別通信機能 イ　一斉通報機能 ウ　映像伝送機能 エ　高所カメラシステム オ　IP データ伝送機能 カ　テレビ会議システム	2-56

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ク　移動系通信システム ケ　ネットワーク監視システム (1)　地上系 県庁と県民センター、地域整備センター、ダム管理事務所、市町村、消防本部との間を電気通信事業者専用回線で構成する。 (2)　衛星系 県庁、県民センター等の県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関との間を衛星系で構成する。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星車載局を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多用な活用を図っている。	キ　移動系通信システム ク　ネットワーク監視システム (1)　地上系 県庁、地域振興事務所、市町村、及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、地域振興事務所、土木事務所、気象台等の間を多重マイクロ回線で結んでいる。 (2)　衛星系 県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星通信車を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多用な活用を図っている。	
図　防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図 （略）	図　災害通信連絡系統図 （略）	2-57
2　千葉県防災情報システム 本システムは、平成 9 年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的として平成 19 年 4 月から運用が開始されている。 (1)　システムの特徴	2　千葉県防災情報システム 県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するシステムを運用している。 被害情報、気象情報のほか、災害対策調整（地図情報、物資管理情報）、映像情報、県民との情報、職員参集等の機能を持つ。	2-58

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　県民との防災情報の共有化 県民へのインターネットによる避難勧告、被害情報、気象情報、ライフライン情報等の提供が行われている。希望者にはメール配信も行われている。 イ　防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理 　システム機能の充実・強化と通信回線(光化)の高速・大容量化されている。 ウ　情報通信技術(ICT)を活用した災害に強いシステム 　各サーバの二重化に県防災行政無線をバックアップとして利用されている。 (2)　整備概要 ア　県庁内にホストコンピュータを設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者専用回線(光化) で結び、 ・ 被害情報、指示情報の収集及び集計 ・ 気象情報、地震情報、津波情報等の伝達 ・ 物資管理等の防災関連情報のデータベース化 等を行うためのシステムが整備されている。 イ　県民に防災情報を提供するため、システム内に情報を集約した「防災ポータルサイト」が設置されている。 〈ポータルサイト URL〉 http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/ (PC 版) http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/mobile/index.jsp（携帯電話版）		

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　県災害対策本部審議を情報面で支援するため、被害情報、災害現地の映像等を提供する大型表示装置に更新されている。 (3)　システムの機能 ア　被害情報処理機能 被害情報や指示情報等を収集及び集計するとともに集計した結果を、災害対策本部や防災関係機関へ配信し情報の共有化を図る機能。 イ　実況監視処理機能 気象情報、地震情報、津波情報等の各種気象データを把握し提供する機能。 ウ　災害対策調整機能 災害対策を実施する上で基本となる災害危険箇所、避難所、物資管理等の各種情報をデータベース化し、地図等により検索・活用する機能。 エ　映像情報処理機能 被災状況の把握に効果的なヘリテレ、高所カメラ、ちば衛星号による災害現地の映像等を収集し大型表示装置に表示する他、デジタルアーカイブにより蓄積・配信する機能。 オ　県民との情報共有機能 県民との防災情報の共有化を図るため、「防災ポータルサイト」を通じて、パソコンや携帯電話を利用した提供を行い、希望者には緊急性のある情報をメール配信する機能。 また、帰宅困難者の支援として「防災ポータルサイト」に災害安否掲示板を作成し、これを利用して県民に安否情報を提供する機能。 カ　職員参集機能 携帯電話のメール機能を活用して関係職員を自動参集する機能。		

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
キ　その他の付加機能 システム専用パソコンには、関係機関間の連絡用ツールとして次の機能を付加している。 ・　e メール ・　ビデオチャット ・　インスタントメッセンジャー 図　防災情報システム構成概念図 （略）		
3　千葉県震度情報ネットワークシステム 千葉県では、地震発生後における情報空白期を補完し、迅速かつ的確な初動体制の確立と応急対策を行うため、県内全市町村に設置されている震度計から震度情報を即時に収集する震度情報ネットワークシステムを整備し、平成 9 年度から運用されている。 感震器で感知した震度情報は、市庁舎内にある処理器で演算し、その場で警報ブザーを鳴らすとともに表示し、県防災行政無線（地上系回線又は衛星系回線等）を通じて県に配信される。 本市ではその震度情報を、市災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用するものとする。 図　震度情報ネットワークシステム概念図 （略）	3　千葉県震度情報ネットワークシステム 県は、各市町村へ計測地震計を設置し、80 箇所の観測点からの震度情報をオンラインで収集するシステムを導入した。計測震度計は各市町村の本庁舎内もしくはその敷地内に設置され、千葉市が設置した 6 箇所の震度情報とともにオンラインで提供している。 今後は設置環境の精査や現行の震度計を次世代計測震度計の仕様を満たすものに更新するなどしてシステムの信頼性向上を図るとしている。 本市ではその震度情報を、市災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用するものとする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第４　警察における災害通信網の整備 【安心安全課・流山警察署】 災害の発生に備え又は災害発生時において、災害救助・復旧時等に際し警察活動の能率化のため、警察が設置した警察専用通信設備がある。 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。 1　警察有線電話通信網 　基　点　　県警察本部 　県本部　　警察署、管下各交番及び駐在所 　警察署　　隣接各警察署 2　警察無線電話（超短波）通信網 有線電話施設が被災不通となった場合に利用する。 　（基地局）　　（移動局） 　県警察本部　　パトロールカー 　警　察　署	第４　警察における災害通信網の整備 【防災危機管理課・流山警察署】 災害の発生に備え、又は災害発生時において、災害救助・災害復旧等に際し警察活動の能率化のため、警察が設置した警察専用通信設備がある。 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。	2-58
第６　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店】 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店においては、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を装備している。 また、千葉支店災害対策実施要綱を制定しており、日常の準備の体制、	第６　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備 【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店】 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店においては、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。 また、千葉支店災害対策実施要綱を制定しており、日常の準備体制、災	2-59

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
災害発生が予想される場合の警戒態勢及び非常災害時の措置を定めている。	害発生が予想される場合の警戒態勢及び非常災害時の措置を定めている。	
第 8　非常通信体制の整備 【安心安全課】	第 8　非常通信体制の整備 【防災危機管理課】	2-59
第 9　アマチュア無線の活用 【安心安全課】	第 9　アマチュア無線の活用 【防災危機管理課】	2-60
第 10　その他通信網の整備 【安心安全課】 1　TV、パソコン等のその他の通信 CATV 及びインターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備に努めるものとする。	（削除）	―
第 2 款　防災施設の整備 第 1　防災拠点等の整備 【安心安全課】 市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。 施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。	第 2 款　防災施設の整備 第 1　防災拠点等の整備 【防災危機管理課・社会福祉課・日本赤十字社】 市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。 施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。	2-61

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	市は、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な飲料水の供給についても施設の整備を進める。また、防災倉庫については日本赤十字社の協力を得て整備する。	
第２　防災用備蓄の推進 【安心安全課・商工課・農政課・健康増進課・社会福祉課・消防署 水道局業務課・県水道局・日本赤十字社】 市は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要となる、飲料水、食糧、生活必需品等の物資について、多様なニーズを満たすことが出来るよう、適切な備蓄及び調達体制を整備する。 また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な飲料水の供給についても施設の整備を進める。 さらに、防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。 1　飲料水の確保 住民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の対策を推進する。 (1)　供給目標 災害により飲料水を得られない者に対し、1 日 1 人あたり 3 リットルの	第２　防災用備蓄の推進 【防災危機管理課・商工課・農政課・健康増進課・社会福祉課・消防署 水道局工務課・県水道局・日本赤十字社】 市は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要となる、飲料水、食糧、生活必需品等の物資について、多様なニーズを満たすことが出来るよう、適切な備蓄及び調達・輸送体制を整備する。 また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、地震被害想定結果に基づき初期の対応に十分な量を備蓄するほか、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄に配慮する。 さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。 1　飲料水の確保 住民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の対策を推進する。 (1)　供給目標 市は、災害により飲料水を得られない者に対し、1 日 1 人当たり 3 リッ	2-61

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。

(2)　飲料水の確保
ア　応急給水拠点施設の整備
災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、応急給水専用施設として災害対策用貯水池の整備や既存施設の有効活用を含めた応急給水拠点施設の整備により、必要な飲料水の確保に努める。

表　給水拠点一覧
平成 18 年 3 月 31 日現在
<table><tr><th rowspan="2">名　称</th><th rowspan="2">所　在　地</th><th rowspan="2">1 日最大給水量</th><th colspan="2">自家発電の状況</th><th rowspan="2">貯水池の容量</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>燃料の種類貯蔵量</th><th>稼動時間給水量</th></tr><tr><td>おおたかの森浄水場</td><td>流山市西初石5丁目 57 番地</td><td>17,700 m³</td><td>A 重油 10,000 ﾘｯﾄﾙ</td><td>48 時間 11,250 m³</td><td>10,500 m³</td><td>緊急遮断弁付</td></tr><tr><td>東部浄水場</td><td>流山市名都借395 番地</td><td>6,500 m³</td><td>軽油 200 ﾘｯﾄﾙ</td><td>8 時間 2,160 m³</td><td>2,400 m³</td><td>緊急遮断弁付</td></tr><tr><td>江戸川台浄水場</td><td>流山市江戸川台東1丁目 255 番地</td><td>12,800 m³</td><td>軽油 490 ﾘｯﾄﾙ</td><td>8 時間 6,720 m³</td><td>7,600 m³</td><td>緊急遮断弁付</td></tr><tr><td>西平井浄水場</td><td>流山市西平井1490 番地</td><td>28,700 m³</td><td>軽油 490 ﾘｯﾄﾙ</td><td>8 時間 6,600 m³</td><td>17,000 m³</td><td>緊急遮断弁付</td></tr></table>
イ　飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備
市は、水道事業体等の協力を得て、避難住民等の飲料水、消火用水を確保するため、計画的に飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備に努める。</td><td>トルの飲料水の供給を最小限度として行う。また、市における備蓄、災害時に流通在庫の活用、他市町村の協力、自助による備蓄等により、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。
(2)　飲料水の確保
ア　給水拠点の整備
災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、浄水場の配水池を有効活用して必要な飲料水の確保に努める。

表 2-4-4　配水池一覧表
平成 24 年 4 月現在
<table><tr><th>名　称</th><th>所　在　地</th><th>自家発電の状況
燃料の種類貯蔵量</th><th>災害時貯水量</th></tr><tr><td>おおたかの森浄水場</td><td>流山市西初石5丁目 57 番地</td><td>A 重油 10,000 ﾘｯﾄﾙ</td><td>1,050m³</td></tr><tr><td>西平井浄水場</td><td>流山市西平井1490 番地</td><td>A 重油 3,000 ﾘｯﾄﾙ</td><td>2,550m³</td></tr><tr><td>江戸川台浄水場※</td><td>流山市江戸川台東1丁目 255 番地</td><td>軽油 490 ﾘｯﾄﾙ</td><td>3,400m³</td></tr><tr><td>東部浄水場</td><td>流山市名都借395 番地</td><td>軽油 200 ﾘｯﾄﾙ</td><td>810m³</td></tr></table>※平成 25 年度からは、A 重油 1,900 ﾘｯﾄﾙとなる。

イ　拠点給水所の整備
学校や福祉施設等の避難所を拠点給水所とし、応急給水を行う。</td><td>2-62</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

ウ　災害用井戸

避難場所及び避難所となる学校施設等に、災害用井戸を順次整備する。

表　災害用井戸の設置状況

平成 18 年 4 月現在

設置場所	所在地	設置年度
八木北小学校	流山市美田 208	－
流山北小学校	流山市加 1-795-1	平成 8 年度
東小学校	流山市名都借 856	
江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3-11	平成 9 年度
鰭ヶ崎小学校	流山市鰭ヶ崎 7-1	
西初石中学校	流山市西初石 4-455-1	平成 10 年度
向小金小学校	流山市向小金 3-149-1	
新川小学校	流山市中野久木 339	平成 11 年度
南流山小学校	流山市木 487	
流山小学校	流山市流山 4-359	平成 12 年度
八木南小学校	流山市芝崎 92	
西深井小学校	流山市西深井 67-1	平成 13 年度
東深井小学校	流山市東深井 879-2	
西初石小学校	流山市西初石 4-347	平成 14 年度
東部中学校	流山市名都借 865	平成 16 年度
南流山中学校	流山市流山 2539-1	
北部中学校	流山市中野久木 577	平成 17 年度
常盤松中学校	流山市東初石 3-134	平成 18 年度
八木中学校	流山市古間木 210-2	

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

ウ　災害用井戸

避難場所及び避難所となる学校施設等に、災害用井戸を順次整備する。

また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。なお、現在、27 件の登録がある。

表 2-4-5　災害用井戸の設置状況

平成 24 年 4 月現在

設置場所	所在地	設置年度
八木北小学校	流山市美田 208	－
流山北小学校	流山市加 1-795-1	平成 8 年度
東小学校	流山市名都借 856	
江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3-11	平成 9 年度
鰭ヶ崎小学校	流山市鰭ヶ崎 7-1	
西初石中学校	流山市西初石 4-455-1	平成 10 年度
向小金小学校	流山市向小金 3-149-1	
新川小学校	流山市中野久木 339	平成 11 年度
南流山小学校	流山市木 487	
流山小学校	流山市流山 4-359	平成 12 年度
八木南小学校	流山市芝崎 92	
西深井小学校	流山市西深井 67-1	平成 13 年度
東深井小学校	流山市東深井 879-2	
西初石小学校	流山市西初石 4-347	平成 14 年度
東部中学校	流山市名都借 865	平成 16 年度
南流山中学校	流山市流山 2539-1	
北部中学校	流山市中野久木 577	平成 17 年度
常盤松中学校	流山市東初石 3-134	平成 18 年度
八木中学校	流山市古間木 210-2	
長崎小学校	流山市野々下 2-10-1	平成 19 年度
南部中学校	流山市加 3-600-1	
東深井中学校	流山市東深井 47	平成 20 年度
小山小学校	流山市十太夫 97-1	
南流山センター	流山市南流山 3-3-1	平成 21 年度
初石公民館	流山市西初石 4 丁目 381 番地の 2	平成 22 年度
北部公民館	流山市美原 1 丁目 158 番地の 2	平成 23 年度
東谷地区市有地防災広場	流山市大字流山 965 番地の 1	

頁

2-63

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(3)　応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備 市は、地震等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況及び給水能力を常に把握しておく。 ア　給水タンク車 イ　連続自動飲料水袋詰機 ウ　給水タンク エ　浄水器 オ　ポリ容器 カ　ポリ袋等	(3)　応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備 市は、地震等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況及び給水能力を常に把握しておく。 ア　給水タンク車 イ　連続自動飲料水袋詰機 ウ　給水タンク エ　ポリタンク オ　ポリ袋	
2　食糧・生活必需品の確保 (1)　備蓄・調達計画の推進 食糧及び生活必需品については、次の備蓄・調達計画の推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。 ア　備蓄・調達計画の策定 被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、現物備蓄、流通備蓄、他市町村との協力、自助による備蓄を組み合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。 イ　現物備蓄の推進 備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされる乾パン、アルファ米、毛布、ライト、簡易トイレ等の備蓄については順次備蓄を実施するとと	2　食糧・生活必需品の確保 (1)　備蓄・調達計画の推進 食糧及び生活必需品については、次の事項を重視し、備蓄・調達計画を作成し、その推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。 ア　効率的かつ適切な備蓄・調達 市は、被災時に必要となる食糧（ペットボトル水を含む）、生活必需品、燃料等の内容、数量を把握して、現物備蓄、流通備蓄、他市町村との協力、自助による備蓄を組み合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達を行う。 イ　現物備蓄の推進 備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるアルファ米、クラッカー、毛布、ライト、簡易トイレ等の備蓄については順次備蓄を実施す	2-64

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>もに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所に優先的に備蓄倉庫を整備する。</td><td>るとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所に優先的に備蓄倉庫を整備する。
ウ　災害時要援護者や女性への配慮
食糧・生活必需品の備蓄に際して、災害時要援護者や女性に配慮するとともに、季節性にも配慮した品目を整備する。

表 2-4-6　災害時要援護者や女性に配慮した品目
<table><tr><th>対　象</th><th>品　目</th></tr><tr><td>災害時要援護者</td><td>小児用オムツ、大人用オムツ、粉ミルク、離乳食、おかゆ、アレルギー除去食、車椅子用トイレ、段ボールベッド等</td></tr><tr><td>女性</td><td>授乳室用間仕切り、更衣用テント、生理用品、化粧品（化粧水、クレンジング等）等</td></tr></table>
エ　プライバシーへの配慮
プライバシーに配慮するため、間仕切り等の品目を整備する。</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

表　防災倉庫設置状況

平成 18 年 9 月現在

名　称	設　置　場　所	床面積	構　造	設置年度
南分署防災備蓄倉庫	流山市南流山 3 丁目 9-6 番地	13.8 m^3	耐火造	平成 3 年度
東分署防災備蓄倉庫	流山市前ヶ崎 449-1 番地	13.8 m^3	耐火造	平成 4 年度
北消防署防災備蓄倉庫	流山市美原 2 丁目 139-1 番地	13.8 m^3	耐火造	平成 5 年度
総合運動公園防災備蓄倉庫	流山市野々下 1 丁目 29-4 番地	14.4 m^3	アルミ製	平成 8 年度
八木北小学校防災備蓄倉庫	流山市美田 208 番地	56.0 m^3	耐火造	平成 10 年度
西初石中学校防災備蓄倉庫	流山市西初石 4 丁目 455-1 番地	63.8 m^3	耐火造	平成 14 年度
東部中学校防災備蓄倉庫	流山市名都借 865 番地	64.8 m^3	耐火造	平成 15 年度
新川小学校防災備蓄倉庫	流山市中野久木 339 番地	56.0 m^3	耐火造	平成 16 年度
江戸川台小学校防災備蓄倉庫	流山市江戸川台東 3 丁目 11 番地	55.4 m^3	耐火造	平成 16 年度
八木中学校（古間木収蔵庫）防災備蓄倉庫	流山市古間木 213 番地 1	56.8 m^3	木造	平成 17 年度
流山北小学校防災備蓄倉庫	流山市加 1 丁目 795-1 番地	62.1 m^3	耐火造	平成 18 年度
八木南小学校防災備蓄倉庫	流山市芝崎 92 番地	62.1 m^3	耐火造	平成 18 年度

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 2-4-7　防災倉庫設置状況

平成 24 年 4 月現在

名　称	設　置　場　所	床面積	構　造	設置年度
南消防署防災備蓄倉庫	流山市南流山 3 丁目 9-6	13.8 m^2	耐火造	平成 3 年度
東消防署防災備蓄倉庫	流山市前ヶ崎 449-1	13.8 m^2	耐火造	平成 4 年度
北消防署防災備蓄倉庫	流山市美原 2 丁目 139-1	13.8 m^2	耐火造	平成 5 年度
総合運動公園防災備蓄倉庫	流山市野々下 1 丁目 29-4	14.4 m^2	アルミ製	平成 8 年度
八木北小学校防災備蓄倉庫	流山市美田 208	56.0 m^2	耐火造	平成 10 年度
西初石中学校防災備蓄倉庫	流山市西初石 4 丁目 455-1	63.8 m^2	耐火造	平成 14 年度
東部中学校防災備蓄倉庫	流山市名都借 865	64.8 m^2	耐火造	平成 15 年度
新川小学校防災備蓄倉庫	流山市中野久木 339	56.0 m^2	耐火造	平成 16 年度
江戸川台小学校防災備蓄倉庫	流山市江戸川台東 3 丁目 11	55.4 m^2	耐火造	平成 16 年度
八木中学校（古間木収蔵庫）防災備蓄倉庫	流山市古間木 213-1	56.8 m^2	木造	平成 17 年度
八木南小学校防災備蓄倉庫	流山市芝崎 92	62.1 m^2	耐火造	平成 18 年度
長崎小学校防災備蓄倉庫	流山市野々下 2-10-1	12.7 m^2	耐火造	平成 19 年度
東深井中学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 47	63.8 m^2	耐火造	平成 19 年度
東深井小学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 879-2	15.8 m^2	耐火造	平成 20 年度
南流山中学校防災備蓄倉庫	流山市流山 2539-1	33.8 m^2	耐火造	平成 20 年度
小山小学校防災備蓄倉庫	流山十太夫 97-1	46.6 m^2	耐火造	平成 21 年度
向小金小学校防災備蓄倉庫	流山市向小金 3-149-1	20.7 m^2	鉄骨造	平成 21 年度
西深井小学校防災備蓄倉庫	流山市西深井 67-1	32.9 m^2	耐火造	平成 22 年度
文化会館前防災備蓄倉庫	流山市加 1 -16-2	14.4 m^2	アルミ合金	平成 22 年度
東谷地区市有地防災広場防災備蓄倉庫	流山市大字流山 965-1	14.4 m^2	アルミ合金	平成 23 年度
木の図書館防災備蓄倉庫	流山市名都借 313-1	14.4 m^2	耐火造	平成 23 年度

頁

2-65

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(2)　物資の受入れ
調達した食糧・生活必需品の受入れ施設を、あらかじめ定めておく。

ただし、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れることができるものとする。
さらに、災害時における物資の支給・受入れ体制を明確にし、住民、市職員及びボランティア等が協力して作業を行えるようにしておく。

3　住民等への備蓄の啓発
　市は、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭で 3 日分の食糧、飲料水の備蓄を行うほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう防災関連行事やパンフレット、広報誌等により備蓄の啓発を行うものとする。</td><td>(2)　物資の受入れ
市は、調達した食糧・生活必需品を一時的に集積する災害時物資集積場所（ターミナル）をあらかじめ定めておく。
ただし、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れることができるものとする。
さらに、災害時における物資の支給・受入れ体制を明確にし、住民、市職員及びボランティア等が協力して作業を行えるようにしておく。

3　住民等への備蓄の啓発
市は、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭で 3 日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう防災関連行事やパンフレット、広報誌等により備蓄の啓発を行うものとする。</td><td>2-66</td></tr>
<tr><td>第 3　水防用資機材の点検・整備
【河川課】

表　水防倉庫
<table><tr><th>対象河川</th><th>名称</th><th>設置場所</th><th>管理団体</th></tr><tr><td>江戸川</td><td>流山市根郷水防倉庫</td><td>流山市流山 3 丁目 383 番地</td><td>流山市</td></tr></table></td><td>第 3　水防用資機材の点検・整備
【河川課】

表 2-4-8　水防倉庫
<table><tr><th>対象河川</th><th>名称</th><th>設置場所</th><th>管理団体</th></tr><tr><td>江戸川</td><td>流山市水防倉庫</td><td>流山市大字西深井 1471 番地</td><td>流山市</td></tr></table></td><td>2-67</td></tr>
<tr><td>第 4　河川への消火用水確保施設の整備
【消防防災課】</td><td>第 4　河川への消火用水確保施設の整備
【消防防災課】</td><td>2-67</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
都市における河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。 市は、消火用水の確保、施設の整備が必要な河川等の調査を実施し、消防車の乗り入れを可能とする斜路や、緊急時に堤防から直接取水が可能な取水槽及び階段状護岸の整備を図る。	都市における河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。 市は、消火用水の確保、施設の整備が必要な河川等の調査を実施する。	
第 5　避難施設の整備 （略）	（→2 章第 5 節へ移動）	－
	第 5　災害対策本部組織体制の拡充 【防災危機管理課】 1　防災拠点等の機能確保 市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努める。 また、新しく体育館等の防災拠点を新設する場合は、避難所機能だけでなく、医療・防疫活動が行えるような施設となるよう、設備を備える。 さらに、市は、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた通信設備の整備を図るものとする。 また、災害時等にライフラインが断絶した場合に備え、防災拠点等において必要な電力の供給や飲料水の提供等が行える物資等供給拠点とし	2-68

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	ての整備について検討する。 2　キャビネット等の転倒防止対策 災害発生時において、庁舎内にいる職員及び来庁者等の安全確保、並びに執務環境の確保のため、庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図るものとする。	
第 3 款　応援協力体制の整備 第 1　市町村間の相互応援 【安心安全課・消防総務課】 1　協定の締結 市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、県内外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結されている協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。 （略） 2　応援要請体制の整備 市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。	第 3 款　広域応援協力体制の整備 第 1　市町村間の相互応援 【防災危機管理課・消防防災課】 1　協定の締結 市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、近隣の市町村に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結されている協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。 （略） 2　応援要請体制の整備 市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう、担当者名簿の交換、応援要請手続、情報伝達方法、活動拠点、受入れのための設備の整備等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。	2-69

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 3　応援受入体制の整備 市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受入マニュアル等を整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。 また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。	また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 3　応援受入体制の整備 市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統、活動拠点、受入れのための設備の整備等の明確化及び受入マニュアル等を整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。 また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。	2-70
第 2　国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん 【安心安全課】	第 2　国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん 【防災危機管理課】	2-70
第 3　公共的団体との協力体制の確立 【安心安全課】 市は、区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、震災時において応急対策に関し積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておくものとする。 このため市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。	第 3　公共的団体との協力体制の確立 【防災危機管理課】 市は、区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、地震災害時において応急対策に関し積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておくものとする。 このため市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。	2-70

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	第 4　民間団体との協定締結の推進 【防災危機管理課】 災害時に応急対策活動について迅速かつ的確に対応するため、水・食糧、毛布・サバイバルブランケット・マットレス・布団、間仕切り、簡易トイレ、発電機、照明器具、燃料等の製造、流通業者に対し、それらの提供に関する応援協定の締結に努める。 また、市内のショッピングセンター等に対して、帰宅困難者等の一時収容に関する協定の締結に努める。	2-70
第 4　他市町村の災害時における応援活動のための体制整備 【安心安全課】	第 5　他市町村の災害時における応援活動のための体制整備 【防災危機管理課】 市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられかつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等についてマニュアルを整備しておくものとする。 その際職員は、派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制がとれるようにしておくものとする。 また、日常から研修及び訓練を実施しておくものとする。	2-71
第 4 節　第 2 款　防災施設の整備 第 5　避難施設の整備	第 5 節　避難対策 災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。 第 1　避難施設等の整備	2-72

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
【安心安全課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課】 災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。 2　避難場所及び避難所等の確保 発災後、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。 このため、避難場所及び避難所等の施設の指定及び整備を積極的に行う。	【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課、学校教育課、教育総務課】 1　避難場所及び避難所等の確保 発災後、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。 このため、避難場所及び避難所等の施設の指定及び整備を積極的に行う。 なお、新東谷地区に整備された防災広場は、防災倉庫、災害用井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ等を設置されていることから、救援部隊等の活動拠点、ヘリコプターの臨時離着陸場、防災訓練の実施等積極的に活用を図る。 平成 27 年 4 月開校予定の（仮称）新市街地地区小中学校併設校についても、上記と同様の防災広場として整備に努める。 また、平成 27 年度オープン予定の新体育館については、防災備蓄倉庫、電気・ガス 2 系統による空調、非常用発電機、雨水を利用した多目的トイレ等の設備を整備するとともに、1700 人×3 日分の飲料水等を備蓄する。確保等の防災関係施設の整備を行う。	
(1)　避難場所、避難所及び広域避難場所の指定 市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。	2　避難場所、避難所及び広域避難場所の指定 市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	避難場所等の選定は「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領（千葉県、昭和 48 年 8 月）」に従い、整備については「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成 21 年 10 月）」と次の点に留意する。	
ア　避難場所の指定 （略）	(1)　避難場所の指定 （略）	
イ　避難所の指定 地震等の災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。	(2)　避難所の指定 地震等の災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所、公民館等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。	2-73
・被災者の一時的宿泊滞在が可能なような設備・施設を有すること。	・避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をであること。	
・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。	・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。	
・情報の伝達上の便利が得やすいこと。	・避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。	
・耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊・耐火・耐水害等）	・避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備が整備できること。	
・なるべく公共施設であること。	・避難場所に避難生活に必要な物資等が備蓄できること。	
・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。	・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。	
・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。	・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるとともに、女性への配慮、ペット対策などにつ	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	いても適切に対応するように努める。 ・公民館については、エアコンや和室、小部屋等の設備・施設が設置されているため、災害時要援護者を優先的に受け入れる体制を整備する。	
ウ　広域避難場所の指定 （略）	(3)　広域避難場所の指定 （略）	
(2)　避難所の耐震性の確保 （略）	2　避難所の耐震性の確保 （略）	2-74
(3)　避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備 市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。 なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。 ア　食糧、飲料水等 イ　生活必需品 ウ　ラジオ エ　通信機材 オ　放送設備 カ　照明設備(非常用発電機を含む。) キ　炊き出しに必要な資機材及び燃料 ク　給水用資機材 ケ　救護所及び医療資機材 コ　物資の集積所	3　避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備 市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。 なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。 ア　食糧、飲料水等 イ　生活必需品（毛布、簡易トイレを含む。） ウ　ラジオ エ　通信機材 オ　放送設備 カ　照明設備(非常用発電機を含む。) キ　炊き出しに必要な資機材及び燃料 ク　給水用資機材 ケ　救護所及び医療資機材（常備薬を含む。） コ　物資の集積所	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
サ　仮設のプレハブ又はテント シ　工具類 4　ヘリコプターの緊急離着陸場の確保 避難所における緊急時のヘリコプター離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。	サ　仮設のプレハブ又はテント シ　工具類 ス　避難者情報作成用具類 また、設備については、備蓄物資を保管する備蓄倉庫、応急給水が行える前までの間、水を確保するための防災井戸又は耐震性貯水槽の整備を行うとともに、必要とする規模の非常用発電機等の整備に努める。 4　ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保 避難所における緊急時のヘリコプター離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。 また、市内の民間ヘリポート施設と災害協定締結等の連携強化を図る。	2-75
（第 4 節　第 2 款　第 5） 1　避難計画の方針 市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底させるとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。 なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。	第 2　避難誘導体制の整備 【防災危機管理課】 1　避難計画の作成 市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底を図るものとする。自主防災組織（自治会）は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、地域別に避難場所、避難路、避難指示等の伝達体制、避難誘導体制等を示した避難計画を作成して、地域住民の避難の安全・迅速・円滑化を図る。また、市は、避難計画の作成に際し、支援・助言等を行う。 なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。	2-75

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
（第４節　第２款　第５） 3　避難誘導体制の整備 市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難場所標示板及び案内板の整備や維持管理に努める。また、災害時要援護者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。	2　安否確認方法の検討 住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援団体等で行うものとする。 3　避難誘導体制の整備 市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難場所標示板や案内板の整備・維持管理に努める。また、災害時要援護者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。	
	第３　避難所の開設・運営体制の整備 【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課、学校教育課、教育総務課・環境政策課】 1　避難所運営体制の整備 避難所の開設・運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うため、市は、平常時から避難所運営体制の整備を進めるものとする。 平常時から各避難所に主に避難する自治会や施設管理者等が避難所運営について協議し、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成するとともに、定期的に避難所運営訓練を実施する。 避難所運営体制は、概ね次の構成員とし、役割等や緊急時の行動手順について避難所運営マニュアルに明記する。また、構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。	2-76

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>

表 2-5-1　避難所運営体制（構成員及び主な役割例）

<table>
<tr><th>構成員</th><th>主な役割</th><th>避難所開設時の役割</th></tr>
<tr><td>市職員</td><td>避難所の責任者
①本部等との情報連絡
②調査・各種手配
③その他</td><td>主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr>
<tr><td>施設管理者</td><td>避難所の施設の管理者
①建物の安全確認
②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開
③指定管理者への指示</td><td>主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。
市職員到着後、市に引き継ぐ</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td>避難所の施設の管理者
①建物の安全確認</td><td>市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織</td><td>避難者の支援、市・各施設への協力
①食糧・飲料水等の配給
②避難所生活ルールの作成
③地域の被災情報等の伝達
④その他</td><td>市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。</td></tr>
</table>

2　避難所運営マニュアルの作成

県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、各避難所における「○○避難所運営マニュアル」を作成する。

さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、災害時要援護者への支援、避難者のプライバシーの確保、女性への配慮等に十分留意し、地域における生活者の多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させるものとする。

</td><td>2-76</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	3　ペット対策 避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などがあり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある。 しかし、飼主にとっては家族の一員であるため、ペットとの同行避難ができるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難所でペットが共存することの課題を共有するとともに、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、各避難所運営マニュアルに位置付けるものとする。 また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（キャリーやケージ、引き綱、常備薬等）、しつけ及びマナー等について広報する。 さらに、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、松戸健康福祉センター（松戸保健所）、千葉県獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。	2-77
	第４　帰宅困難者対策 【防災危機管理課】 市は、災害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下の課題に取り組むものとする。 1　帰宅困難者の発生の抑制対策 (1)　基本原則の周知・徹底 市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・	2-77

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	徹底を図る。 (2)　企業・学校等への要請 市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請する。また、従業員、生徒等の一時収容に必要な水・食糧、毛布等の備蓄を要請するとともに、通勤・通学時間帯における発災に際しては、それらの備蓄品を市が実施する帰宅困難者対策の為に提供することを含む協定の締結に努める。 (3)　安否確認手段の周知 市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル（171)」や「災害用ブロードバンド伝言板（web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知する。 2　帰宅困難者への支援対策 (1)　避難場所の確保及び避難誘導体制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導体制を構築する。また、帰宅困難者に対する避難場所は、あらかじめ広報紙や立看板等を掲示して周知する。 (2)　施設等に避難した避難者・帰宅困難者等への対応の検討 発災時には多数の帰宅困難者等が駅周辺等の避難所等に集まることが想定されるため、市は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定める。	2-78

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	また、企業や学校等においても、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。 (3)　情報収集・提供体制の検討 発災時には、多数の帰宅困難者が駅周辺や駅近くの避難所等に集まることが想定されることから、市は、発災時における交通情報や駅周辺及び避難所等の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討する。 3　徒歩帰宅者への支援対策 災害用トイレ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない公的施設等の活用、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。 4　帰宅困難者の搬送体制の検討 帰宅困難者に対する交通情報の伝達やバスによる代替輸送等の対策について、県、関係機関と連携して検討する。	
	第５　避難所外避難者への支援体制の整備 【防災危機管理課】 市は、避難所外避難者マニュアルを整備し、避難所外に避難する被災者や、他の自治体に避難する被災者する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。	2-79

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	第 6　住宅に関する対策 【建築住宅課・防災危機管理課・コミュニティ課】 1　応急危険度判定の実施体制 市は、建築物の応急危険度判定が円滑に行うため、応急危険度判定士の受入体制等について整備をしておくものとする。 2　応急仮設住宅建設候補地の確保 災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行う。そのため、市は、定期的に応急仮設住宅建設候補地のデータ更新を行い、災害時に備える。 3　民間賃貸住宅等の把握 市は、災害時における被災者の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。 また、災害時に利用可能な民間賃貸住宅の把握を速やかに行えるよう、不動産関係団体と協定を締結しているほか旅館等とも協議を行う。	2-79
第 5 節　災害医療体制の整備 第 1　救急・救助体制の整備 【安心安全課・健康増進課・消防防災課・消防署・医療機関】 1　救急・救助体制の整備 救急車の自動車電話やコンピュータ、ファクシミリ等を活用した救急情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救	第 6 節　災害医療体制の整備 第 1　救急・救助体制の整備 【防災危機管理課・健康増進課・消防防災課・消防署・医療機関】 1　救急・救助体制の整備 救急医療情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助隊の整備充実を図る。また、大規模災害の発生により、	2-80

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
急・救助隊の整備充実を図る。 特に、救急患者のプレホスピタル・ケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急・救助資機材の備蓄・開発を推進する。 また、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団に対しても、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。	多数の傷病者が出た場合を想定し、救急患者のプレホスピタル・ケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急・救助資機材の備蓄を推進する。 また、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団や自主防災組織等と連携し、合同訓練、教育等を推進することにより救護活動能力の向上に努める。	
第 2　初期医療体制の整備 【安心安全課・健康増進課・医療機関】 2　応急救護所の設置 3　トリアージ実施体制の整備 市及び医療関係機関等は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を検討する。 また、医療関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等	第 2　初期医療体制の整備 【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】 2　医療活動の拠点 市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。 また、平成 27 年度オープン予定の新体育館については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、体育館が医療の拠点となるよう施設を整備する。 3　応急救護所の設置 4　トリアージ実施体制の整備 市及び医療関係機関等は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により緊急度を判定し、治療順位を決定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を検討する。 また、医療関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等	2-81

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。	への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。	
第 3　後方医療体制の整備 【安心安全課・健康増進課・社会福祉課・消防署・医療機関】 4　負傷者の搬送体制の整備 (2)　ヘリコプターによる搬送 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防応援協定に基づく航空機特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、自衛隊ヘリコプターを活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめ随時ヘリポートを指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。	第 3　後方医療体制の整備 【防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・消防署・医療機関】 4　負傷者の搬送体制の整備 (2)　ヘリコプターによる搬送 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめ随時ヘリポートを指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。	2-82
第 6 節　災害時要援護者の安全確保対策 （略） なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づいて計画の整備等を行うこととする。	第 7 節　災害時要援護者の安全確保対策 （略） なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引」並びに「流山市災害時要援護者避難支援計画」に基づいて、災害時要援護者の安全確保対策に努める。	2-84
第 2　在宅災害時要援護者に対する対応 【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】	第 2　在宅災害時要援護者に対する対応 【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】	2-85

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
1　在宅災害時要援護者の状況把握 災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から災害時要援護者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。	1　在宅災害時要援護者の状況把握 災害時に迅速な救助活動を実施するためには、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、平常時から災害時要援護者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。 (1)　災害時要援護者自身の備え（自助） 災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。 そのため、災害時要援護者自身において、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。 (2)　地域における支援（共助） 災害時における災害時要援護者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。	
(1)　災害時要援護者の所在把握 （略）	(3)　災害時要援護者の所在把握 （略）	
(2)　所在情報の管理 （略）	(4)　所在情報の管理 （略）	
(3)　避難支援プランの作成 災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」	(5)　避難支援プランの作成 災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」	2-86

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
と称する。）を平成 20 年度までに策定する。	と称する。）を整備し、常に内容を更新しておくことが必要である。 また、災害時要援護者の安否確認、救護及び避難誘導については、自主防災組織（自治会）等の地域住民の協力が不可欠である。災害時に災害時要援護者が孤立しないよう、所在情報に基づき、民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）等が連携して安否確認等行うとともに、情報の共有が行える体制を構築する。 さらに、民生委員・児童委員においては、災害時要援護者の安否確認に係るマニュアルの整備や、それに基づく訓練の実施を検討する。 (6)　災害時要援護者との連絡手段の確認 災害時要援護者及び支援者は、災害時における相互の連絡手段について、日頃から確認しておくものとする。 (7)　電源の確保 市は、関係機関等と連携して停電時に電源を必要とする在宅難病患者を把握し、電源の確保等、対応策について検討する。 (8)　個々の症状に応じた対応 集団で生活を営むことが困難な災害時要援護者に配慮し、空き教室を利用するなど、個々の症状に応じた対応を検討する。	
2　情報の伝達及び緊急通報システム等の整備 市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。 また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、ひと	2　情報の伝達及び緊急通報システム等の整備 市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた緊急通報システムの整備や文字放送受信装置の普及を行い、情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。 また、市は、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。さらに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置等の推進にも努める。	器等の設置等の推進にも努める。	
3　相互協力体制の整備 （略） なお、体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。	3　相互協力体制の整備 （略） なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。	2-87
5　福祉に配慮した避難所（福祉避難所）の確保 市は、災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）を指定する。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要援護者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。 なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を利用することを	5　福祉に配慮した避難所（福祉避難所）の確保 市は、災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）を指定する。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要援護者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。 また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進める。 なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を利用することを	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>予定する。
さらに、市は、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。
ア　トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品
イ　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

表　福祉避難所
<table><tr><th>名　　称</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>管理団体</th></tr><tr><td>流山市地域福祉センター</td><td>流山市平和台 2-1-2</td><td>04-7159-4735</td><td>流山市社会福祉協議会</td></tr></table>
6　避難計画の作成
(1)　避難誘導</td><td>予定する。
さらに、市は、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。
ア　トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品
イ　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

表 2-7-1　福祉避難所
<table><tr><th>名　　称</th><th>設置場所</th><th>電話番号</th><th>管理団体</th><th>備　考</th></tr><tr><td>流山市
地域福祉センター</td><td>流山市平和台 2-1-2</td><td>04-7159-4735</td><td>流山市
社会福祉協議会</td><td></td></tr><tr><td>春の苑</td><td>流山市東深井
518-1</td><td>04-7178-3377</td><td rowspan="2">社会福祉法人
あかぎ万葉</td><td>特別養護老人
ホーム</td></tr><tr><td>春の苑</td><td>流山市東深井
520-1</td><td>04-7178-3377</td><td>ケアハウス</td></tr><tr><td>リバーパレス流山</td><td>流山市西深井 142</td><td>04-7152-1211</td><td>社会福祉法人
旭悠会</td><td>特別養護老人
ホーム</td></tr><tr><td>ハートケア流山</td><td>流山市小屋 146-1</td><td>04-7178-2200</td><td rowspan="2">医療法人社団
愛友会</td><td>介護老人保健
施設</td></tr><tr><td>ナーシングプラザ
流山</td><td>流山市前ヶ崎
248-1</td><td>04-7145-0111</td><td>介護老人保健
施設</td></tr><tr><td>はまなす苑</td><td>流山市こうのす台
269-1</td><td>04-7155-2222</td><td rowspan="2">社会福祉法人
流山あけぼの会</td><td>特別養護老人
ホーム</td></tr><tr><td>あざみ苑</td><td>流山市野々下
2-488-5</td><td>04-7141-2200</td><td>特別養護老人
ホーム</td></tr><tr><td>流山こまぎ安心館</td><td>流山市駒木 649-3</td><td>04-7178-5556</td><td>社会福祉法人
天宣会</td><td>特別養護老人
ホーム</td></tr></table>
6　避難計画の作成</td><td>2-88</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　浸水地にあたっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。 (2)　避難順位 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、お概ね次のとおりとする。 ア　介護を要する高齢者及び障害者 イ　病弱者 ウ　乳幼児及びその母親・妊婦 エ　高齢者・障害者 オ　児童生徒 カ　女性 キ　男性 ク　防災従事者	ウ　浸水地に当たっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。 (2)　避難順位 避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、お概ね次のとおりとする。 ア　介護を要する高齢者及び障害者 イ　病弱者 ウ　乳幼児及びその母親・妊婦 エ　高齢者・障害者 オ　児童生徒	2-89
第３　災害時要援護者関連施設等における防災対策 【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設設等管理者】 1　防災組織体制の整備 施設管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画、緊急連絡体制及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成するものとする。 また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について、整理・保管しておくものとする。 なお、市は災害時要援護者関連施設等における防災組織体制の整備を促	第３　災害時要援護者関連施設等における防災対策 【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設設等管理者】 1　防災組織体制の整備 施設管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画、緊急連絡体制及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成するものとする。 また、施設入所・通所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について、整理・保管しておくものとする。 なお、市は災害時要援護者関連施設等における防災組織体制の整備を促	2-89

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
進し、また震災等防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者の安全確保を図る。	進し、また地震災害等防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所・通所者の安全確保を図る。	
3　防災資機材の整備 施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設昨日の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。	3　防災資機材の整備 施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、停電時に医療用・介護用機器を稼動させるのに必要な最低限の電力の確保及び施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。また、市は整備の支援について検討する。	2-90
4　防災教育、防災訓練の実施 施設管理者は、施設職員や入居者等に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災教育を行う。 また、施設職員や入所者が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入居者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施するとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。 さらに、市は施設管理者に対し、防災知識及び防災意識の普及・啓発を図るとともに、防災関係機関や地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を推進する。	4　防災学習、防災訓練の実施 施設管理者は、施設職員や入所・通所者等に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災学習を行う。 また、施設職員や入所・通所者が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所・通所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施するとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。 さらに、市は施設管理者に対し、防災知識及び防災意識の普及・啓発を図るとともに、防災関係機関や地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を推進する。なお、休日は運営していない施設も少なくないため、地域防災訓練においては、曜日や時間を工夫し、施設職員や入所・通所者が参加しやすいよう検討する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 4　外国人に対する対策	第 4　外国人に対する対策 市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。	2-91
【企画政策課・市民課】 1　外国人の所在の把握 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置付け、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。	【企画政策課・市民課】	
2　防災知識の普及・啓発 市は、日本語を理解できない外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等多様な機会に防災知識の普及・啓発を図る。	1　防災知識の普及・啓発 市は、日本語を理解できない外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人の異動届等多様な機会に防災知識の普及・啓発を図る。なお、現在、市ホームページ及び災害時のためのパンフレットは 5 カ国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応している。	
ア　多言語による広報・パンフレットの充実	ア　英語の広報・パンフレットの充実及びニーズに応じた他言語版の追加	
イ　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化	イ　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化	
ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育	ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施	
3　語学ボランティアの確保 （略）	2　語学ボランティアの確保 （略）	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	3　情報ネットワークの構築 災害時に外国人に対して速やかに情報提供ができるよう、ネットワーク形成事業として、携帯電話を利用したメルマガ配信等のシステムの構築、また、外国人自らが安否情報の伝達や救助・支援等を求めることができるよう、外国人支援団体が外国人と双方向で情報のやりとりができるシステムの構築、さらに連絡先の把握等について、市は必要な支援を検討していくものとする。 また、市は、災害メールやツイッターの英語配信について検討を行う。 4　文書等の多言語化 市は、災害時に必要な各種文書について、英語で用意するとともに、ニーズに応じて言語を追加していくものとする。	2-92
第７節　ごみ及びし尿処理体制の整備計画 第１　ごみ処理体制の整備 【安心安全課・リサイクル推進課・クリーン推進課】 災害発生時にごみ処理が迅速に行えるよう、ごみ処理施設の耐震性強化やごみの収集・運搬・管理体制の強化、ごみの一時集積場及び処理方法の検討を行い、ごみ処理体制の整備に努める。	第８節　ごみ及びし尿処理体制の整備計画 地震災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。 第１　ごみ処理体制の整備 【防災危機管理課・リサイクル推進課・クリーン推進課】 災害発生時にごみ処理が迅速に行えるよう、ごみ処理施設の耐震性強化やごみの収集・運搬・管理体制の強化、ごみの一時集積場及び処理方法の検討を行い、ごみ処理体制の整備に努める。	2-93

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
大規模な震災が発生した場合、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。防災対策調査結果等を参考に適切な震災廃棄物処理計画を検討しておく。 2　収集・運搬・管理体制の確立 震災時のごみの排出量は、「千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定指針」に基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。 また、他県の市及び民間等の協力を得て、震災時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。	大規模な地震災害が発生した場合、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。防災対策調査結果等を参考に適切な災害廃棄物処理計画を検討しておく。 2　収集・運搬・管理体制の確立 地震災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。 また、他県の市及び民間等の協力を得て、地震災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。	
第２　し尿処理体制の整備 【安心安全課・リサイクル推進課・クリーン推進課】 し尿の処理に係わる予防対策は、災害発生時における被災地域等の住民の生活環境保全や精神的な安定を図るために重要である。 このため、緊急時に備えたし尿処理体制について事前に整備しておく。	第２　し尿処理体制の整備 【防災危機管理課・リサイクル推進課・クリーン推進課】 本市では下水道普及率が７割以上である。地震災害時には上下水道の被害等で水洗便所が使用できなくなる可能性が高い。また、し尿の処理は衛生・防疫の観点から、地震災害発生直後から迅速な仮設便所の配置、収集運搬等の対応が必要となる。 そのため、し尿の発生量を適正に予測し、衛生・防疫について十分配慮し処理することを基本としてし尿処理体制について事前に整備しておく。	2-94
第８節　緊急輸送体制の整備計画 第１　陸上輸送の環境整備	第９節　緊急輸送体制の整備計画 第１　陸上輸送の環境整備	2-96

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>【安心安全課・管財課】
1　緊急輸送路の選定
<table><tr><td>第 1 次緊急輸送路</td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等）
ア　常磐自動車道
イ　水戸街道（一般国道 6 号線）
ウ　流山有料道路
エ　松戸野田道路
オ　松戸野田線（県道 5 号線）
カ　草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td>第 2 次緊急輸送路</td><td>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路
ア　白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table>
2　集積場所・輸送拠点
災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定し、指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等の設置を検討する。
また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。

3　緊急輸送車両の確保</td>
<td>【防災危機管理課・財産活用課】
1　緊急輸送路の選定
表 2-9-1　市内の緊急輸送路
<table><tr><td>第 1 次緊急輸送路</td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等）
ア　常磐自動車道
イ　水戸街道（一般国道 6 号線）
ウ　流山有料道路
エ　松戸野田線（県道 5 号線）
オ　草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td>第 2 次緊急輸送路</td><td>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路
ア　白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table>《資料〇》
2　集積場所・輸送拠点
災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、コミュニティプラザを集積場所及び輸送拠点を指定し、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等の設置を検討する。
また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。千葉県では船橋市中央卸売市場を拠点としている。

3　緊急輸送車両の確保
(4)　燃料の確保</td>
<td>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>第 2　航空輸送の環境整備
【安心安全課・消防防災課】
1　市ヘリポートの整備
万一、落橋その他の理由により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリポートの整備を推進する。</td><td>第 2　航空輸送の環境整備
【防災危機管理課・消防防災課】
1　市ヘリコプターの臨時離着陸場の整備
万一、落橋その他の理由により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリコプターの臨時離着陸場の整備を推進する。</td><td>2-97</td></tr>
<tr><td>2　臨時ヘリポートの指定
(2)　臨時ヘリポートの指定状況
広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりとする。
表　臨時ヘリポートの指定状況
平成 19 年 4 月
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広　さ　m×m</th></tr><tr><td>流山市総合運動公園
陸　上　競　技　場</td><td>流山市野々下 1 丁目 29－4</td><td>04-7159-1212</td><td>150×　75</td></tr><tr><td>流山市上耕地運動広場</td><td>流山市南 267</td><td>04-7152-9108</td><td>150×125</td></tr></table></td><td>2　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定
(2)　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況
広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離着陸場は、次のとおりとする。
表 2-9-2　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況
平成 24 年 4 月
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広　さ　m×m</th></tr><tr><td>流山市総合運動公園
陸　上　競　技　場</td><td>流山市野々下 1 丁目 29－4</td><td>04-7159-1212</td><td>150×　75</td></tr><tr><td>新川耕地
スポーツフィールド</td><td>流山市南 267</td><td>04-7152-9108</td><td>150×125</td></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>－</td><td>88×77</td></tr></table></td><td>2-98</td></tr>
<tr><td>(3)　設置予定地
現在、臨時ヘリポートとしては、上記の 2 地点を指定しているが、市街化の状況に応じ市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよ</td><td>(3)　設置予定地
現在、ヘリコプターの臨時離着陸場としては、上記の 3 地点を指定しているが、市街化の状況に応じ市内全域について、空輸による緊急輸送が</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
う、順次臨時ヘリポート予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップするとともに、航空輸送の拠点となりうる場所をあらかじめ想定しておく。 また、設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備に努める。	可能となるよう、順次ヘリコプターの臨時離着陸場予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップし、ヘリコプターの臨時離着陸場の申請を行うとともに、航空輸送の拠点となりうる場所をあらかじめ想定しておく。 また、設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備に努める。	
第 9 節　調査研究計画 【安心安全課・各課】 1　基礎的調査研究 市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査・収集し、データベース化して、情報の利用を図るよう推進する。 また、地震災害及び地震防災に関する観測・調査研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。 2　ハザードマップの作成・配布 震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行い、ハザードマップを作成することは効果的であり、防災関係機関の協力を得て実施していくものとする。また、ハザードマップにより明らかとなった震度分布、液状化危険地域等をもとに、避難場所、避難経路を選定していく。 その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。	第 10 節　調査研究計画 【防災危機管理課・各課】 1　基礎的調査研究 市内の自然条件並びに社会条件の把握は、地震災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを調査・収集し、データベース化して、情報の利用を図るよう推進する。 また、地震災害及び地震防災に関する観測・調査研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の収集・整理等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。 2　ハザードマップの作成・配布 地震災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行い、ハザードマップを作成することは効果的であり、防災関係機関の協力を得て実施していくものとする。また、ハザードマップにより明らかとなった震度分布、液状化危険地域等をもとに、避難場所、避難経路を選定していく。 その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。	2-100

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　地震被害想定の実施 (1)　市全域を対象とした被害想定の実施 震災に関する総合的な被害想定調査は、震災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を推進していくものとする。 また、予防対策用の地震マップ（揺れやすさマップ）作成などにより市内における地域別の危険度の把握に努める。 (2)　継続的な見直しの実施 被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として 10 年ごとに見直しを図るものとする。	3　地震被害想定の実施 (1)　市全域を対象とした被害想定の実施 地震災害に関する総合的な被害想定調査は、地震災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、防災関係機関と協力し、市全域を対象とした想定調査を推進していくものとする。 また、予防対策用の地震マップ（揺れやすさマップ）作成などにより市内における地域別の危険度の把握に努めている。 (2)　継続的な見直しの実施 常に最適の防災行政を実施するため、地震防災研究に関する新たな知見が得られ、あるいは、社会的価値観が大きく変化する等に応じて、被害想定の手法や前提等を速やかに見直し、その結果を計画の修正に反映するものとする。	2-101
4　震災対策に関する調査研究 災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。 震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のようなものが挙げられる。 ア　災害に強いまちづくりのための調査研究 イ　地震被害軽減のための調査研究 ウ　防災教育・訓練のための調査研究	4　地震災害対策に関する調査研究 災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。 地震災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のようなものが挙げられる。 ア　災害に強いまちづくりのための調査研究 イ　地震被害軽減のための調査研究 ウ　防災教育・訓練のための調査研究	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
エ　応援・派遣に関する調査研究 オ　災害情報の収集・伝達に関する調査研究 カ　被災者生活救援のための調査研究 キ　応急復旧・事後処理のための調査研究 ク　震災復興のための調査研究	エ　応援・派遣に関する調査研究 オ　災害情報の収集・伝達に関する調査研究 カ　被災者生活救援のための調査研究 キ　応急復旧・事後処理のための調査研究 ク　地震災害復興のための調査研究	

第３章　災害応急対策計画

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第３章　災害応急対策計画 第１節　災害応急活動体制 第１　活動体制 【市各班】 地震が発生し、市内で被害が発生した可能性がある場合（東海地震注意情報・予知情報の発表時を含む。）、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、次の配備基準に定める基準に基づき、注意配備又は警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。 1　注意配備 (2)　配備基準 ア　市内で震度４以上を記録したとき イ　災害の発生その他の状況により、市長が必要と認めるとき	第３章　災害応急対策計画 第１節　災害応急活動体制 第１　活動体制 【市各班】 地震が発生し、市内で被害が発生した可能性がある場合（東海地震注意情報・予知情報の発表時を含む。）、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、次の配備基準に定める基準に基づき、注意配備又は警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。 1　注意配備 (1)　注意配備の基準 ア　注意配備を実施する基準 （ア）　市内で震度４を記録したとき （イ）　災害の発生その他の状況により必要と認めるとき イ　注意配備を終了する基準 （ア）　災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき （イ）　災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき （ウ）　その他、必要なしと認めるとき ウ　注意配備における配備人員の基準 （ア）　防災危機管理課の全職員 （イ）　各課長等が予め指名する職員（1 名基準） （ウ）　災害の発生その他の状況により必要と認める範囲	3-1

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(2)　注意配備の決定 ア　市内で震度４を記録したときは、その時点をもって、自動的に注意配備を決定するものとする。 イ　上記以外において、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。 ウ　市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、注意配備を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。	3-2
(1)　配備伝達等 市民生活部長は、副市長から注意配備の決定を受けたときはその指令を安心安全課長、安心安全課職員及び公共施設の管理者に伝達するものとする。 伝達を受けた安心安全課長、安心安全課職員及び公共施設の管理者は、情報収集等に努めるものとする。	(3)　注意配備の伝達等 ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。 イ　各部長等は、注意配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	項を市民に広報するものとする。 (4)　職員の参集 ア　各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ　予め指定された職員は、体感又は報道等によって、震度４の地震を知覚した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5)　情報の収集及び分析 ア　各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6)　注意配備の終了 注意配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	3-3
2　警戒配備 (2)　配備基準	2　警戒配備 (1)　警戒配備の基準 ア　警戒配備を実施する基準	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　市内で震度 5（弱）以上を記録したとき イ　東海地震注意情報が発表されたとき ウ　災害の発生その他の状況により、市長が必要と認めるとき	（ア）　市内で震度５弱を記録したとき （イ）　東海地震注意情報が発表されたとき （ウ）　災害の発生その他の状況により必要と認めるとき イ　警戒配備を終了する基準 （ア）　災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき （イ）　災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき （ウ）　その他、必要なしと認めるとき ウ　警戒配備における配備人員の基準 （ア）　防災危機管理課の全職員 （イ）　全課長等及び各課長等の指名する職員（1／4 基準） （ウ）　災害の発生その他の状況により必要と認める範囲 (2)　警戒配備の決定 ア　市内で震度５弱を記録したとき及び東海地震注意情報が発表されたときは、その時点をもって、自動的に警戒配備を決定するものとする。 イ　上記以外において、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。 ウ　市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(1)　配備伝達等 市民生活部長は、副市長から警戒配備の決定を受けたときはその指令を各部長、安心安全課長、安心安全課職員及び公共施設の管理者に伝達するものとする。 伝達を受けた各部長及び安心安全課長は、直ちに配備検討会議に参集し、情報収集するとともに、災害対策本部体制への速やかな移行準備等今後の対応を検討するものとする。また、各部長は配備基準に基づき、職員を参集させるものとする。 なお、職員の参集は、本節第 3「6. 動員配備計画」に準じて行うものとし、職員が不足する場合には各部において調整するものとする。	(3)　警戒配備の伝達等 ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。 イ　各部長等は、警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 (4)　職員の参集 ア　各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ　予め指定された職員は、体感又は報道等によって、震度５弱の地震を知覚した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5)　情報の収集及び分析 ア　各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。	3-4

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	イ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。 また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。	
(3)　配備検討会議 配備検討会議は、市民生活部長が開催し、収集した情報等に基づき必要な配備体制等を協議する。市民生活部長は、協議結果を市長及び副市長に報告し、市長の指示により各部長等は必要な措置をとる。 配備検討会議は、次に掲げる者をもって構成し、事務局は市民生活部安心安全課に置く。	(6)　配備検討会議 ア　配備検討会議の目的 収集・分析した情報を共有しつつ、市としての対処方針及び所要の処置事項を決定する。	
配備検討会議の構成	イ　構成員 市長 副市長 流山市議会事務局長	
ア　企画財政部長 イ　総務部長	総合政策部長 総務部長 財政部長	
ウ　市民生活部長 エ　健康福祉部長 オ　子ども家庭部長	市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
カ　産業振興部長	産業振興部長	
キ　環境部長	環境部長	
ク　土木部長	土木部長	
ケ　都市計画部長	都市計画部長	
コ　都市整備部長	都市整備部長	
サ　消防長	消防長	
シ　教育長	教育長	
	防災危機管理課長	
	ウ　議長等	3-5
	（ア）　議　長	
	市長（市長不在時は副市長、市長及び副市長が共に不在時は市民生活部長）	
	（イ）　議事進行	
	市民生活部長又は防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）	
	（ウ）　事務局長	
	防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）	
	エ　場所及び配置	
	（ア）　場　所	
	流山市役所第１庁舎庁議室	
	（イ）　配　置	
	災害対策本部室の配置に準ずる。	
	オ　招集	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	配備検討会議は、議長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、防災危機管理課が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。 カ　第 1 回開催時間 （ア）　課業時間内に発災した場合 発災 1 時間後を基準 （イ）　課業時間外に発災した場合 発災 2 時間後を基準 (7)　対策の実施 各部長等は、配備検討会議での決定及び市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は市民生活部長）の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。 (8)　警戒配備の終了 警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	
第 2　指定行政機関等の活動体制 【河川班・総務班・各班】	第 2　指定行政機関等の活動体制 【災対本部事務局・河川班・各班】	3-5
第 3　市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【総務班・全職員】 1　市災害対策本部の設置基準 地震発生から市災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、市災害対策本部の設置基準を次のように定める。	第 3　市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【災対本部事務局・全職員】 1　市災害対策本部の基準	3-6

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(1)　市災害対策本部設置基準 市災害対策本部は、次の場合に設置する。 ア　市内で震度 5（強）以上を記録したとき イ　東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ　その他の状況により市長が必要と認めるとき (2)　市災害対策本部廃止基準 市災害対策本部は、次の場合に廃止する。 ア　災害応急対策が概ね完了したとき イ　その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき (3)　動員配備基準との対応 市災害対策本部の設置基準と動員配備基準との対応は、本節第 3「6. 動員配備計画」に示すとおりとする。	(1)　市対策本部を設置する基準 ア　市内で震度５強以上を記録したとき イ　東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたとき ウ　災害の発生その他の状況により必要と認めるとき (2)　市対策本部を廃止する基準 ア　災害応急対策が概ね完了したとき イ　その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき (3)　市対策本部設置時における配備基準 地震の規模等に応じ、次を基準として、第 1 配備～第 3 配備を実施する。	

現行（平成 19 年度修正）

表　配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部設置前	注意配備	ア　市内で震度４以上を記録したとき イ　災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき	安心安全課長、 安心安全課職員 関係各課職員
	警戒配備	ア　市内で震度 5（弱）以上を記録したとき イ　東海地震注意情報が発表されたとき ウ　災害の発生その他の状況により市長が必要と認めるとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/4
市災害対策本部設置後［非常配備］	第１配備	ア　市内で震度 5（強）以上を記録したとき イ　東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3
	第２配備	ア　市内で震度 6（弱）以上を記録したとき イ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3
	第３配備	ア　市内で震度 6（強）以上を記録したとき イ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全　職　員

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-1　配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部設置後［非常配備］	第１配備	ア　市内で震度５強を記録したとき イ　東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3
	第２配備	ア　市内で震度６弱を記録したとき イ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3
	第３配備	ア　市内で震度６強以上を記録したとき イ　その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全　職　員

頁

現行（平成 19 年度修正）

表　配備要員数

部	班	担　当　課	第１配備	第２配備	第３配備
総務部	秘書広報班	秘書広報課	各 1/3 の職員	各 2/3 の職員	全　員
		企画政策課			
		マーケティング課			
		行政改革推進課			
		工事検査室			
	総務班	安心安全課			
		河川課			
		総務課			
		人事課			
	財務会計班	財政課			
		管財課			
		会計課			
	情報収集班	税制課			
		市民税課			
		資産税課			
	総務協力班	議会事務局			
救援部	救援庶務班	社会福祉課			
	避難誘導交通班	コミュニティ課			
		市民課			
		安心安全課			
		高齢者生きがい推進課			
		介護支援課			
		障害者支援課			
		子ども家庭課			
		保育課			
	救護班	健康増進課			
		国保年金課			
	物資輸送班	商工課			
		農政課			
		農業委員会事務局			
	救助協力班	選挙管理委員会事務局			
		監査委員会事務局			
	防疫衛生班	環境政策課			
		リサイクル推進課			
		クリーン推進課			
建設部	建設庶務班	道路管理課			
	土木建設班	道路建設課			
	土木建築班	建築住宅課			
		宅地課			
	河川班	下水道業務課			
		下水道建設課			
		河川課			
	都市計画班	都市計画課			
		西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所			
		みどりの課			
教育部	教育庶務班	教育総務課			
	学校教育班	学校教育課			
		指導課			
	生涯学習班	生涯学習課			
		公民館			
		図書館			
		博物館			
水道部	水道庶務班	庶務課			
		業務課			
	給水工務班	工務課			
		まちづくり推進課			

注）　消防部については、消防本部が定める計画による。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-2　配備要員数

部	班	担　当　課	第１配備	第２配備	第３配備
災対本部事務局		防災危機管理課	全　員		
		河川課（風水害時のみ）			
総務部	秘書広報班	秘書広報課	各 1/3 の職員	各 2/3 の職員	全　員
		企画政策課			
		マーケティング課			
		誘致推進課			
		行政改革推進課			
		工事検査室			
	総務班	総務課			
		人材育成課			
	財務会計班	財政調整課			
		財産活用課			
		会計課			
	情報収集班	税制課			
		市民税課			
		資産税課			
	総務協力班	議会事務局			
救援部	救援庶務班	社会福祉課			
	避難誘導救援班	コミュニティ課			
		市民課			
		高齢者生きがい推進課			
		介護支援課			
		障害者支援課			
		子ども家庭課			
		保育課			
	救護班	健康増進課			
		国保年金課			
	物資輸送班	商工課			
		農政課			
		農業委員会事務局			
	防疫衛生班	環境政策課			
		リサイクル推進課			
		クリーン推進課			
	救援協力班	選挙管理委員会事務局			
		監査委員事務局			
建設部	建設庶務班	道路管理課			
	道路班	道路建設課			
	河川班	下水道建設課			
		下水道業務課			
		河川課			
	都市計画班	都市計画課			
		建築住宅課			
		宅地課			
	都市整備班	まちづくり推進課			
		西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所			
		みどりの課			
教育部	教育庶務班	教育総務課			
	学校教育班	学校教育課			
		指導課			
	生涯学習班	生涯学習課			
		公民館			
		図書・博物館			
水道部	水道庶務班	経営業務課			
	給水工務班	工務課			

注）　消防部については、消防本部が定める計画による。

頁

3-7

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>3　設置の決定
(1)　市災害対策本部設置の決定
地震情報、被害情報等に基づき、市民生活部長（市民生活部長が不在かつ連絡不能な場合は総務部長が代行）の報告をもとに、市長（市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行）が状況を判断して設置を決定する。
なお、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市災害対策本部は原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速に市長への情報提供を行うものとする。
(2)　決定者
交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、市災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。
表　市災害対策本部の設置決定者
<table><tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">決 定 者</th><th colspan="2">代　　決　　者</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>市災害対策本部</td><td>市　　長</td><td>副市長</td><td>市民生活部長</td></tr></table></td><td>2　災害対策本部設置の決定
ア　市内で震度５強以上を記録したとき及び東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたときは、その時点をもって、自動的に災害対策本部の設置を決定したものとする。
イ　上記以外において、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部を設置する基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。
ウ　市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。</td><td>3-8</td></tr>
<tr><td>2　市災害対策本部の組織構成及び機能
市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。
(1)　災害対策本部の組織
災害対策本部の組織は図（p. 3-5）のとおりである。また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。</td><td>3　市災害対策本部の組織構成及び機能
市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。
(1)　災害対策本部の組織
災害対策本部の組織は図（p. 3-10）による。</td><td>3-8</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括する。 イ　市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。 ウ　市災害対策本部員は、教育長、水道事業管理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則（平成 16 年）流山市教育委員会規則第 5 号第 12 条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。 また、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。 (2)　市災害対策本部事務局 ア　市災害対策本部の活動を的確かつ迅速に行うため、その補助機関として、市災害対策本部事務局を総務部総務班（市民生活部安心安全課）に設けるものとする。 イ　市災害対策本部事務局長は市民生活部長をもって充てる。事務局職員は本部事務局長が指名する者をもって充てる。	ア　市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括する。 イ　市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。 ウ　指揮監及び指揮監補を設け、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。 エ　市災害対策本部員は、教育長及び水道事業の管理者並びに各部局の長（流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年流山市条例第 19 号）第 3 条に規定する水道局の長、流山市教育委員会組織規則（平成 16 年流山市教育委員会規則第 5 号）第 12 条に規定する部の長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び会計管理者をいう。以下同じ。）の職にある者、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。 また、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示する。 (2)　市災害対策本部事務局 ア　市災害対策本部長の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災対本部事務局」という。）を設ける。 イ　災対本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　市災害対策本部の事務局職員は、総務部総務班（市民生活部安心安全課）の職員ほか市災害対策本部長が指名するものをもって各班に配置する。 エ　市災害対策本部事務局は、本部の庶務、各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。	ウ　災対本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員 3 名をもって充てる。	
	(3)　連絡員 ア　市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。 イ　連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。	3-9
(3)　各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（p. 3-6～9）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。	(4)　各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（p. 3-11～15）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。	
(4)　活動体制別職員配備数 活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第 3「6. 動員配備計画」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。	(5)　活動体制別職員配備数 活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第 3「1　市災害対策本部の基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
		3-10

図 3-1-1　市災害対策本部組織図

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
本部室構成
<table>
<tr><td rowspan="22">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr>
<tr><td rowspan="20">本部員</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>水道事業管理者</td></tr>
<tr><td>企画財政部長</td></tr>
<tr><td>総務部長</td></tr>
<tr><td>市民生活部長</td></tr>
<tr><td>健康福祉部長</td></tr>
<tr><td>子ども家庭部長</td></tr>
<tr><td>産業振興部長</td></tr>
<tr><td>環境部長</td></tr>
<tr><td>都市計画部長</td></tr>
<tr><td>都市整備部長</td></tr>
<tr><td>土木部長</td></tr>
<tr><td>学校教育部長</td></tr>
<tr><td>生涯学習部長</td></tr>
<tr><td>水道局長</td></tr>
<tr><td>消防長</td></tr>
<tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr>
</table>
図　市災害対策本部組織図
</td><td>
表 3-1-3　本部室構成
<table>
<tr><td rowspan="22">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr>
<tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr>
<tr><td rowspan="19">本部員</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>水道事業管理者</td></tr>
<tr><td>総合政策部長</td></tr>
<tr><td>総務部長</td></tr>
<tr><td>財政部長</td></tr>
<tr><td>健康福祉部長</td></tr>
<tr><td>子ども家庭部長</td></tr>
<tr><td>産業振興部長</td></tr>
<tr><td>環境部長</td></tr>
<tr><td>都市計画部長</td></tr>
<tr><td>都市整備部長</td></tr>
<tr><td>土木部長</td></tr>
<tr><td>学校教育部長</td></tr>
<tr><td>生涯学習部長</td></tr>
<tr><td>消防長</td></tr>
<tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr>
</table>
</td><td>3-11</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	表 3-1-4(1)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (1/5) 本部設置時の職名：本部長：市長 事務分掌：災害対策本部の事務を総括する。 本部設置時の職名：副本部長：副市長 事務分掌：本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。 本部設置時の職名：指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務） 事務分掌：本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。 本部設置時の職名：指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務） 事務分掌：指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。 局：災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長：防災危機管理課長（兼務） 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐 事務分掌： 1　災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2　災害情報の総括及び報告に関すること。 3　災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4　警報の伝達に関すること。 5　避難の勧告及び指示に関すること。 6　県災害対策本部との連絡に関すること。 7　県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8　協定締結市町村への応援要請に関すること。 9　指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10　自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11　県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12　り災証明書の発行に関すること。	3-11

現行（平成 19 年度修正）

表　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/4)

部	班	事務分掌
総務部 ◎市民生活部長 ○総務部長 ○土木部長 企画財政部長 議会事務局長 会計管理者	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長 マーケティング課長 行政改革推進課長 工事検査室長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3　災害情報関係の広報に関すること。 4　災害時の記録及び撮影に関すること。 5　報道機関との連絡に関すること。 6　り災相談に関すること。
	総務班 ◎安心安全課長 ○総務課長 ○河川課長 人事課長	1　災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2　職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3　災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4　災害情報の総括及び報告に関すること。 5　警報の伝達に関すること。 6　避難の勧告及び指示に関すること。 7　県災害対策本部との連絡に関すること。 8　県及び近隣市町への応援要請に関すること。 9　指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10　自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11　被災者の相談に関すること。 12　各部各班との連絡調整に関すること。 13　県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 14　部の庶務に関すること。
	財務会計班 ◎財政課長 ○管財課長 会計課長	1　災害時の応急財政措置に関すること。 2　災害関係経費の出納に関すること。 3　義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4　流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号。以下「部設置条例」という。）第１条に規定する企画財政部及び総務部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6　庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7　応急措置のための土地収用等に関すること。 8　非常用備品等の購入に関すること。
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1　災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害の調査及び集計に関すること。
	総務協力班 ◎議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-4(2)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/5)

部	班	事務分掌
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3　災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4　災害時の記録及び撮影に関すること。 5　報道機関との連絡に関すること。 6　広聴活動及び各種相談に関すること。 7　外国人への情報提供及び相談に関すること。 8　情報システムの管理に関すること。
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1　労務提供に関すること。 2　職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3　災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4　部の庶務に関すること。
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1　災害時の応急財政措置に関すること。 2　災害関係経費の出納に関すること。 3　義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4　流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第５号。以下「部設置条例」という。）第１条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6　庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7　応急措置のための土地収用等に関すること。 8　非常用備品等の購入に関すること。
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1　災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害の調査及び集計に関すること。 3　家屋の被害認定調査に関すること。
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。
救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②産業振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　部設置条例第１条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3　救援物資の受領に関すること。 4　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関すること。 5　日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6　ボランティア活動の受付支援に関すること。 7　福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8　福祉避難所の確保に関すること。 9　福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10　生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11　被災地支援に関すること。 12　遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13　部の庶務に関すること。

頁
3-12

現行（平成 19 年度修正）

表　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/4)

部	班	事務分掌
救援部 ◎健康福祉部長 ○環境部長 産業振興部長 子ども家庭部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　部設置条例第１条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3　救援物資の受領に関すること。 4　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく事務処理に関すること。 5　日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6　福祉会館の避難所開設協力に関すること。 7　福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 8　部の庶務に関すること。
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 安心安全課 高齢者生きがい推進課長 介護支援課長 障害者支援課長 子ども家庭課長 保育課長	1　避難所の開設に関すること。 2　避難所への誘導に関すること。 3　避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4　避難所の秩序維持に関すること。 5　独居老人等の緊急保護に関すること。 6　交通規制に関すること。 7　交通安全対策に関すること。 8　交通機関等との連絡調整に関すること。
	救護班 ◎健康増進課長 ○国保年金課長	1　救護所の設置に関すること。 2　被災者の医療及び助産に関すること。 3　医療機関との連絡調整に関すること。 4　医療品及び衛生機(器)材の保管に関すること。 5　衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 6　感染症予防対策に関すること。
	物資輸送班 ◎商工課長 ○農政課長 農業委員会事務局次長	1　応急物資の調達、支給及び配送に関すること。 2　主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3　商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4　農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5　商工会等関係団体との連絡調整に関すること。
	救助協力班 ◎選挙管理委員会事務局次長 ○監査委員事務局次長	部内他班の協力に関すること。
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1　災害時の防疫及び消毒に関すること。 2　災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3　死体の捜索、処理及び埋葬に関すること。 4　動物の死体の処理に関すること。 5　被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-4(3)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/5)

部	班	事務分掌
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1　避難所の開設・運営に関すること。 2　避難所への誘導に関すること。 3　避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4　避難所の秩序維持に関すること。 5　市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6　災害時要援護者に対する巡回相談に関すること。 7　避難所外避難者への支援に関すること。 8　避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9　帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 10　交通機関等との連絡調整に関すること。 11　防犯活動に関すること。
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1　救護所の設置に関すること。 2　被災者の医療及び助産に関すること。 3　医療機関との連絡調整に関すること。 4　医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関すること。 5　避難者の身体及び心のケアに関すること。 6　衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 7　感染症予防対策に関すること。
	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①農政課長 ②農業委員会事務局次長	1　生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。 2　主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3　商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4　農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5　商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6　り災中小企業者に対する金融措置に関すること。 7　農業関係者への資金融資等に関すること。
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①リサイクル推進課長 ②クリーン推進課長	1　災害時の防疫及び消毒に関すること。 2　災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3　仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4　死体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5　動物の死体の処理に関すること。 6　ペット対策に関すること。 7　被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8　災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9　放射能対策に関すること。
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関すること。

頁
3-13

現行（平成 19 年度修正）

表　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/4)

部	班	事務分掌
建設部 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害時の道路管理に関すること。 3　崖崩れ対策に関すること。 4　部設置条例第１条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　障害物の除去に関すること。 6　建設資機材の確保に関すること。 7　建設団体等との連絡調整に関すること。 8　部の庶務に関すること。
	土木建設班 ◎道路建設課長	道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関すること。
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1　応急仮設住宅の建築等に関すること。 2　市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。
	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長 河川課	1　建物の除去に関すること。 2　河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関すること。 3　水防活動に関すること。 4　千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関すること。
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所長 みどりの課長	1　部内他班の協力に関すること。 2　公園施設等の復旧に関すること。
教育部 ◎学校教育部長 ○生涯学習部長	教育庶務班 ◎教育総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 3　小・中学校その他の教育施設の応急修理に関すること。 4　部の庶務に関すること。
	学校教育班 ◎学校教育課長 ○指導課長	1　教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関すること。 2　災害時の応急教育に関すること。 3　学用品等の調達及び支給に関すること。 4　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5　炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習班 ◎生涯学習課長 ○公民館長 図書館長 博物館長	1　社会教育施設の応急修理に関すること。 2　教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 3　文化財の保護及び復旧に関すること。 4　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5　炊き出しの協力に関すること。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-4(4)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)

部	班	事務分掌
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害時の道路管理に関すること。 3　崖崩れ対策に関すること。 4　部設置条例第１条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　障害物の除去に関すること。 6　建設資機材の確保に関すること。 7　建設団体等との連絡調整に関すること。 8　交通規制に関すること。 9　交通安全対策に関すること。 10　部の庶務に関すること。
	道路班 道路班長：道路建設課長	1　道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関すること。
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長	1　河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関すること。
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1　応急仮設住宅の建築等に関すること。 2　市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 3　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4　被災宅地危険度判定に関すること。 5　市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関すること。 6　住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関すること。
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1　公園施設等の復旧に関すること。 2　建物の除去に関すること。 3　部内他班の協力に関すること。
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 3　小・中学校その他の教育施設の応急修理に関すること。 4　部の庶務に関すること。
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1　教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関すること。 2　災害時の応急教育に関すること。 3　園児、児童及び生徒の心のケアに関すること。 4　学用品等の調達及び支給に関すること。 5　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 6　炊き出しの協力に関すること。 7　避難誘導救援班との連絡調整に関すること。
	生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1　社会教育施設の応急修理に関すること。 2　教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 3　文化財の保護及び復旧に関すること。 4　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5　炊き出しの協力に関すること。 6　避難誘導救援班との連絡調整に関すること。

頁
3-14

現行（平成 19 年度修正）

表　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/4)

部	班	事務分掌
水道部 ◎水道局長	水道庶務班 ◎(水)庶務課長 ○(水)業務課長	1　給水工務班との連絡調整に関すること。 2　水道用資機材の調達及び管理に関すること。 3　流山市水道事業の設置等に関する条例　（ 昭和４３年流山市条例第１９号）第３条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関すること。 4　水道関係機関との連絡調整に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	給水工務班 ◎（水）工務課長 ○まちづくり推進課長	1　水道施設の応急工事に関すること。 2　水道施設の被害調査に関すること。 3　飲料水の確保及び配送に関すること。
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3　消防資機材の調達に関すること。 4　消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1　消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2　消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3　消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 4　消防通信の統制運用に関すること。 5　消防に係る災害の調査及び集計に関すること。 6　消防危険物及び指定防火対象物の災害防止に関すること。 7　消防の相互応援に関すること。 8　予防広報に関すること。
	警防班 ◎中央消防署長 ○北消防署長	1　消防警戒区域の設定に関すること。 2　消防災害の防御活動に関すること。 3　避難に関すること。 4　現場広報に関すること。

備考
（1）　◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。
（2）　○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。
（3）　各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、安心安全課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

(5)　市現地災害対策本部

（略）

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-4(5)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(5/5)

部	班	事務分掌
水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： （水）経営業務課長	1　給水工務班との連絡調整に関すること。 2　水道用資機材の調達及び管理に関すること。 3　流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第３条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関すること。 4　水道関係機関との連絡調整に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長	1　水道施設の応急工事に関すること。 2　水道施設の被害調査に関すること。 3　飲料水の確保及び給水に関すること。
消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3　消防資機材の調達に関すること。 4　消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1　消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2　消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3　消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 4　消防通信の統制運用に関すること。 5　消防に係る災害の調査及び集計に関すること。 6　危険物施設及び防火対象物の災害防止に関すること。 7　消防の相互応援に関すること。 8　予防広報に関すること。
	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1　消防警戒区域の設定に関すること。 2　消防災害の防御活動に関すること。 3　避難に関すること。 4　現場広報に関すること。

備考
（1）　○数字は、事務局長不在時の代行順
（2）　各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。
（3）　風水害時においては、河川課の課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

(6)　市現地災害対策本部

（略）

頁

3-15

4　災害対策本部設置の伝達等

ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対

3-16

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。 イ　加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)及び(株)ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、(株)JCN コアラ葛飾に対しても放送を要請するものとする。 ウ　各部長等は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 エ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。	
	5　職員の参集 ア　震度５強以上を体感した場合は、自主的参集を基本とし、職員は、通信・放送の途絶等によって震度を確認出来ない場合は速やかに、震度を確認出来た場はそれに応ずる配備基準に基づき参集するものとする。	3-17

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	イ　職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。 ウ　職員は、参集に際して、食糧（1 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。 エ　各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。	
4　市災害対策本部の設置 市災害対策本部は、流山市役所第 1 庁舎庁議室に設置する。	6　市災害対策本部の場所及び配置 市災害対策本部室を、流山市役所第１庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。 本部室の配置の基準は次のとおりとする。	3-18

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	   図 3-1-2　本部室の配置　本部室の配置	
5　市災害対策本部の運営	7　市災害対策本部の運営 (1)　市災害対策本部の運営	3-19

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(1)　市災害対策本部の運営 市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和 41 年流山市規則第 33 号）による。	市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和 41 年流山市規則第 33 号）による。 (2)　被災状況等に関する情報の収集及び分析 ア　各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。 イ　災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (3)　災害応急活動状況の把握 各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。	
(2)　市災害対策本部会議 ア　組織及び協議事項 市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し（本章「第 1 節第 3 2(4)　図　市災害対策	(4)　市災害対策本部会議 ア　組織及び協議事項 市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し（本章「第 1 節第 3 2(4)　図　市災害対策本部組織図）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
本部組織図）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。 ア　災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 イ　市災害対策本部の活動体制に関すること。 ウ　災害応急対策の実施及び調整に関すること。 エ　応援要請に関すること。 オ　自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 カ　災害広報に関すること。 キ　国に対する要望に関すること。 ク　市災害対策本部の廃止に関すること。 ケ　その他重要な事項に関すること。 なお、市災害対策本部の各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について、随時本部会議に報告するものとする。 また、本部会議の庶務は、総務班（市民生活部安心安全課）が担当する。 イ　招集 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて本部員、事務局職員を招集する。	災に関する重要な事項について協議する。 （ア）　災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 （イ）　市災害対策本部の活動体制に関すること。 （ウ）　災害応急対策の実施及び調整に関すること。 （エ）　応援要請に関すること。 （オ）　自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 （カ）　災害広報に関すること。 （キ）　国に対する要望に関すること。 （ク）　市災害対策本部の廃止に関すること。 （ケ）　その他重要な事項に関すること。 イ　招集 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。 ウ　第 1 回開催時間 （ア）　課業時間内に発災した場合 発災 1 時間後を基準 （イ）　課業時間外に発災した場合 発災 2 時間後を基準	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(3)　市災害対策本部設置等の通知及び公表
事務局長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、次により速やかに通知及び公表するものとする。
<table><tr><th>通知先</th><th>通知方法</th></tr><tr><td>市各課</td><td>庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>県防災行政無線、電話、口頭</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>市防災行政無線、広報車</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>電話、口頭、FAX、E メール</td></tr><tr><td>近隣市町</td><td>電話、文書、県防災行政無線</td></tr></table>
(4)　防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請
本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。
要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。</td><td>(5)　防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請
本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。
要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(6)　職員の増強
ア　職員の派遣要請
災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。
イ　退職職員の臨時雇用
災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職</td><td>3-20</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	した市職員を臨時職員として雇用するものとする。	
(5)　職員の健康管理及び給食等 本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。	(7)　職員の健康管理及び給食等 災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。	
(6)　関係者以外の立入制限 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限するものとする。	(8)　関係者以外の立入制限 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。	
6　動員配備計画 （略）	（→内容を第 1 及び第 3 の各配備体制の場所に移動）	－
7　本部及び本部職員の腕章等 （略）	8　本部及び本部職員の腕章等 （略）	3-20
8　県及び国の対策本部との連携 （略）	9　県及び国の対策本部との連携 （略）	3-21

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
 図　総合防災体制図	 図 3-1-4　総合防災体制図	3-22
第４　災害救助法の適用手続等 【総務班・救援庶務班・各班】 ア　市域における住家が滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること（災害救助法施行令第１条第１項第１号）。 イ　県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上に達した場合で、市域の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること（災害救助法施行令第１条第１項第２号）。	第４　災害救助法の適用手続等 【災対本部事務局・救援庶務班・各班】 1　災害救助法の適用基準	3-22

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>ウ　県の区域内で住家の滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したこと。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）。
エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）。
表　災害救助法の適用基準（平成 17 年国勢調査における流山市の人口：152,653 人）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">滅　失　世　帯　数</th></tr>
<tr><th>市　域</th><th>県　の　区　域　内</th></tr>
<tr><td>ア</td><td>100 世帯以上</td><td>―</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>50 世帯以上</td><td>2,500 世帯以上</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>多数</td><td>12,000 世帯以上又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき</td></tr>
<tr><td>エ</td><td colspan="2">多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき</td></tr>
</table></td><td>表 3-1-5　災害救助法の適用基準（平成 23 年 4 月住民基本台帳人口：164,294 人）
<table>
<tr><th>指標となる被害項目</th><th>適用の基準</th><th>該当条項</th></tr>
<tr><td>市内の住家が滅失（り災）した世帯の数</td><td>100 以上</td><td>第 1 項 1 号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数</td><td>2,500 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 2 号</td></tr>
<tr><td>50 以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数</td><td>12,000 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 3 号</td></tr>
<tr><td>多　数</td></tr>
<tr><td>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</td><td>県知事が厚生労働大臣と協議</td><td>第 1 項 4 号</td></tr>
</table></td><td>3-23</td></tr>
<tr><td>2　滅失世帯の算定基準
市が、災害救助法適用の判断及びその手続きを行うにあたっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。
また、災害救助法の適用にあたっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。
(1)　被災世帯の算定
住家の滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、そ</td><td>2　滅失世帯の算定基準
市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。
また、災害救助法の適用に当たっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。
(1)　被災世帯の算定
住家の滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、そ</td><td>3-23</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
れぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。 (2)　住家の減失等の算定 ア　住家が滅失したもの 住居のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその延面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の 50%以上に達した程度のもの。 イ　住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できるもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合がその住家全体の 20%以上 50%未満のもの。 ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	れぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。 (2)　住家の減失等の算定 滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については，以下の表のとおりである。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
表　滅失世帯の算定基準 区　分 ／ 損壊床面積 ／ 被害額 住家の滅失 ／ 70%以上 ／ 50%以上 住家の半壊、半焼 ／ 20%以上 70%未満 ／ 20%以上 50%未満	**表 3-1-6　住家被害程度の認定基準** 被害の区分 ／ 認定の基準 全壊 ／ 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 大規模半壊 ／ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。 住家の半壊 ／ 住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 (1)　全壊、半壊：被害認定基準による (2)　大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に（平成 (3)　平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による (4)　本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合えの具体的な調査・判定方法を定めるものである。 ※　詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。	3-24

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　災害救助法の適用手続き	3　災害救助法の適用手続	3-24
(1)　災害救助法の適用要請	(1)　災害救助法の適用要請	
市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲げる事項について柏健康福祉センターを経由して県知事に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。	市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲げる事項について松戸健康福祉センターを経由して県知事に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。	
ア　災害発生の日時及び場所	ア　災害発生の日時及び場所	
イ　災害の原因及び被害の状況	イ　災害の原因及び被害の状況	
ウ　適用を要請する理由	ウ　適用を要請する理由	
エ　適用の有無	エ　適用の有無	
オ　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	オ　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	
カ　その他必要な事項	カ　その他必要な事項	
(2)　適用要請の特例	(2)　適用要請の特例	3-25
災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。	災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。	
また、災害救助期間の延長等の特例申請については、柏健康福祉センターを通じて行う。	また、災害救助期間の延長等の特例申請については、松戸健康福祉センターを通じて行う 。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
5　救助業務の実施者 災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。 救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では次のとおり救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法第 30 条の規定に基づき、市長に委任することができる。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。	5　救助業務の実施者 災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。 救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では次のとおり救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法第 30 条の規定に基づき、市長に委任することができる。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 62 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。	3-25

現行（平成 19 年度修正）

表　災害救助法適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無
収容施設の供給	避難所	7 日以内	県知事	○
	応急仮設住宅	20 日以内に着工	県知事 (住宅課)	
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7 日以内	県知事	○
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○
被服、寝具等の供（貸）与		10 日以内	県知事	○
医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○
住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○
学用品の給与		教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	県知事	○
埋葬		10 日以内	県知事	○
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
死体の捜索		10 日以内	県知事	○
死体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
障害物の除去		10 日以内完了	県知事	○

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-1-7　災害救助法適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無
収容施設の供与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○
	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)	
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7 日以内	県知事	○
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○
被服、寝具等の供（貸）与		10 日以内	県知事	○
医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○
災害にかかった住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○
生業に必要な資金の貸与		1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内	県知事	
学用品の給与		教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	県知事	○
埋葬		10 日以内	県知事	○
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
死体の捜索		10 日以内	県知事	○
死体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
障害物の除去		10 日以内	県知事	○

頁
3-26

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 2 節　情報の収集・伝達計画 第 1　地震情報の収集・伝達 【総務班・情報収集班・予防消防班】 1　地震情報の収集 気象庁は、地震発生後、新しいデータを入手次第、順次以下のような情報を発表する。	第 2 節　情報の収集・伝達計画 第 1　地震情報の収集・伝達 【災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1　地震情報の収集 (1)　千葉県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達 ア　情報の収集 地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集するシステムを運用している。県内全市町村の 86 観測点で観測された震度情報が、県庁のサーバに自動的に収集される。 イ　情報の伝達 収集された震度情報は、オンラインで気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度 4 以上が観測された場合は、消防庁にも自動伝送される。 (2)　気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報 ア　情報の種類 図 3-2-1　情報の種類	3-27

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(1)　震度速報
気象庁地震発生約 2 分後、震度 3 以上の全国約 180 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県の地域名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じ。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。
(2)　震源に関する情報
地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
(3)　震源・震度に関する情報
地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
(4)　各地の震度に関する情報
震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
(5)　地震回数に関する情報
地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数を発表する。
(6)　緊急時における気象官署の措置
通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。</td>
<td>イ　各情報の内容
表 3-2-1　情報の種類
<table>
<tr><th>情報の種類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>震度速報</td><td>気象庁地震発生約 1 分半後、震度 3 以上の全国約 188 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県の地域名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じ。流山市は北西部に含まれる。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。</td></tr>
<tr><td>震源に関する情報</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。</td></tr>
<tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</td></tr>
<tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</td></tr>
<tr><td>その他の情報</td><td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数を発表する。</td></tr>
<tr><td>緊急時における気象官署の措置</td><td>通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。</td></tr>
</table></td><td>3-28</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>2　地震情報の伝達
(1)　伝達系統
地震情報の本市への伝達経路は、次のとおり。

図　地震情報伝達系統図
(2)　伝達方法
ア　市の措置
(ア)　市長は、情報の受領にあたっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
(イ)～(ウ)（略）</td>
<td>2　地震情報の伝達
(1)　伝達系統
地震情報の本市への伝達経路は、次のとおり。

図 3-2-2　地震情報伝達系統図
(2)　伝達方法
ア　市の措置
(ア)　市長は、情報の受領に当たっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
(イ)～(ウ)（略）</td>
<td>3-28

3-29</td></tr>
<tr><td>3　異常現象発見者の通報義務
(1)　住民</td><td>3　異常現象発見者の通報義務
(1)　住民</td><td>3-30</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により、次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に伝達できるように、協力しなければならない。
ア　流山警察署
イ　流山市役所（安全安心課）
ウ　消防本部及び消防署
エ　その他の関係機関又は近くの警察官、消防職員、市職員
(2)　関係機関職員等
通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
(3)　市長
通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（消防地震防災課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

図　異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ</td><td>災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により、次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に伝達できるように、協力しなければならない。
ア　流山警察署
イ　流山市役所（防災危機管理課）
ウ　消防本部及び消防署
エ　その他の関係機関又は近くの警察官、消防職員、市職員
(2)　関係機関職員等
通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
(3)　市長
通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（防災危機管理課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

図 3-2-3　異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　通信計画
【総務班・情報収集班・予防消防班】
1　情報収集・伝達体系</td><td>第２　通信計画
【災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】
1　情報収集・伝達体系</td><td>3-31</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
震災時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。	地震災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。	

図　情報収集・伝達系統図

図 3-2-4　情報収集・伝達系統図

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>2　災害情報の収集・伝達に使用する通信施設
市は、地震発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保するものとする。</td><td>2　災害情報の収集・伝達に使用する通信施設
市は、地震発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための多様な通信手段を確保するものとする。</td><td>3-31</td></tr>
<tr><td>（イ）　市防災行政無線固定系</td><td>（イ）　市防災行政無線固定系</td><td>3-32</td></tr>
<tr><td>

図　市防災行政無線移動系系統図</td><td>

図 3-2-5　市防災行政無線移動系系統図</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
 図　市防災行政無線固定系系統図	 図 3-2-6　市防災行政無線固定系系統図	3-33

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　県防災行政無線・県防災情報システム 図　県との通信経路	ウ　県防災行政無線・県防災情報システム 図 3-2-7　県との通信経路	
(2)　代替通信機能の確保 イ　東日本電信電話(株)（NTT 東日本）の非常・緊急通話の利用 災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用するものとする。 （ウ）　非常・緊急電報の利用 非常・緊急電報を頼信する場合は、頼信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し込むものとする。 なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し出るものとする。	(2)　代替通信機能の確保 イ　東日本電信電話(株)（NTT 東日本）の非常・緊急通話の利用 災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定によりあらかじめ承認を受けた番号の加入電話から、「102 番」に電話し、オペレーター案内による非常・緊急扱い通話又は電報を利用するものとする 。 （ウ）　非常・緊急電報の利用 非常・緊急電報を依頼する場合は、電報発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し込むものとする。 なお、電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び依頼責任者名を東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し出るものとする。	3-34

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>（エ）　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容

表　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容
<table><tr><td>非常通話・電報</td><td>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の警告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの
・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項
・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項
・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
・秩序の維持のため緊急を要する事項
・災害の予防又は救援のため必要な事項</td></tr><tr><td>緊急通話・電報</td><td>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の警告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの
・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
・治安の維持のため緊急を要する事項
・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項
・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td></tr></table></td>
<td>（エ）　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容

表 3-2-2　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容
<table><tr><td>非常通話・電報</td><td>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの
・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項
・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項
・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
・秩序の維持のため緊急を要する事項
・災害の予防又は救援のため必要な事項</td></tr><tr><td>緊急通話・電報</td><td>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の警告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの
・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
・治安の維持のため緊急を要する事項
・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項
・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td></tr></table></td>
<td>3-35</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
エ　他機関の通信設備の利用 （オ）　消防無線等	エ　他機関の通信設備の利用 （オ）　消防無線等	3-38

表　消防無線通信施設

平成 19 年 4 月

機関名	施設名		数量	施　設　の　内　容	備　　考
消防本部	基　地　局		3	5W 型	消防波 2 救急波 1
	移動局	車　載　型	3	10W 型	消防波
		携　帯　型	2	5W 型	消防波
消　防　署	移動局	車　載　型	18	10W 型	消防波 13 救急波兼用 5
		携　帯　型	18	10W 型　1 5W 型　4 1W 型　13	消防波

表　水道局無線通信施設

平成 18 年度現在

機関名	施設名	数量	施　設　の　内　容
水　道　局	基　地　局	1	10W 型
	移　動　局	9	5W 型
	携　帯　局	2	5W 型

表 3-2-3　消防無線通信施設

平成 23 年 3 月

機関名	施設名		数量	施　設　の　内　容	備　　考
消防本部	基　地　局		2	5W 型	消防波 救急波
	移動局	車　載　型	3	10W 型	消防波
		携　帯　型	2	5W 型	消防波
消　防　署	移動局	車　載　型	20	10W 型	消防波 救急波
		携　帯　型	19	10W 型　1 5W 型　8 1W 型　10	消防波

表 3-2-4　水道局無線通信施設

平成 24 年年 3 月 31 日現在

機関名	施設名	数量	施　設　の　内　容
水　道　局	基　地　局	1	10W 型
	移　動　局	11	5W 型
	携　帯　局	2	5W 型

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
 図　消防通信系統図	 図 3-2-8　消防通信系統図	3-39
(3)　アマチュア無線ボランティアの活用 図　アマチュア無線の通信経路 イ　「担当窓口」の設置 市は、災害発生後、総務班（市民生活部安心安全課）にアマチュア無線	(3)　アマチュア無線ボランティアの活用 図 3-2-9　アマチュア無線の通信経路 イ　「担当窓口」の設置 市は、災害発生後、災対本部事務局（市民生活部防災危機管理課）にア	3-40

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。 ウ　「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ・県消防地震防災課「受付窓口」との連絡調整 ・その他 エ　アマチュア無線ボランティアの活動内容 ・非常通信 ・その他の情報収集活動	マチュア無線ボランティア の「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。 ウ　「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ・県防災危機管理課「受付窓口」との連絡調整 ・その他 エ　アマチュア無線ボランティアの活動内容 ・非常通信 ・その他の情報収集活動	
第 3　被害情報等収集報告取扱 【総務班・情報収集班・市各班】	第 3　被害情報等収集報告取扱 【災対本部事務局・情報収集班・市各班】 1　災害情報の分析 災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。 2　災害情報の一元管理、共有化 災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。	3-40 3-41

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
1　初動期の情報収集内容

表　初動期の情報収集内容

<table>
<tr><th>区　分</th><th>情　報　の　内　容</th><th>共　通　内　容</th></tr>
<tr><td>人的被害</td><td>1　死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無
2　被災者の状況
3　住民の動向
4　避難の必要の有無及び避難所の状況</td><td rowspan="4">1　発生場所
2　発生時期
3　応急対応の状況</td></tr>
<tr><td>火　災</td><td>1　火災の発生及び延焼の状況</td></tr>
<tr><td>施設被害</td><td>1　庁舎等所管施設及び設備の損壊状況
2　道路及び橋梁の被害状況
3　建物の倒壊及び浸水状況
4　崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況
5　電気、ガス、水道、電話等の状況</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>災害対策上必要な事項</td></tr>
</table>

2　初動期の情報収集体制

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、総務班に報告する。

収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。
</td>
<td>
3　初動期の情報収集内容

表 3-2-5　初動期の情報収集内容

<table>
<tr><th>区　分</th><th>情　報　の　内　容</th><th>共　通　内　容</th></tr>
<tr><td>人的被害</td><td>1　死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無
2　被災者の状況
3　住民の動向
4　避難の必要の有無及び避難所の状況</td><td rowspan="4">1　発生場所
2　発生時期
3　応急対策の状況</td></tr>
<tr><td>火　災</td><td>1　火災の発生及び延焼の状況</td></tr>
<tr><td>施設被害</td><td>1　庁舎等所管施設及び設備の損壊状況
2　道路及び橋梁の被害状況
3　建物の倒壊及び浸水状況
4　崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況
5　電気、ガス、水道、電話等の状況</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>災害対策上必要な事項</td></tr>
</table>

4　初動期の情報収集体制

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。

収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

表　初動期の情報収集体制(1/2)

No	情　　報	担　当　班	情　報　提　供　機　関	初動期災害情報内容	通　信　手　段
1	消防情報	予防消防班、消防総務班	消防本部、本署及び各分署	火災、延焼、危険物漏洩、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、市防災行政無線、消防無線
2	警察情報	避難誘導交通班	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県防災行政無線、警察無線
				道路交通規制状況	電話、携帯電話
3	ヘリコプター情報	総務班	県警察本部、陸上自衛隊、千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県防災行政無線、自衛隊無線
4	道路河川等情報	土木建築班 河川班	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、県東葛飾地域整備センター	道路・橋梁・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県防災行政無線、市防災行政無線
5	職員参集時情報	総務班	各参集場所（市役所出張所、避難所）	倒壊建物・火災被害、避難所等の住民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
6	市出先機関情報	財務会計班教育庶務班 生涯学習班	各出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線
7	学校関係情報	学校教育班	各小・中学校、高校、大学等	児童、生徒等の安全と避難	電話、携帯電話、市防災行政無線
8	ライフライン情報	建設庶務班	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株)　等	電気、ガス、電話等の被害状況と復旧情報	電話、携帯電話
		水道庶務班	県水政課、北千葉広域水道企業団、管工事協同組合	水道の被害状況と復旧情報	市防災行政無線
9	交通機関情報	避難誘導交通班	総武流山電鉄(株)、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)及び各バス会社	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-2-6(1)　初動期の情報収集体制(1/2)

No	情　　報	担　当　班	情　報　提　供　機　関	初動期災害情報内容	通　信　手　段
1	消防情報	予防消防班、消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、市防災行政無線、消防無線
2	警察情報	避難誘導救援班	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県防災行政無線、警察無線
				道路交通規制状況	電話、携帯電話
3	ヘリコプター情報	災対本部事務局	県警察本部、陸上自衛隊、千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県防災行政無線、自衛隊無線
4	道路河川等情報	道路班 河川班	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、県東葛飾土木事務所	道路・橋梁・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県防災行政無線、市防災行政無線
5	職員参集時情報	総務班	各参集場所（市役所出張所、避難所）	倒壊建物・火災被害、避難所等の住民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
6	市出先機関情報	財務会計班教育庶務班 生涯学習班	各出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線
7	学校関係情報	学校教育班	各小・中学校、高校、大学等	児童、生徒等の安全と避難	電話、携帯電話、市防災行政無線
8	ライフライン情報	建設庶務班	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株)　等	電気、ガス、電話等の被害状況と復旧情報	電話、携帯電話
		水道庶務班	県水政課、北千葉広域水道企業団、管工事協同組合	水道の被害状況と復旧情報	市防災行政無線
9	交通機関情報	避難誘導救援班	流鉄(株)、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道（株)及び各バス会社	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話

頁

3-42

現行（平成 19 年度修正）

No	情報	担当班	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
10	アマチュア無線情報	総務班	アマチュア無線クラブ会員、関東地方非常通信協議会	アマチュア無線クラブ会員周辺の被害状況	電話、携帯電話、アマチュア無線
11	タクシー無線情報	避難誘導交通班	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報収集班情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話
13	庁舎被害情報	財務会計班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	気象情報	総務班	銚子地方気象台 民間気象予報会社	地震規模、余震に係る情報	県防災行政無線、電話、携帯電話
15	衛生情報	救護班	柏健康福祉センター（柏保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社	けが人の把握、救護所の収容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
16	避難情報	避難誘導交通班	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
17	商工情報	物資輸送班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話
18	農林業情報	物資輸送班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

3　初動期の防災関係機関との連携

（略）

4　初動期の速報性

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、総務班に報告する。

（略）

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

No	情報	担当班	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
10	アマチュア無線情報	災対本部事務局	アマチュア無線クラブ会員、関東地方非常通信協議会	アマチュア無線クラブ会員周辺の被害状況	電話、携帯電話、アマチュア無線
11	タクシー無線情報	避難誘導救援班	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報収集班情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話
13	庁舎被害情報	財務会計班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	気象情報	災対本部事務局	銚子地方気象台 民間気象予報会社	地震規模、余震に係る情報	県防災行政無線、電話、携帯電話
15	衛生情報	救護班	松戸健康福祉センター（松戸保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社	けが人の把握、救護所の収容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
16	避難情報	避難誘導救援班	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
17	商工情報	物資輸送班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話
18	農林業情報	物資輸送班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

5　初動期の防災関係機関との連携

（略）

6　初動期の速報性

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。

（略）

頁

3-43

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
5　初動期の被災者・世帯の確認 （略） 6　被害報告等に係る責任者 (2)　報告取扱責任者 報告取扱責任者は、総務班長が担当し、市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。 7　報告の実施 (1)　報告が必要な事態 （略） ア　市災害対策本部が設置されたとき イ　「震度 5 強」以上の地震を記録したとき ウ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき エ　災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき	7　初動期の被災者・世帯の確認 （略） 8　被害報告等に係る責任者 (2)　報告取扱責任者 報告取扱責任者は、防災危機管理課長が担当し、市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。 9　報告の実施 (1)　報告が必要な事態 （略） ア　市災害対策本部が設置されたとき。 イ　「震度 5 強」以上の地震を記録したとき。 ウ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 エ　災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。 オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。 (2)　報告の種別等 市から県災害対策本部への報告の種別、時期及び方法は以下のとおりとする。	3-44

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁

表 3-2-6　県に行う被害情報等報告の区分及び様式

報告の種類		報告の時期・方法	報　告　の　内　容
災害緊急報告		①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告 ②第１報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告 ［電話・ＦＡＸ・無線機等］	１ 庁舎等の状況 ２ 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ３ 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ４ 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告
災害総括報告	定時報告	①原則として１日２回９時・15時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻までに県災害対策本部へ報告 ［電話・FAX および端末入力］	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 １ 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ２ 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の 状況
	確定時報告	応急対策終了後 10 日以内に管轄支庁へ報告 ［端末入力及び文書］	被害情報及び措置応急対策終了後、10 日以内にシステム端末に入力する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 １．被害情報 市内の被害状況の確定情報 ２．措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 ３．被害額情報 市内の施設被害額、産業別被害額
	年報	4 月 20 日までに管轄支庁へ報告 ［端末入力及び文書］	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	災害詳細報告 / 定時報告 / ①原則として１日２回９時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで［端末入力］②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで［ＦＡＸ・電話・無線機等］ / 災害統括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告 ※端末入力：千葉県総合防災情報システム端末に入力	
(2)　県及び防災関係機関に報告する事項 次のとおりとする。 ア　災害の原因 イ　災害が発生した日時 ウ　災害が発生した場所又は地域 エ　被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 98》」に基づき判定する） オ　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （ア）　災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況 （イ）　主な応急措置の実施状況 （ウ）　その他必要な事項 カ　災害による住民等の避難状況 キ　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ク　その他必要な事項	(3)　県及び防災関係機関に報告する事項 市の報告内容は次のとおりとする。 ア　災害の原因 イ　災害が発生した日時 ウ　災害が発生した場所又は地域 エ　被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 98》」に基づき判定する） オ　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （ア）　災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況 （イ）　主な応急措置の実施状況 （ウ）　その他必要な事項 カ　災害による住民等の避難状況 キ　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ク　その他必要な事項	3-45
(3)　国（消防庁）への報告 （略）	(4)　国（消防庁）への報告 （略）	3-46
(4)　被害情報収集活動の応援要請 （略）	(5)　被害情報収集活動の応援要請 （略）	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(5)　収集報告にあたって留意すべき事項	(6)　収集報告に当たって留意すべき事項	
	ア　発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。	
ア　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。	イ　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。	
イ　被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。	ウ　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。	
ウ　市は情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。	エ　市は情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。	
	オ　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。	
	カ　市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
		3-47

表　県及び関係機関の連絡先

東葛飾県民センター		県政情報課
	NTT　電話	047-361-2175
	NTT　FAX	047-367-4348
	県防災行政無線電話	502-721･723
	県防災行政無線 FAX	502-722
県	勤務時間内	消防地震防災課
	NTT　電話	043-223-2175
	NTT　FAX	043-222-5208
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298
	勤務時間外	消防地震防災課防災行政無線統制室
	NTT　電話	043-223-2178
	NTT　FAX	043-222-5219
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110
総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室
	NTT　電話	03-5253-7527
	NTT　FAX	03-5253-7537
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-7527
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-7537
	消防防災無線（地上系）電話	120-7527
	消防防災無線（地上系）FAX	120-7537
	勤務時間外	宿直室
	NTT　電話	03-5253-7777
	NTT　FAX	03-5253-7553
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-7782
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-7789
	消防防災無線（地上系）電話	120-7782
	消防防災無線（地上系）FAX	120-7789

8　被害の認定基準

（略）

表 3-2-7　県及び関係機関の連絡先

東葛飾地域振興事務所		県政情報課
	NTT　電話	047-361-2175
	NTT　FAX	047-367-4348
	県防災行政無線電話	502-721･723
	県防災行政無線 FAX	502-722
県	勤務時間内	防災危機管理課
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298
	NTT　電話	043-223-2175
	NTT　FAX	043-222-5208
	勤務時間外	防災危機管理課防災行政無線統制室
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110
	NTT　電話	043-223-2178
	NTT　FAX	043-222-5219
総務省消防庁	勤務時間内	震災等応急室
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033
	NTT　電話	03-5253-7527
	NTT　FAX	03-5253-7537
	勤務時間外	宿直室
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036
	NTT　電話	03-5253-7777
	NTT　FAX	03-5253-7553

10　被害の認定基準

（略）

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>9　被害報告等の伝達経路

図　被害報告等伝達経路</td><td>11　被害報告等の伝達経路

図 3-2-10　被害報告等伝達経路</td><td>3-48</td></tr>
<tr><td>第４　災害広報計画
【秘書広報班】
1　実施機関
災害時における広報活動は、防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行う。

2　広報活動
(2)　一般広報</td><td>第４　災害広報計画
【災対本部事務局・秘書広報班】
1　実施機関
秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。

2　広報活動
(2)　一般広報</td><td>3-48

3-49</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。 イ　広報車による広報 各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行うものとする。 ア　広報紙等印刷物による広報 市は、住民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙等を発行する。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。 ウ　安心メールによる広報 市は、市民に直接関係する各種の情報を安心メールで広報するものとする。 エ　テレビ・ラジオによる広報 市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、JCN コアラ葛飾、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。 オ　掲示板等の活用 市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。 カ　インターネット等を利用した広報	生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。 ア　防災行政無線、広報車による広報 各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、防災行政無線や広報車による広報を行うものとする。 イ　広報紙等印刷物、ホームページによる広報 市は、住民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙等を発行する。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。 また、ホームページを利用した情報サービスを実施するものとする。 ウ　安心メールやツイッター、エリアメール、緊急速報メール による広報 市は、市民に直接関係する各種の情報を安心メールやツイッター、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）で広報するものとする。 エ　テレビ・ラジオによる広報 市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、JCN コアラ葛飾、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。 オ　掲示板等の活用 市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
広報紙の内容等については、インターネット（ホームページ）やケーブルテレビ等を利用した情報サービスを実施するものとする。		
キ　自主防災組織との協力	カ　自主防災組織との協力	
広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。	広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。	
(3)　災害時要援護者への広報	(3)　災害時要援護者への広報	3-50
ア　高齢者・障害者等への広報	ア　高齢者・障害者等への広報	
市は、ボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、広報紙を各戸配布するよう努めるものとする。 また、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。	市は、高齢者のみの世帯や視覚障害者へ防災行政無線の戸別受信器の設置を 促進する。また、聴覚障害者には安心メール、ファックス及びテレビ等で広報を行う。 さらに、市は広報誌を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。	
イ　外国人に対する広報	イ　外国人に対する広報	
市は、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努めるものとする。	市は、防災行政無線での広報を平易な日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。 さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。	
(4)　報道機関への対応	(4)　報道機関への対応	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
秘書広報班は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。	秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。	
イ　報道活動への協力	イ　報道活動への協力	
報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。	報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。	
ウ　報道機関への発表	ウ　報道機関への発表	
（ア）　災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。	（ア）　災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。	
（イ）　報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。	（イ）　報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。	
（ウ）　指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について本市に報告するものとする。	（ウ）　指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。	3-51
（エ）　秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。	（エ）　秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。	
(5)　広報資料の作成	(5)　広報資料の作成	
被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の	被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、情報収集班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。 資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。 ア　広報担当者、その他職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画 イ　報道機関等による災害現場の航空写真 ウ　災害応急対策活動を取材した写真、その他 3　広報内容 広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。 (1)　住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 ア　災害発生直後 ・災害情報 ・火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等） ・避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 ・デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ・治安状況、犯罪防止の呼びかけ ・近隣の助け合いの呼びかけ ・公的な避難所、救護所の開設状況	救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、情報収集班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。 資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。 ア　市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画 イ　報道機関等による災害現場の航空写真 ウ　災害応急対策活動を取材した写真、その他 3　広報内容 広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災対本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないよう注意する。 (1)　住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 ア　災害発生直後 ・災害情報（地震の規模、余震の状況） ・火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等） ・避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容、避難方法 ・デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ・治安状況、犯罪防止の呼びかけ ・近隣の助け合いの呼びかけ ・公的な避難所、救護所の開設状況	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
・市の災害活動体制及び活動状況	・市の災害活動体制及び活動状況	
・住民の安否情報		
・緊急道路・交通規制情報	・緊急道路・交通規制情報	
イ　その後	イ　その後	3-52
・全般的な被害状況	・全般的な被害状況	
・市及び防災関係機関の対策実施状況	・市及び防災関係機関の対策実施状況	
・電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況	・電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況	
・鉄道、バスの被害・運行状況	・鉄道、バスの被害・運行状況	
・道路情報	・道路情報	
・救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況	・救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況	
・し尿処理、衛生に関する情報	・し尿処理、衛生に関する情報	
・被災者への相談サービスの開設状況	・被災者への相談サービスの開設状況	
・遺体の安置場所、死亡手続き等の情報	・遺体の安置場所、死亡手続等の情報	
・臨時休校等の情報	・臨時休校等の情報	
・ボランティア組織からの連絡	・ボランティア組織からの連絡	
・市内各施設の復旧状況	・市内各施設の復旧状況	
・市の一般平常業務の再開状況	・市の一般平常業務の再開状況	
・医療機関の活動情報等	・医療機関の活動情報等	
	・市民生活安定のための緊急措置	
4　広聴活動	4　広聴活動	
(1)　総合相談窓口の設置	(1)　総合相談窓口の設置	
秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の	秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴相談を実施するものとする。 この場合、必要に応じ市災害対策本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。 なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。 (4)　専門相談窓口の設置 （略） (5)　要望等の処理 秘書広報班は、総合相談窓口等において聴取した要望及びその他陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へファックス等を活用して照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録をとっておくものとする。	状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。 この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。 なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。 (4)　女性のための相談窓口の設置 避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。 (5)　専門相談窓口の設置 （略） (6)　電話等対応マニュアルの作成 電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。 (7)　要望等の処理 秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・連絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録をとっておくものとする。	3-53
第 3 節　消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画 第 1　消防活動 【消防本部・消防団・自主防災組織】	第 3 節　消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画 第 1　消防活動 【消防本部・消防団・自主防災組織】	3-54

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防禦活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。	消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。	
2　情報通信	2　情報通信	
(1)　情報収集	(1)　情報収集	
震災に係わる情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。	地震災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。	
地震（震度 5 以上）時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このため、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。	地震（震度 5 弱以上）時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このため、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。	
イ　災害状況の報告	イ　災害状況の報告	
消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努めるものとする。	消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないように努めるものとする。	
(2)　通信運用	(2)　通信運用	
震災時における市災害対策本部と消防本部及び各分署の通信は、有線通信を原則とし、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信によるものとする。	地震災害時における市災害対策本部と消防本部及び各消防署の通信は、有線通信を原則とし、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信によるものとする。	
(3)　無線通信の優先順位	(3)　無線通信の優先順位	3-55
震災活動中の通信優先順位は、次のとおり。	地震災害活動中の通信優先順位は、次のとおり。	
ア　災害の覚知	ア　災害の覚知	
イ　車両の出動命令	イ　車両の出動命令	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　応援の要請 エ　救助又は救急状況の報告 オ　災害状況の報告 3　消防機関による火災防禦活動 消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防禦活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。 (1)　火災出動 イ　火災出動体制 （ア）　市街化地域 市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2 隊 1 火災防禦を基本とする。 （イ）　周辺部地域 周辺部地域の火災出動は、各分署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。 ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると分署の最高指揮者が判断した場合は、防禦活動隊を除いた分団の消防隊を各分署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。 ウ　出動途上の留意事項 （ア）　他の火災に遭遇した場合の措置 火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告し、指示命令を受ける。	ウ　応援の要請 エ　救助又は救急状況の報告 オ　災害状況の報告 3　消防機関による火災防ぎょ活動 消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。 (1)　火災出動 イ　火災出動体制 （ア）　市街化地域 市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2 隊 1 火災防ぎょを基本とする。 （イ）　周辺部地域 周辺部地域の火災出動は、各消防署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。 ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。 ウ　出動途上の留意事項 （ア）　他の火災に遭遇した場合の措置 火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告し、指示命令を受ける。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、火災防禦の原則を勘案した指揮者の判断による。	ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、火災防ぎょの原則を勘案した指揮者の判断による。	
(2)　火災防禦	(2)　火災防ぎょ	3-56
ア　火災防禦の原則	ア　火災防ぎょの原則	
火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防禦計画に基づいて鎮圧にあたるものとする。	火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎょ計画に基づいて鎮圧にあたるものとする。	
	（ウ）　消火可能性の高い火災の優先	
	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。	
（ウ）　市街地火災消火活動優先の原則	（エ）　市街地火災消火活動優先の原則	
（エ）　重要対象物優先の原則	（オ）　重要対象物優先の原則	
（オ）　火災現場活動の原則	（カ）　火災現場活動の原則	
イ　火災防禦活動	イ　火災防ぎょ活動	3-57
（ア）　発災直後の防禦活動	（ア）　発災直後の防ぎょ活動	
発災直後の火災防禦活動は、火災防禦の原則を考慮しながら、各方面隊ごとの指揮体制による分散防禦活動とする。	発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。	
（イ）　消防部本部による指揮体制への移行	（イ）　消防部本部による指揮体制への移行	
時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行し、次の防禦活動を実施する。	時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施する。	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
表　火災現場活動の原則
<table>
<tr><td>全火災鎮圧</td><td>消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防禦活動を図る。</td></tr>
<tr><td>重点防禦活動</td><td>延焼状況等により分散防禦から重点防禦に移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防禦活動を行う。</td></tr>
<tr><td>拠点防禦活動</td><td>延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防禦活動を行う。</td></tr>
</table>
4　消防団の活動
(3)　救助活動
（略）
</td><td>
表 3-3-1　火災現場活動の原則
<table>
<tr><td>全火災鎮圧</td><td>消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。</td></tr>
<tr><td>重点防ぎょ活動</td><td>延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。</td></tr>
<tr><td>拠点防ぎょ活動</td><td>延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。</td></tr>
</table>
4　消防団の活動
(3)　救急救助
（略）
</td><td></td></tr>
<tr><td>第 2　救急・救助
【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】
1　救出の対象者及び活動期間
(1)　救出の対象者
ア　火災の際に、火中に取り残されたような者
イ　倒壊家屋の下敷きになったような者
ウ　地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになったような者
エ　その他救出を要する者

4　情報収集、伝達
(2)　災害状況の報告
消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続き</td><td>第 2　救急・救助
【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】
1　救出の対象者及び活動期間
(1)　救出の対象者
ア　火災の際に、火煙の中に取り残された者
イ　倒壊家屋の下敷きになった者
ウ　地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになった者
エ　その他救出を要する者

4　情報収集、伝達
(2)　災害状況の報告
消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に</td><td>3-58

3-59

3-60</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
に遅れが生じないよう努めるものとする。	遅れが生じないよう努めるものとする。	
5　救急・救助の現場活動 (1)　救急活動 ウ　傷病者の緊急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。 なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。	5　救急・救助の現場活動 (1)　救急活動 ウ　傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。 なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。	
(3)　救助用資機材の調達 建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。	(3)　救助用資機材の調達 ア　初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する 。 イ　建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。	3-61
7　警察署のとる措置 (2)　措置要領 ア　救出・救助活動にあたっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 イ　救出・救助活動にあたっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。 ウ　救出・救助にあたっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等	7　警察署が行う措置 (2)　措置要領 ア　救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 イ　救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。 ウ　救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
の救出・救助に万全を期すものとする。 エ　救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。 9　応援隊の派遣 本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。	の救出・救助に万全を期すものとする。 エ　救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。 9　応援隊の派遣 本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。	3-62
第 3　水防活動 【河川班・県東葛飾地域整備センター・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】 水防活動は、洪水等を警戒し、及び防禦し、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。 (1)　被害あるいは変状についての調査 地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。 市は、地震（震度 4 以上）が発生した場合は、直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒にあたり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、	第 3　水防活動 【河川班・県東葛飾土木事務所・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】 水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎょし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。 1　被害あるいは変状についての調査 地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。 市は、地震（震度 4 以上）が発生した場合は、直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、	3-62

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
次に掲げるような項目を把握するものとする。 なお、調査結果については、県東葛飾地域整備センターに報告するものとする。	次に掲げるような項目を把握するものとする。 なお、調査結果については、県東葛飾土木事務所に 報告するものとする。	
第 4　危険物等の応急対策 【警防班】 2　危険物流出対策 地震により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県消防地震防災課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。	第 4　危険物等の応急対策 【警防班】 2　危険物流出対策 地震により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県防災危機管理課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。 6　危険物等輸送車両等の応急対策 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。	3-63 3-64 3-65
	第 5　惨事ストレス対策 【消防本部】 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。	3-66

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 4 節　警備・交通計画 第 1　災害警備計画 【消防本部・消防団・流山警察署】 警察は、地震が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、地震による被害の拡大を防止するため、住民の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたるものとする。 1　警備体制 (1)　警備体制の発令 県警察本部長は、次により警備体制を発令する。 ア　準備体制 東海地震注意情報が発表された場合 イ　警戒体制 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合 ウ　発災体制 地震（地震に伴う火災を含む。）による被害が発生した場合 なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。 (2)　災害警戒本部の設置 　警察は、警備体制が発令された場合、次により災害警備本部体制等を設置して、指揮体制を確立するものとする。	第 4 節　警備・交通規制計画 第 1　災害警備計画 【消防本部・消防団・流山警察署】 警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる 。 1　警備体制 警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 (1)　連絡室 震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等 (2)　対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等 (3)　総合対策本部及び現地対策本部 大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等 なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。	3-67

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>警備体制</th><th>内　　容</th><th>指　揮　体　制</th></tr>
<tr><td>準 備 体 制</td><td>東海地震注意情報を受理した場合</td><td>県警察災害警備対策室
（室長～警備部長又は警備課長）
警察署災害警備対策室
（室長～警察署長）</td></tr>
<tr><td>警 戒 体 制</td><td>東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合</td><td>県警察災害警備本部
（本部長～警察本部長又は警備部長）
警察署災害警備本部
（本部長～警察署長）</td></tr>
<tr><td>発 災 体 制</td><td>地震（地震に伴う火災を含む。）による被害が発生した場合</td><td>県警察災害警備本部
（本部長～警察本部長又は警備部長）
警察署災害警備本部
（本部長～警察署長）</td></tr>
</table>

2　災害発生時の警備活動

(1)　警備活動要領

表　警備活動要領

<table>
<tr><th>準備体制下の活動</th><th>警戒体制下の活動</th><th>発災体制下の活動</th></tr>
<tr><td>ア　判定会委員への便宜供与
イ　震災情報の収集及び伝達
ウ　関係機関との連絡
エ　通信機材・装備資器材の準備</td><td>ア　避難の指示、警告又は誘導
イ　警備部隊の編成及び事前配置
ウ　通信機材・装備資器材の重点配備
エ　補給の準備
オ　通信の統制
カ　管内状況の把握
キ　交通の規制
ク　広報</td><td>ア　人命の救助
イ　被害情報の収集及び報告
ウ　交通規制
エ　犯罪の予防
オ　死体の検視
カ　広報
キ　補給の実施
ク　警備部隊の応援要請
ケ　通信機材・装備資器材の支援要請</td></tr>
</table>
</td><td>2　災害警備活動要領
ア 要員の招集及び参集
イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
ウ 装備資機材の運用
エ 通信の確保
オ 負傷者の救出及び救護
カ 避難誘導及び避難地区の警戒
キ 警戒線の設定
ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
ケ 報道発表
コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
セ 協定に基づく関係機関への協力要請
ソ その他必要な応急措置</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　社会秩序の維持及び社会的混乱の防止 (1)　地域安全対策 ア　犯罪の予防等 （イ）　地域安全活動 a.　警戒警備の強化 市及び警察は、被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。 b.　困りごと相談所の開設 市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、災害時要援護者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。	3　社会秩序の維持及び社会的混乱の防止 (1)　地域安全対策 ア　犯罪の予防等 （イ）　地域安全活動 a.　警戒警備の強化 市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。 b.　困りごと相談所の開設 市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、災害時要援護者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 c.　自主防災組織との連携 市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去及び安全確保に努める。 ウ　社会的混乱の抑制 警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。	3-68

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>1　緊急輸送道路の確保
(1)　緊急輸送道路の確保順位
ア　確保順位</td><td>(1)　緊急輸送道路の確保順位
ア　確保順位

表 3-4-1　市内の緊急輸送路
<table><tr><td>第 1 次緊急輸送路</td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路
（高速道路、有料道路、国道、県道等）
ア　常磐自動車道
イ　水戸街道（一般国道 6 号線）
ウ　流山有料道路
エ　松戸野田線（県道 5 号線）
オ　草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td>第 2 次緊急輸送路</td><td>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路
ア　白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table></td><td>3-70</td></tr>
<tr><td>エ　緊急道路の復旧
道路の復旧にあたっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。</td><td>エ　緊急道路の復旧
道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　緊急輸送道路啓開の実施
市は、市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾地域整備センターに報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施するものとする。なお、啓開作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における啓開作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。
なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくものとする。</td><td>(2)　緊急輸送道路の応急復旧
市は、市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。
なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路応急復旧作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくものとする。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(4)　応急復旧作業
ア　市土木建設班
（略）
イ　県東葛飾地域整備センター
（略）</td><td>(4)　応急復旧作業
ア　市道路班
（略）
イ　県東葛飾土木事務所
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>3　警察の交通規制措置
【担当班】
(1)　災害応急対策期
ア　被災地への流入車両の制限
警察署は、震災発生直後において、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、「京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき、被災区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。</td><td>3　警察の交通規制措置
(1)　災害応急対策期
ア　被災地への流入車両の制限
警察署は、地震災害発生直後において、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、「京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき、被災区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。</td><td>3-71</td></tr>
<tr><td>表　流山市関係の規制箇所
<table><tr><th>規制線</th><th>検問場所</th></tr><tr><td>県道守谷流山線</td><td>・南Ｔ字路</td></tr><tr><td>江戸川</td><td>・松戸野田有料道路入口
・流山８丁目交差点</td></tr></table></td><td>表 3-4-2　流山市関係の規制箇所
<table><tr><th>規制線</th><th>検問場所</th></tr><tr><td>県道守谷流山線</td><td>・南Ｔ字路</td></tr><tr><td>江戸川</td><td>・旧松戸野田有料道路入口
・流山８丁目交差点</td></tr></table></td><td>3-72</td></tr>
<tr><td></td><td>4　自衛官及び消防吏員の措置命令･措置等
ア　自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。
イ　自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその</td><td>3-73</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	旨を警察署長に通知する。	
4　緊急通行車両の確認等 (1)　緊急通行車両の確認 エ　届出に関する手続きは別に定める。 (2)　緊急通行車両の事前届出・確認 エ　事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。 5　交通情報の収集及び提供 （略） 6　運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 （略）	5　緊急通行車両の確認等 (1)　緊急通行車両の確認 エ　届出に関する手続は別に定める。 (2)　緊急通行車両の事前届出・確認 エ　事前届出・確認に関する手続は、別に定める。 6　交通情報の収集及び提供 （略） 7　運転者のとるべき措置 地震災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 （略）	3-74
第 5 節　避難計画 市は、地震発生時に、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の勧告や誘導等の方法を定め、また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。 第 1　避難方法 【総務班・避難誘導交通班】	第 5 節　避難計画 市は、地震発生時に、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の勧告・指示基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。 第 1　避難方法 【災対本部事務局・避難誘導救援班】	3-75

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(7)　隣接市の避難所への避難 避難経路の途絶等の理由によって、市が指定、開設した避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。 (8)　避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置 避難者数が避難所の収容能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を新たな避難所として確保、広域避難場所等に天幕等による臨時の避難所を開設しつつ、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。 このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、天幕等、臨時避難所の開設・運営に必要な資器材の支援、並びに、隣接又は努めて近傍で、かつ、避難所に余裕のある可能性の高い自治体に対して避難者の受け入れを要請する。	3-76
(7)　応急仮設住宅への移住 避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第 3 章「第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）	(9)　応急仮設住宅への移住 避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第 3 章「第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）	3-77
第 2　実施機関 【総務班・河川班・流山警察署・自衛隊】	第 2　実施機関 【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】	3-77

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>第 3　避難準備情報及び避難勧告・指示等
【総務班・河川班・流山警察署・自衛隊】
1　避難準備情報及び避難勧告・指示
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。
「避難準備情報」は、住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。
「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。
「避難指示」は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。

(1)　避難の基準
災害時における避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

基　　準
ア　気象庁から余震に関する情報（余震発生確率）や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき
イ　河川の上流が地震被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき</td>
<td>第 3　避難準備情報及び避難勧告・指示等
【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】
1　避難準備情報及び避難勧告・指示
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。

表 3-5-1　避難情報の種類
<table><tr><th>種　類</th><th>内　容</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。</td></tr></table>
(1)　避難の基準
災害時における避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

避　難　基　準
ア　気象庁から余震に関する情報（余震発生確率）や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき
イ　河川の上流が地震被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき</td>
<td>3-77

3-78</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　火災が拡大するおそれがあるとき	ウ　火災が拡大するおそれがあるとき エ　爆発のおそれがあるとき	
エ　大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき	オ　大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき	
オ　がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき	カ　がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき	
カ　建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき	キ　建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき	
キ　その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき	ク　その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき	
(4)　避難措置の周知 避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。 ア　住民への周知徹底 避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。 ・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 ・消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 ・自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。	(4)　避難措置と周知 避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。 ア　住民への周知徹底 避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。 ・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 ・消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 ・自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。	3-80

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
・災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（ＦＡＸや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ・ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 イ　関係機関相互の連絡 避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。	・災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（ＦＡＸや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ・インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッターによる 対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 イ　関係機関相互の連絡 避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を県及び流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。	
第 4　警戒区域の設定 【警防班・流山警察署・自衛隊】 1　警戒区域の設定 (2)　警察官 警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、災害対策基本法第 63 条の規定により、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3)　自衛官 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。	第 4　警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1　警戒区域の設定 (2)　警察官 警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定により、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3)　自衛官 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定により、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。	3-81

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 5　避難誘導の方法 【避難誘導交通班】 1　警戒区域の場合 本部長は、警戒区域において、避難の勧告・指示の発令と同時に、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。 派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自治会組織、自主防災組織等の協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。 なお、災害対策基本法において、警戒区域からの市長等の避難の勧告・指示について従わない場合には、罰則規定がある。	第 5　避難誘導の方法 【避難誘導救援班】 1　警戒区域の場合 本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。 派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自治会組織、自主防災組織等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。 なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。	3-82
5　避難誘導の方法 イ　避難経路の選定にあたっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。 また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。 なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。	5　避難誘導の方法 イ　避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。 また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。 なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。	3-83
6　住民の避難対応 (1)　避難の優先	6　住民の避難対応 (1)　避難の優先	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難を優先する。 (2)　携行品の制限 ア　家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） イ　1人2食分の食糧と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 ウ　服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具 エ　貴重品以外の荷物は携行しない。 (3)　避難方法 以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。 ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。 ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。	避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難を優先する。 (2)　携行品の制限 ア　服　装：　軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具 イ　持ち物：　貴重品以外の荷物は携行しない。 手元にあるのであれば、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）、1 人 2 食分の食糧と 2～3 リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 (3)　避難方法 ア　以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。 ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。 ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。 イ　避難者数が避難所の収容能力を超過して、他市の避難所へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を得るとともに、努めて、市独自で輸送手段を確保して輸送する。 このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。	3-84

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	7　住民の安否確認 住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援団体等で行うものとする。	
7　来訪者・入所者等の避難 （略）	8　来訪者・入所者等の避難 （略）	
第７　避難所の開設 【避難誘導交通班】 避難誘導交通班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を収容する場所として、避難所を開設する。 なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるものとする。	第７　避難所の開設 【避難誘導救援班】 避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を収容する場所として、避難所を開設する。	3-85
1　避難所収容の対象者 避難所に収容する対象者は、次のとおりとする。 ア　住居が被害を受け、居住の場所を失った者 イ　現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者 ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれがある者	1　避難所収容の対象者 避難所に収容する対象者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とする。	
2　避難所の開設 避難所の開設は、本部長が避難所に派遣する責任者が行うものとする。	2　避難所の開設 避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により	3-86

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。	
避難所は、原則としてあらかじめ指定された公共施設を利用する。	避難所は、原則としてあらかじめ指定された公共施設を利用する。	
	3　避難所の点検 避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、建物内への立ち入りに当たっては安全を確認した上で避難所を開設する。必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に避難所の応急危険度判定を実施する。（第 3 章第 12 節「第 3　建物の応急対策」参照）	
3　福祉避難所 市は、災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。	4　福祉避難所 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。 また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間で締結した協定に基づき、福祉避難所を開設する。	
なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。	なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
4　臨時の避難所 災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア　既存の他の公共施設を利用する。 イ　既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。 ウ　公共用地にテント等を設置する。 エ　市内で収容不可能な場合は、近隣市町その他関係機関の応援を得る。	5　臨時の避難所 災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア　既存の他の公共施設を利用する。 イ　既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。 ウ　公共用地にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、 旅館等を避難所として借り上げる 。 オ　市内で収容不可能な場合は、近隣市町その他関係機関の応援を得る。	
5　避難所開設の公示及び報告 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。 ア　避難所開設の日時、場所、施設名 イ　収容状況及び収容人員 ウ　開設期間の見込み	6　避難所開設の公示及び報告 (1)　避難所開設の報告 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。 ア　地区名、施設名 イ　施設の被災状況 ウ　避難者の入所状況 エ　負傷者等の状況 オ　運営スタッフの配置状況 カ　緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等） キ　連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、ファクシミリ、パソコン等）	3-87

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	(2)　避難所開設の周知 市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、ツイッター等を用いて、広く周知する。	
6　避難所の開設期間 避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。 なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日間である。	7　避難所の開設期間 避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。 なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日間である。 ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする 。	
7　登録窓口の設置 市は、発災後、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。 また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、パソコン等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに対応するものとする。	8　登録窓口の設置 市は、発災後、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。 また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、パソコン等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに対応するものとする。 避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。	
8　災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等 (1)　経費内容	9　災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額 (1)　経費内容	3-88

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　賃金職員等雇上費 イ　消耗器材費 ウ　建物の使用謝金 エ　器物の使用謝金、借上費又は購入費 オ　光熱水費 カ　仮説便所等の設置費 キ　福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 (2)　限度額 ア　基本額 100 人 1 日あたり 30,000 円以内とする。 イ　加算額 冬期（10～3 月）についてはその都度定める額とする。 (3)　避難所開設の期間 避難所開設の期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。	ア　賃金職員等雇上費 イ　消耗器材費 ウ　建物の使用謝金 エ　器物の使用謝金、借上費又は購入費 オ　光熱水費 カ　仮設便所等の設置費 キ　福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 (2)　限度額 ア　基本額 100 人 1 日当たり 30,000 円以内とする。 イ　加算額 冬期（10～3 月）についてはその都度定める額とする。	
第 8　避難所の運営 【避難誘導交通班】 避難所の運営責任は市とするが、避難所生活における情報伝達、食糧、飲料水等の配給、清掃等の業務は、できる限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営するよう、市は指導するものとする。	第 8　避難所の運営 【避難誘導救援班】 避難所の運営責任は市とし、避難所の運営については、あらかじめ定めた各避難所マニュアルに基づき、避難所運営組織が中心となって行うものとする。 また、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるもの	3-88

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	とする。 1　避難所運営組織の設置 市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。 なお、 平常時において避難所運営体制について協議されていない避難所においては、避難所の運営を円滑に行うため、避難所の責任者は、自主防災組織（自治会）、市職員、施設管理者、指定管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行い、避難所運営組織を結成する。避難所運営組織の構成員については、女性の参画 の促進に努めるものとする。	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>表 3-5-2　避難所運営組織（構成員及び主な役割例）
<table>
<tr><th>構成員</th><th>主な役割</th><th>避難所開設時の役割</th></tr>
<tr><td>市職員</td><td>避難所の責任者
①本部等との情報連絡
②調査・各種手配
③その他</td><td>主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr>
<tr><td>施設管理者</td><td>避難所の施設の管理者
①建物の安全確認
②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開
③指定管理者への指示</td><td>主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。
市職員到着後、市に引き継ぐ</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td>避難所の施設の管理者
①建物の安全確認</td><td>市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr>
<tr><td>自主防災組織</td><td>避難者の支援、市・各施設への協力
①食糧・飲料水等の配給
②避難所生活ルールの作成
③地域の被災情報等の伝達
④その他</td><td>市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。</td></tr>
</table></td><td>3-89</td></tr>
<tr><td>1　管理運営体制
避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち１人は責任者）が担当する。
避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、責任者として指名された職員が学校の管理者及び地域の代表者等と連携をとりながら行う。自治組織については、業務ごとにリーダーと合わせてそれをサポートする者を選任するものとする。
また、避難所の責任者は、避難者による自治組織を組織し、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項について的確</td><td>2　管理運営体制
避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち１人は責任者）が担当するものとし、男女双方の職員を配置するよう努める 。
避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項について的確に行う。</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
に行う。 ア　避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ　避難者に対する情報伝達 ウ　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ　仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ　本部長への報告 カ　各避難所の責任者（現地災害対策本部長）は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。 なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、避難所においては対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行われるようにするものとする。 なお、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。また、被災者の精神的ストレスの解消や避難者同士のトラブルの発生、学校教育への障害等の除去に努めるものとする。 2　運営業務 ア　世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 イ　避難所内の居住スペースの割り振り ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 エ　避難所の運営状況の報告 オ　避難所の運営記録の作成	ア　避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ　避難者に対する情報伝達 ウ　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ　仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ　本部長への報告 カ　各避難所の責任者（現地災害対策本部長）は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。 なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、避難所においては対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として避難所運営組織により行われるようにするものとする。 また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。さらに、被災者の精神的ストレスや避難者同士のトラブル発生の解消、学校教育の再開等に努めるものとする。 3　運営業務 ア　世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 イ　避難所内の居住スペースの割り振り ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 エ　避難所の運営状況の報告 オ　避難所の運営記録の作成	3-90

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	カ　発電機・燃料の管理	
3　避難所運営組織の設置 避難所の責任者は、避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、市職員、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行うものとする。		
4　避難所の生活環境保護 (2)　災害時要援護者対策 ウ　必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。 (4)　男女のニーズの違いに応じた支援	4　避難所の生活環境の保持 (2)　災害時要援護者対策 ウ　必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。 (4)　男女のニーズの違いに応じた支援 イ　避難所運営への女性の参画 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	
イ　女性スタッフの配置	ウ　女性スタッフの配置 生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。	
ウ　女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置 エ　女性向け物資の備蓄	エ　女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置 オ　女性向け物資の備蓄	
(5)　避難所生活長期化への対応 避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。	(5)　避難所生活長期化への対応 避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとす	3-91

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　生活機器等の確保 衣類、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努める。 イ　入浴・洗濯支援 仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。 ウ　プライバシーの保護 避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。	る 。 ア　生活用品等の確保 衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。 イ　入浴・洗濯支援 仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。 ウ　プライバシーの保護 避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。（目安：避難所１ヶ所当たり間仕切り用パネル 200 枚） エ　健康相談の実施 体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等、震災関連死の軽減を図る。 オ　交流スペース等の確保 避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。 カ　施設等の利用頻度の確保 避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。具体的には、施設の利用ニーズを把握し、入浴施設、洗濯機、医師・看護師の巡回及びごみ処理等の頻度を確保できるよう努める等がある。 (6)　季節対策 地震発生の不測性や避難生活の長期化等を考慮して、季節の移り変わり	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td>に対応できる環境作りを行う。

表 3-5-3　季節対策
<table><tr><th>季　節</th><th>品　　目</th></tr><tr><td>冬　季</td><td>毛布、マット（布団）、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク</td></tr><tr><td>夏　季</td><td>タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤</td></tr></table>
(7)　ペットの対策
市は、各避難所マニュアルに基づき、ペット対策を行うものとする。各避難所のマニュアルを定めていない場合は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。
また、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第 6 節「第 5　動物対策」によるものとする。</td><td>3-92</td></tr>
<tr><td>5　管理運営上留意すべき事項
(1)　運営手段の留意点
ア　避難者名簿の作成
避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。
避難所の責任者は、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、本部長を通じて避難誘導交通班長へ報告するものとす</td><td>5　管理運営上留意すべき事項
(1)　運営手段の留意点
ア　避難者名簿の作成
避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。
避難所の責任者は、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
る。 ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達が不可能なものについては本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。 また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行うものとする。 エ　避難所の運営状況及び記録の作成 避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、避難所の運営記録として避難所日誌を作成するものとする。なお、市災害対策本部への報告は、各班長が避難誘導交通班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。 カ　学校の避難所対応 （ア）　教育部長の基本的対応 教育部長は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 （オ）　避難所運営の責任 避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するにあたっては、できる	管するとともに、本部長を通じて避難誘導救援班長へ報告するものとする。 ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達が不可能なものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。 また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行うものとする。 エ　避難所の運営状況及び記録の作成 避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、避難所の運営記録として避難所日誌を作成するものとする。なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。 カ　学校の避難所対応 （ア）　教育委員会の基本的対応 教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 （オ）　避難所運営の責任 避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものと	3-93

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
だけ避難所に近い者を当てるものとする。 （カ）　教育委員会の直近要員者の扱い 教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応にあたり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。	する。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。 （カ）　教育委員会の直近要員者の扱い 教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。	
	第 9　広域的避難収容 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。	3-95
	第 10　避難所外避難者への対応 【避難誘導救援班】 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。 1　避難所外避難者の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。	3-95

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	また、在宅の災害時要援護者等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。 2　健康対策 避難所外避難者は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等を避難者に呼びかけを行う。 3　市外避難者への対応 市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した注民の把握に努める。	
第 6 節　医療救護・防疫等活動計画 医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。 防疫・保健活動は、震災時の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものと	第 6 節　医療救護・防疫等活動計画 医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。 防疫・保健活動は、地震災害時の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するも	3-96

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
する。	のとする。	
第１　医療救護活動 【救護班・警防班・財務会計班・医療機関・市医師会・市歯科医師会・日本赤十字社・柏健康福祉センター】 震災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。 1　情報の収集・提供 市（救護班）は、消防本部（予防消防班）、県、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等の広域的な情報ネットワークを活用し、関係機関と緊密な連携を図るものとする。 ア　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 イ　避難所、救護所の設置状況 ウ　医薬品等医療資器材の需給状況 工　医療施設、救護所等への交通状況 オ　その他参考となる事項	第１　医療救護活動 【救護班・警防班・財務会計班・医療機関・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・松戸健康福祉センター】 地震災害時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、地震災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。 1　情報の収集・提供 市（救護班）は、消防本部（予防消防班）及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。 ア　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 イ　避難所、救護所の設置状況 ウ　医薬品等医療資器材の需給状況 工　医療施設、救護所等への交通状況 オ　その他参考となる事項	
2　医療救護活動 (2)　救護班による医療活動 ア　救護班の出動要請 市長は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日本赤十字社千葉	2　医療救護活動 (2)　救護班による医療活動 ア　救護班の出動要請 市長は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、市薬剤師会、日本	3-97

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
（略）

表　医療機関
<table><tr><th>医療機関</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>流山市医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流山市歯科医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 4-1</td><td>043-241-7531</td></tr></table>
エ　救護班の業務内容

（ア）　傷病者に対する応急措置
（イ）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（ウ）　軽症患者等に対する医療
（エ）　避難所等での医療
（オ）　助産救護

(3)　救護所の設置
市長は、救護所を設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。
ア　救護所指定順位
救護所は、概ね次の順位により開設する。
（ア）　外科施設を有する病院又は診療所
（イ）　（ア）以外の病院</td>
<td>赤十字社千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
（略）

表 3-6-1　関係機関
<table><tr><th>医療機関</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>流山市医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流山市歯科医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 5-7</td><td>043-241-7531</td></tr></table>
エ　救護班の業務内容
（ア）　傷病者に対するトリアージ作業の実施
（イ）　傷病者に対する応急措置
（ウ）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（エ）　軽症患者等に対する医療
（オ）　避難所等での医療
（カ）　助産救護

(3)　救護所の設置
市長は、救護所を設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。
ア　救護所指定順位
救護所は、概ね次の順位により開設する。
（ア）　外科施設を有する病院又は診療所
（イ）　（ア）以外の病院又は診療所</td>
<td>3-98</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>（ウ）　病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等
イ　救護所の表示・広告
市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(5)　避難所救護センターの設置
ア　市は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県と連携して避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
イ　避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。
ウ　避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。
エ　避難所救護センターの業務は柏健康福祉センター長が統括する。

(6)　医薬品等の調達
表　医薬品の調達先
<table><tr><th>名　　称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>柏健康福祉センター
（柏保健所）</td><td>柏市柏 255</td><td>04-7167-1255</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市南流山 8-8-15</td><td>04-7159-9831</td></tr></table>
3　傷病者の搬送</td>
<td>（ウ）　病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等
イ　救護所の表示・広告
市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(5)　避難所救護センターの設置への協力
県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。

(6)　医薬品等の調達
表 3-6-2　医薬品の調達先
<table><tr><th>名　　称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>松戸健康福祉センター
（松戸保健所）</td><td>松戸市小根本 7</td><td>047-361-2121</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr></table>
3　傷病者の搬送</td>
<td>3-99</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(1)　後方医療施設の確保

表　県内の主な災害拠点病院
<table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院
総合病院国保旭中央病院
千葉県循環器病センター</td></tr><tr><td>地域災害医療センター
（東葛北部）</td><td>総合病院国保松戸市立病院
東京慈恵会医科大学附属柏病院</td></tr></table></td><td>(1)　後方医療施設の確保

表 3-6-3　県内の主な災害拠点病院
<table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院
総合病院国保旭中央病院
医療法人鉄蕉会亀田総合病院
国保直営総合病院君津中央病院</td></tr><tr><td>地域災害医療センター
（東葛北部）</td><td>総合病院国保松戸市立病院
東京慈恵会医科大学附属柏病院</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　傷病者の搬送体制
市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。
なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。
ア　離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
イ　傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配</td><td>(2)　傷病者の搬送体制
市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。
なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。
ア　離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
イ　傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配</td><td></td></tr>
<tr><td>4　医療ボランティアの活用
(1)　「担当窓口」の設置
救護班（保健福祉部健康増進課）は、災害発生後直ちに「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受入れを行うものとする。</td><td>4　医療ボランティアの活用
(1)　「担当窓口」の設置
救護班（健康福祉部健康増進課）は、災害発生後直ちに「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受入れを行うものとする。</td><td>3-100</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 2　防疫活動 【防疫衛生班・救護班・柏健康福祉センター（柏保健所）・医療機関】 災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。 1　実施主体 震災時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び柏健康福祉センター（柏保健所）が実施する。 2　防疫体制の確立 市及柏健康福祉センター（柏保健所）は、震災時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。 (1)　組織体制整備 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を敷くとともに、必要な防疫担当職員の教育訓練を行うものとする。 また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるよう、防疫体制を整備するものとする。 (2)　防疫計画の策定 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、被害の状況等を考慮し、で	第 2　防疫活動 【防疫衛生班・救護班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。 1　実施主体 地震災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）が実施する。 2　防疫体制の確立 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、地震災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。 (1)　組織体制整備 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立するとともに、必要な防疫担当職員の教育訓練を行うものとする。 また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるよう、防疫体制を整備するものとする。 (2)　防疫計画の策定 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被害の状況等を考慮し、	3-102

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
きるだけ詳しい防疫計画を立てるものとする。防疫業務の実施方法は次のとおり。	できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。防疫業務の実施方法は次のとおり。	
3　応急防疫活動の実施 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、防疫措置等を行うものとする。	3　応急防疫活動の実施 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症法に基づく、防疫措置等を行うものとする。	3-103
(3)　薬剤・器具機材・人員等の確保 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。 災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。	(1)　薬剤・器具機材・人員等の確保 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。 災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。	
(4)　防疫衛生班の編成 救援部長は、被災地の感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、柏健康福祉センター（柏保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。	(2)　防疫衛生班の編成 救援部長は、被災地の感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。	
(5)　消毒の実施 防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて、柏健康福祉センター（柏保健所）との連携により消毒を実施する。	(3)　消毒の実施 防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて、感染症法第 27 条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
なお、住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は指導するものとする。	なお、住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は指導するものとする。	
(6)　感染症患者等の入院 柏健康福祉センター（柏保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法 19 条の規定により、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。	(4)　感染症患者等の入院 松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法 19 条の規定により、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。	
	(5)　防疫に関する広報の実施 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。	
4　記録の整備及び状況等の報告 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を記録するものとする。	4　記録の整備及び状況等の報告 市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。	
(1)　防疫措置情報の収集・報告 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に	また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び柏健康福祉センター（柏保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。	努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする 。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸健康福祉センター（松戸保健所）に 報告する。	
(2)　検疫調査及び健康診断 ア　検疫調査を実施する場合は、医師 1 名、看護師 1 名、助手 2 名からなる検疫調査班を編成する。 イ　検疫調査班は、災害地域を週 2 回以上巡回し、特に集団避難所を設けた場合は毎回 1 回以上巡視する。 ウ　検疫調査の結果、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施する。 エ　避難者に対しては、発病を防ぐため毎日 1 回以上巡視し、検疫調査を実施するとともに、避難所内の衛生管理については特に指導する。		
5　食品衛生監視 市（防疫衛生班）及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。	5　食品衛生監視 市（防疫衛生班）及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。	3-104
6　飲料水の安全確保対策	6　飲料水の安全確保対策	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
市は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。	松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保する。市はこれに協力し、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。	
第 3　保健活動 【防疫衛生班・救護班・柏健康福祉センター（柏保健所）・医療機関】 市及び柏健康福祉センター（柏保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。 1　健康管理 (1)　被災者の健康状態の把握 ア　市は、柏健康福祉センター（柏保健所）の協力を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態を把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。 2　精神保健、カウンセリング (2)　心のケアの実施 市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)を示している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。	第 3　保健活動 【防疫衛生班・救護班・庁内の PSW（精神保健福祉士）・ 松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。 1　健康管理 (1)　被災者の健康状態の把握 ア　市は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）の助言・指導を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態を把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。 2　精神保健、カウンセリング (2)　心のケアの実施 市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥らないように、被災者の心理状態を把握し、相談等の必要なケアを行う。また、症状を呈している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。	3-104 3-105 3-106

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	被災者の心理状態は変化していくため、被災者のニーズを把握し、時期に応じた柔軟な対応を行うものとする。	
なお、心のケアにあたっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。 ア　第一段階 医師による診療、柏健康福祉センター（柏保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動 イ　第二段階 （ア）　精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 （イ）　柏健康福祉センター（柏保健所）による長期の継続が必要なケースの把握、対応 ウ　第三段階 メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等 エ　第四段階 （ア）　仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 （イ）　PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応	なお、心のケアに当たっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。 ア　第一段階 医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動 イ　第二段階 （ア）　精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 （イ）　松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期のケア継続が必要なケースの把握、対応 ウ　第三段階 メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等 エ　第四段階 （ア）　仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 （イ）　PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応	
(3)　児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施 市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。	(3)　児童、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者等に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。 適切なケアの実施のために、要援護者名簿を整備し、必要な情報が提供	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	できるようにしておくこととする。 (5)　災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア 被災者のみならず、市職員や応援職員、ボランティア等の災害救援スタッフも被災者と同じ状況に置かれていることから、市は、災害救援スタッフの心身の変調については十分注意するとともに、必要に応じてメンタルヘルスケアを実施する。	
第 4　行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 【救護班・防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・警防班・自衛隊】 1　行方不明者の捜索 (3)　救出活動の実施 行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、市災害対策本部、予防消防班、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。 2　死体の捜索処理等 (3)　遺体の取扱い エ　遺体の安置、引渡し （ア）　検案を終えた遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、死体収容所（安置所）へ輸送する。 （イ）　安置所については、公共施設又は寺院を利用するものとするが、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。	第 4　行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 【防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・警防班・自衛隊】 1　行方不明者の捜索 (3)　救出活動の実施 行方不明者の捜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、予防消防班、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。 2　死体の捜索処理等 (3)　遺体の取扱い ウ　遺体の安置 （ア）　遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、死体収容所（安置所）へ輸送する。 （イ）　安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。	3-107 3-108 3-109

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
（ウ）　遺体の安置にあたっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を業者から調達する。 ウ　遺体の検案 （ア）　遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。 （イ）　遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。 （ウ）　遺体の検案書に基づき、死体調書を作成する。 （エ）　棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 （オ）　身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。 エ　遺体の安置、引渡し （エ）　警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 （オ）　警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票により照合の上引き渡す。 （カ）　市は、遺族等の引き取り者がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。 （キ）　埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。 (4)　遺体の処理 ア　災害救助法が適用された場合の実施基準	（ウ）　遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。 エ　遺体の検案 （ア）　遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。 （イ）　遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。 （ウ）　遺体の検案書に基づき、死体調書を作成する。 （エ）　棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 （オ）　身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。 オ　遺体の引渡し （ア）　警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 （イ）　警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票により照合の上引き渡す。 （ウ）　市は、遺族等の引き取り者がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。 （エ）　埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。 (4)　遺体の処理 ア　災害救助法が適用された場合の実施基準	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
（ア）　対象 災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。 実施にあたっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。 （イ）　支出費用 次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。 ・下表 a による処理に要する費用は、1 体あたり 3,300 円以内とする。 ・下表 b による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体あたり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートルあたり 5,000 円以内とする。 なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 ・下表 c による処理に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5)　遺体の埋葬 ア　災害救助法が適用された場合の実施基準 （イ）　支出費用 埋葬のため支出できる費用は、1 体あたり大人（12 歳以上）199,000 円以内、小人（12 歳未満）159,200 円以内とする。 イ　原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。 また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨	（ア）　対象 災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。 実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。 （イ）　支出費用 次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。 ・下表 a による処理に要する費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。 ・下表 b による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,000 円以内とする。 なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 ・下表 c による処理に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5)　遺体の埋葬 ア　災害救助法が適用された場合の実施基準 （イ）　支出費用 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。 イ　原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。 また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨	3-110

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。
表　火葬場
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>処理能力</th></tr><tr><td>ウイングホール柏斎場</td><td>柏市布施 281-1</td><td>04-7131－6649</td><td>約 108 体
24 時間</td></tr></table>
第 5　動物対策
【防疫衛生班】
1　動物の保護・救助等
市、柏健康福祉センター（柏保健所）、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。
ア　市、獣医師会、動物愛護団体等を母体として「被災動物救援対策室」を設置する。
イ　救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。
ウ　保護動物の予防接種等を適宜実施する。</td><td>は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。
表 3-6-4　火葬場
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th colspan="2">緊急時最大火葬件数</th></tr><tr><td rowspan="2">ウイングホール柏斎場</td><td rowspan="2">柏市布施 281-1</td><td rowspan="2">04-7131－6649</td><td>2～3 日間</td><td>36 件/日</td></tr><tr><td>10 日間</td><td>20 件/日</td></tr></table>
第 5　動物対策
【防疫衛生班】
1　動物の保護・救助等
松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する 。
ア　獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。
イ　救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。
ウ　保護動物の予防接種等を適宜実施する。

なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第 5 節「第 8　避難所の運営」をによるものとする。</td><td>3-111</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 7 節　救援計画	第 7 節　救援計画	3-113
第 1　応急給水	第 1　応急給水	
【水道庶務班・給水工務班・県水道局・北千葉広域水道企業団】	【水道庶務班・給水工務班・県水道局・北千葉広域水道企業団】	
生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は水道施設等のり災と同時に応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。	生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。	
応急給水活動にあたっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。	応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。	
なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照すること。	なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照すること。	
2　応急給水計画の作成	2　応急給水計画の作成	
(1)　水道機能の被害状況の早期把握	(1)　水道機能の被害状況の早期把握	
飲料水の供給にあたり市は、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。	飲料水の供給に当たり市は、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。	
(2)　供給目標水量の設定	(2)　供給目標水量の設定	
当初の段階では、1 日 1 人あたり 3 リットルの給水を基準とする。	1 日 1 人当たり 3 リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する 。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。	
(3)　給水期間	(3)　給水期間	3-114
給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。	給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。	
3　応急給水資機材の調達	3　応急給水資機材の調達	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。</td><td>市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。
表 3-7-1　応急給水資機材保有状況
<table><tr><th>応急給水器具</th><th>容　量、数　量</th></tr><tr><td>給水車</td><td>2 トン×2 台</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>200 リットル×3 個、2,000 リットル×8 台</td></tr><tr><td>角型ポリ容器</td><td>20 リットル×233 個</td></tr><tr><td>ポリ袋</td><td>10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋</td></tr><tr><td>連続自動飲料水袋詰機</td><td>各浄水場 1 台、計 4 台、
1 リットル×11 万袋製造可能</td></tr></table>出典；平成 22 年度　水道事業年報　流山市水道局, p. 54</td><td></td></tr>
<tr><td>4　応急給水活動の実施
市は、浄水場及び各小学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、給水拠点に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、給水拠点からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。
また、本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。
(2)　車両（給水車等）による給水
避難所等に収容されている被災者及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により拠点給水する。</td><td>4　応急給水活動の実施
市は、浄水場及び各小学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。
また、本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、日本水道協会や他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。
(2)　車両（給水車等）による給水
避難所等に収容されている被災者及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(5)　給水活動の配慮事項 給水活動の実施にあたっては、次のような点に配慮する。 （略） 8　生活用水の確保及び供給 トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 世帯あたり 1 日約 200 リットルを使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、市は、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人あたり給水量を増やしていくものとする。	(5)　給水活動の配慮事項 給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。 （略） 8　生活用水の確保及び供給 トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 世帯当たり 1 日約 200 リットルを使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、市は、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人当たり給水量を増やしていくものとする。	3-115 3-116
第 2　食糧の配布 【物資輸送班】 3　食糧の調達 米穀の調達については、千葉農政事務所を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。 乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。 (1)　農政事務所からの調達 ア　米穀の調達は、市長が災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事により、千葉農政事務所に通知する。 農政事務所は、米穀販売業者に対して手持ち精米を知事又は知事の指定する者への売却を要請する。	第 2　食糧の配布 【物資輸送班】 3　食糧の調達 政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。 乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。 (1)　農林水産省からの調達 ア　政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。	3-116 3-117

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁

イ　災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事(農林水産部)が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。

ウ　交通が途絶し、孤立化した場合の市の緊急措置による場合

(ア)　市が千葉農政事務所と連絡が取れる場合

交通通信が途絶し、被災地が孤立化してア、イの手続きがとれないときは、市長は千葉農政事務所消費流通課長に災害救助用米穀緊急引渡要請書〈様式 47（様式第 2 号)〉により要請するものとし、農政事務所から災害救助用米穀緊急引渡指示書の交付を受ける。

また、市長は、災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として、指示書の下部欄外に記名押印するものとする。なお、市長の代理人が、荷渡指図書並びに災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出するものとする。

イ　市が千葉県と連絡がつかない場合

交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省生産局長に災害救助用米穀の引渡要請書《様式 47》により要請する。

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
 （イ）　市が千葉農政事務所に連絡が取れない場合 市長は、(ア)に定める農政事務所等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に災害救助用米穀緊急引渡要請書〈様式 47(様式第 2 号)〉により直接要請を行うことができるものとする。 ※　市長は、(ア)、(イ)により農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは実引取人をして災害救助用米穀受領書〈様式 48(様式第 5 号)〉を倉庫の責任者に提出するものとする。		
4　食糧の供給 (1)　供給計画の作成 物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。	4　食糧の供給 (1)　供給計画の作成 物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。	3-118

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>5　食糧集積地の指定及び管理
(1)　食糧集積地の指定
市は流山市農業協同組合中央支店、流山支店、新川支店を食糧の集積地として活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。
表　食糧集積場所の連絡先
<table><tr><th colspan="2">集　積　場　所</th><th>電　話</th><th>保管責任者</th></tr><tr><td rowspan="3">JA
流山市</td><td>流山市農業協同組合中央支店</td><td>04-7150－2277</td><td rowspan="3">流山市農業協同組合
代表理事組合長</td></tr><tr><td>流山市農業協同組合流山支店</td><td>04-7159－1001</td></tr><tr><td>流山市農業協同組合新川支店</td><td>04-7152－3171</td></tr></table></td><td>5　食糧集積地の指定及び管理
(1)　食糧集積地の指定
市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積地として活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。
表 3-7-2　食糧集積場所の連絡先
<table><tr><th>集　積　場　所</th><th>電　話</th><th>保管責任者</th></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合八木支店</td><td>04-7150－2211</td><td rowspan="3">とうかつ中央農業協同組合
代表理事組合長</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合流山支店</td><td>04-7159－1001</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合新川支店</td><td>04-7152－3171</td></tr></table></td><td>3-119</td></tr>
<tr><td>第 3　生活必需品等の配布
【総務班・物資輸送班】
1　実施機関
ア　被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の供給又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
イ～ウ（略）

2　衣料・生活必需品の供給の対象者
対象者は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。</td><td>第 3　生活必需品等の配布
【災対本部事務局・物資輸送班】
1　実施機関
ア　被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
イ～ウ（略）

2　衣料・生活必需品の供給の対象者
住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする 。
ア　被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
イ　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>3-119</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　衣料・生活必需品の供給	3　衣料・生活必需品の供給	3-120
(1)　基本的な供給物資	(1)　基本的な供給物資	
ア　発災時期、被害や被災者の状況の考慮	ア　発災時期、被害や被災者の状況の考慮	
衣料・生活必需品の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。	衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。	
また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うものとする。	また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うとともに季節等の実情も考慮する。	
イ　要求変化への対応	イ　要求変化への対応	
このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。	このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。	
供給を行う物資は、次のとおり。	供給を行う物資は、次のとおり。	
ア　寝具(毛布等)	ア　寝具(毛布等)	3-121
イ　日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)	イ　日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)	
ウ　衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)	ウ　衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)	
エ　炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)	エ　炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)	
オ　食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)	オ　食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)	
カ　光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)	カ　光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)	
	キ　燃料	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>キ　その他(ビニールシート等)

(2)　供給の方法
調達、供給は物資輸送班が担当し、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。

(3)　生活必需品等物資の調達先
表　物資の調達先
<table><tr><th>物　資　の　調　達　先</th><th>調　　達　　品　　目</th></tr><tr><td>流山市 LP ガス協会</td><td>プロパンガス、灯油</td></tr><tr><td>流山市呉服寝具小売商組合</td><td>寝具一式</td></tr><tr><td>(株) イトーヨーカ堂</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>(株) マルエツ</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山市米穀商組合</td><td>米の供給</td></tr><tr><td>生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山石油商組合</td><td>物資、燃料</td></tr><tr><td>(株)セブン－イレブン・ジャパン</td><td>食料等</td></tr></table>
5　物資の保管場所
購入した物資及び救援物資の一時保管場所は、文化会館、公民館及び小・中学校とする。</td><td>ク　その他(ビニールシート等)

(2)　供給の方法
調達、供給は物資輸送班が担当し、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。
なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。

(3)　生活必需品等物資の調達先
表 3-7-3　物資の調達先
<table><tr><th>物　資　の　調　達　先</th><th>調　　達　　品　　目</th></tr><tr><td>流山市 LP ガス協会</td><td>プロパンガス、灯油</td></tr><tr><td>流山市呉服寝具小売商組合</td><td>寝具一式</td></tr><tr><td>(株) イトーヨーカ堂</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>(株) マルエツ</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山市米穀商組合</td><td>米の供給</td></tr><tr><td>生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山石油商組合</td><td>物資、燃料</td></tr><tr><td>(株)セブン－イレブン・ジャパン</td><td>食料等</td></tr><tr><td>利根コカ・コーラボトリング（株）</td><td>飲料水</td></tr></table>
5　物資の保管場所
購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館及び小・中学校への振り分けを行うものとする。</td><td>3-122</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 4　緊急輸送 【総務班・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】 (2)　輸送車両等の確保 市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。	第 4　緊急輸送 【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】 (2)　輸送車両等の確保 市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。	3-122
ウ　船舶 陸上の交通が途絶する等の場合には、水上輸送により行うものとする。	ウ　船舶 陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場（三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場）を利用し、水上輸送により行うものとする 。	3-123

現行（平成 19 年度修正）

表　県の連絡先

昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
昼間 8:30～17:15	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7364	043-222-5208
夜間 17:15～8:30	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219

表　ヘリコプター離発着場

名称	所在地	電話	広さ m×m
流山市上耕地運動広場	流山市南字上耕地 267	04-7152－9108	150×125
流山市総合運動公園陸上競技場	流山市野々下１丁目 29－4	04-7159－1212	150× 75

2　緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。

なお、救援物資の緊急輸送にあたっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。

(2)　災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第１段階（震災害発生後の初動期）

・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-7-4　県の連絡先

勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
勤務時間内	防災危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208
勤務時間外	防災危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219

表 3-7-5　ヘリコプター離発着場

名称	所在地	電話	広さ m×m
流山市上耕地運動広場	流山市南字上耕地 267	04-7152－9108	150×125
流山市総合運動公園陸上競技場	流山市野々下１丁目 29－4	04-7159－1212	150× 75

2　緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。

なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。

(2)　災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第１段階（地震災害発生後の初動期）

・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

頁

3-124

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 ・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 ・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	
第 5　労働力の確保 【総務班】 市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。 1　雇用の内容 市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、労務者を雇用するものとする。 ア　被災者の避難救出作業 イ　救助物資の輸送及び支給 ウ　医療助産の移送及び医薬品の輸送 エ　飲料水等の輸送 オ　復旧作業及び機器の輸送・操作 カ　遺体（行方不明者を含む。）の捜索 キ　その他の応急対策作業 2　職業安定所への求人	第 5　労働力の確保 【総務班】 市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。 1　雇用の内容 市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、従事者を雇用するものとする。 ア　被災者の避難救出作業 イ　救助物資の輸送及び支給 ウ　医療助産のための移送及び医薬品の輸送 エ　飲料水等の輸送 オ　復旧作業及び機器の輸送・操作 カ　遺体（行方不明者を含む。）の捜索 キ　その他の応急対策作業 2　職業安定所への求人	3-125

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
市は、労務者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。 ア　職種別所要労働者数 イ　作業場所及び作業内容 ウ　労働条件 エ　宿泊施設の状況 オ　その他必要な事項	市は、従事者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。 ア　職種別所要労働者数 イ　作業場所及び作業内容 ウ　労働条件 エ　宿泊施設の状況 オ　その他必要な事項	
第 6　災害救助法に基づく従事者の雇用 【総務班】 5　雇用状況報告等 雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第 1 項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。 ア　従事雇用状況報告（日報形式） イ　賃金台帳	第 6　災害救助法に基づく従事者の雇用 【総務班】 5　雇用状況報告等 雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第 1 項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。 ア　従事者雇用状況報告（日報形式） イ　賃金台帳	3-125 3-126
第 8 節　広域応援・自衛隊派遣要請計画 市は、地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。 第 1 款　広域応援要請計画 第 1　市町村相互の応援 【総務班・消防総務班】	第 8 節　広域応援・自衛隊派遣要請計画 市は、地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。 第 1 款　広域応援要請計画 第 1　市町村相互の応援 【災対本部事務局・予防消防班】	3-127

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>1　他市町村への応援要請

<table><tr><th>協定の名称</th><th>締結先市町村名</th></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 33）</td><td>千葉県及び千葉県下 79 市町村</td></tr><tr><td>流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 37）</td><td>相馬市</td></tr><tr><td>流山市・野田市消防相互応援協定（資料 49）</td><td>野田市</td></tr><tr><td>柏市・流山市消防相互応援協定（資料 50）</td><td>柏市</td></tr><tr><td>千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 51）</td><td>埼玉県三郷市</td></tr><tr><td>松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 52）</td><td>松戸市</td></tr><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 62）</td><td>長野県信濃町</td></tr><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 63）</td><td>石川県能登町</td></tr><tr><td>流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 68）</td><td>岩手県北上市</td></tr></table></td>
<td>1　他市町村への応援要請
表 3-8-1　他市町村との応援協定締結状況
<table><tr><th>協定の名称</th><th>締結先市町村名</th></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 33）</td><td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td></tr><tr><td>流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 37）</td><td>福島県相馬市</td></tr><tr><td>流山市・野田市消防相互応援協定（資料 49）</td><td>野田市</td></tr><tr><td>柏市・流山市消防相互応援協定（資料 50）</td><td>柏市</td></tr><tr><td>千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 51）</td><td>埼玉県三郷市</td></tr><tr><td>松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 52）</td><td>松戸市</td></tr><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 62）</td><td>長野県信濃町</td></tr><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 63）</td><td>石川県能登町</td></tr><tr><td>流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 68）</td><td>岩手県北上市</td></tr><tr><td>災害時の相互応援に関する協定書（資料●）</td><td>大阪府池田市</td></tr></table></td>
<td></td></tr>
<tr><td>2　他市町村への応援・派遣
市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために応援要請された場合には、災害対策基本法に基づき他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。
(4)　被害情報の収集
支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速</td>
<td>2　他市町村への応援・派遣
市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、災害対策基本法に基づき他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。
(4)　被害情報の収集
市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う</td>
<td>3-128</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
やかに行うものとする。 (5)　応援の実施 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。 なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとする。 (6)　被災者受入施設の提供等 支援対策本部は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	ものとする。 (5)　応援の実施 市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。 なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は 1 週間～週間程度とする。 (6)　被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	
第 2　県及び国に対する応援要請 【総務班】 （略）	第 2　県及び国に対する応援要請 【災対本部事務局】 （略）	3-129
第 3　消防機関相互の応援 【消防本部】 3　近隣市町との消防相互応援協定 消防組織法第 21 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。	第 3　消防機関相互の応援 【消防本部】 3　近隣市町との消防相互応援協定 消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。	3-130 3-131

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>協　定　の　名　称</th><th>締　結　先　市　町　村　名</th></tr>
<tr><td>消防相互応援協定（資料 49～52）</td><td>松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市</td></tr>
<tr><td>千葉県広域消防相互応援協定（資料 48）</td><td>千葉県下 73 市町村及び一部事務組合</td></tr>
<tr><td>茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料 53)</td><td>埼玉県三郷市他 35 市町村及び一部事務組合</td></tr>
</table>
</td><td>表 3-8-3　消防相互応援協定締結状況
<table>
<tr><th>協　定　の　名　称</th><th>締　結　先　市　町　村　名</th></tr>
<tr><td>消防相互応援協定（資料 49～52）</td><td>松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市</td></tr>
<tr><td>千葉県広域消防相互応援協定（資料 48）</td><td>千葉県下 67 市町村及び一部事務組合</td></tr>
<tr><td>茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料 53)</td><td>埼玉県三郷市他 25 市町村及び一部事務組合</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>第 5　資料の提供及び交換
【総務班】
（略）</td><td>第 5　資料の提供及び交換
【災対本部事務局】
（略）</td><td>3-132</td></tr>
<tr><td>第 6　応援受入体制の確保と経費の負担
1　地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費
(1)　受入体制の確立
ア　連絡窓口の明確化
県及び他市町村等との連絡窓口は、総務班とする。
イ　受入施設の整備
市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。
また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。
(2)　経費の負担
原則として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。</td><td>第 6　応援受入体制の確保と経費の負担
1　地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費
(1)　受入体制の確立
ア　連絡窓口の明確化
県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。
イ　受入施設の整備
市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。
また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。
(2)　経費の負担
経費の負担は災害対策基本法施行令第 18 条に従う。原則 として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。</td><td>3-132</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ　応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等	ア　職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ　応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等	
第 7　民間団体等との協定等の締結 【総務班】 市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続きにより、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。 1　協力要請の手続き・方法 （略）	第 7　民間団体等との協定等の締結 【災対本部事務局】 市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。 1　協力要請の手続・方法 （略）	3-133
	第 8　他自治体からの避難者の受入れ 【避難誘導救援班】 市は、他自治体において災害が発生し、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。	3-134
第 2 款　自衛隊派遣要請計画 第 1　災害派遣要請 【総務班】 自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概	第 2 款　自衛隊派遣要請計画 第 1　災害派遣要請 【災対本部事務局】 自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概	3-135

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>要を災害発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の災害派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。
</td><td>要を災害発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の災害派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

図 3-8-1　自衛隊災害派遣要請系統図</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　災害派遣要請の範囲
【総務班】
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命・身体・財産の救護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるときで、他に実施する組織等がない場合とする。
自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。</td><td>第２　災害派遣要請の範囲
【災対本部事務局】
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるときで、他に実施する組織等がない場合とする。
自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。</td><td>3-135</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
		3-136

表　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のう作製、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等（ただし、放置すれば生命・身体・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

表 3-8-4　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動を実施、被害状況を把握。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　災害派遣要請の手続き 【総務班】 1　災害派遣要請の手続き 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、文書により県知事に対してその旨を申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、その内容を検討し必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。 なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。 ア　提出（連絡）先　　県消防地震防災課 イ　提出部数　　1 部 ウ　記載事項 ・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項 また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものと	第 3　災害派遣要請の手続 【災対本部事務局】 1　災害派遣要請の手続 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、文書により県知事に対してその旨を申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、その内容を検討し必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。 なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。 ア　提出（連絡）先　　県防災危機管理課 イ　提出部数　　1 部 ウ　記載事項 ・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項 また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にあ	3-137

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>し、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

2　災害派遣の要請先
県知事は、原則として千葉隊区長である第 1 空挺団長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行うものとする。ただし、突発災害等において、人命の救助等のため緊急に災害派遣を必要とする場合は、最寄の駐屯地の部隊長に要請し、その旨を第 1 空挺団長に通報する。

表　自衛隊の連絡先
<table><tr><th>部隊名</th><th>連絡責任者</th><th>左記以外</th><th>NTT 電話番号
（　）は当直司令</th><th>県防災行政無線電話</th></tr><tr><td>陸上自衛隊
第 1 空挺団
（習志野）</td><td>第 3 科
防衛班長</td><td>駐屯地
当直司令</td><td>047-466-2141
内線 218、236（302）</td><td>632-721
632-725（当直）</td></tr><tr><td>陸上自衛隊
需品学校
（松　戸）</td><td>企画室
副室長</td><td>駐屯地
当直司令</td><td>047-387-2171
内線 202、203（302）</td><td>636-721
636-722(FAX)
631-723（当直）</td></tr></table></td><td>る部隊等の長部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

2　災害派遣の要請先
県知事は、原則として千葉災害隊区長である第 1 空挺団長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行うものとする。ただし、突発災害等において、人命の救助等のため緊急に災害派遣を必要とする場合は、最寄の駐屯地の部隊長に要請し、その旨を第 1 空挺団長に通報する。

表 3-8-5　自衛隊の連絡先
<table><tr><th>部隊名</th><th>連絡責任者</th><th>左記以外</th><th>NTT 電話番号
（　）は当直司令</th><th>県防災行政無線電話</th></tr><tr><td>陸上自衛隊
第 1 空挺団
（習志野）</td><td>第 3 科
防衛班長</td><td>駐屯地
当直司令</td><td>047-466-2141
内線 218、235、236（302）</td><td>632-721
632-725（当直）</td></tr><tr><td>陸上自衛隊
需品学校
（松　戸）</td><td>企画室
副室長</td><td>駐屯地
当直司令</td><td>047-387-2171
内線 202、203（302）</td><td>636-721
636-722(FAX)
636-723（当直）</td></tr></table></td><td>3-138</td></tr>
<tr><td>第 4　自主出動
【総務班】
（略）</td><td>第 4　自主出動
【災対本部事務局】
（略）</td><td>3-138</td></tr>
<tr><td>第 5　自衛隊との連絡
【総務班】</td><td>第 5　自衛隊との連絡
【災対本部事務局】</td><td>3-138</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、総務班が行うものとする。	派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、災対本部事務局が行うものとする。	
第 6　災害派遣部隊の受入体制 【総務班】 1　受入体制 (2)　災害派遣部隊到着後 ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。 イ　派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県消防地震防災課に報告する。 2　作業計画及び資機材等の準備 市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。 ア　作業箇所及び作業内容 イ　作業箇所別必要人数及び必要機材 ウ　作業の優先順位 エ　作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所 オ　派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所	第 6　災害派遣部隊の受入体制 【災対本部事務局】 1　受入体制 (2)　災害派遣部隊到着後 ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。 イ　派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県防災危機管理課に報告する。 2　作業計画及び資機材等の準備 市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。 ア　作業箇所及び作業内容 イ　作業箇所別必要人数及び必要機材 ウ　作業箇所別優先順位 エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ　派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所	3-139 3-139

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　派遣部隊の使用施設 市長は、自衛隊派遣が決定されたときは次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。 ア　本部事務室 イ　宿舎 ウ　材料置場、炊事場 エ　駐車場 オ　ヘリコプターの発着場	3　派遣部隊の使用施設 市長は、自衛隊派遣が決定されたときは次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。 ア　本部事務室 イ　宿営地 ウ　材料置場、炊事場 エ　駐車場（車１台の基準は 3m×8m） オ　ヘリコプターの発着場	
第７　災害派遣部隊の撤収要請 【総務班】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。	第７　災害派遣部隊の撤収要請 【災対本部事務局】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。	3-140
第８　経費負担区分 【総務班】 （略）	第８　経費負担区分 【財務会計班】 （略）	3-140
第９節　生活関連施設等の応急復旧計画 第１　ライフライン施設等の応急対策 【秘書広報班・給水工務班・河川班・防疫衛生班・ライフライン関係機関（東京電力(株)東葛支社・東日本電信電話㈱東葛営業支店・京和ガス	第９節　生活関連施設等の応急復旧計画 第１　ライフライン施設等の応急対策 【秘書広報班・給水工務班・河川班・防疫衛生班・ライフライン関係機関（東京電力(株)東葛支社・東日本電信電話㈱東葛営業支店・京和ガス	3-141

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>(株)・京葉ガス(株)東葛支社)】

1　情報収集・伝達手段の整備
地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。
被災者に知らせるライフライン情報の収集・伝達手段の一つとして、「災害時ライフライン情報掲示板」を設置する。これは、ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の秘書広報班に提供し、市災害対策本部に設置された「災害時ライフライン情報掲示板」を通じて、防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものである。

＊　被災後のライフライン情報（被害情報・復旧情報等）は、各事業者から秘書広報班へ集約され、マスコミや被災者へ伝達される。
＊　電気・ガス・通信事業者からは、独自に各マスコミへの情報提供がなされる。
①［水道部・建設部→秘書広報班］　：防災行政無線／庁内電話
②［ライフライン各社→秘書広報班］：専用電話／一般加入電話／ＦＡＸ
③［水道部・建設部・ライフライン各社→被災者］：広報車／電話応対
④［秘書広報班→マスコミ各社］　：情報掲示板／パソコン通信／電話／FAX
⑤［秘書広報班→被災者］　：同報無線（未整備）／パソコン／インターネット／ケーブルテレビ
⑥［マスコミ→被災者］　：テレビ／ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ／ ラジオ／新聞</td>
<td>(株)・京葉ガス(株)東葛支社)】

1　情報収集・伝達手段の整備
地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。
ライフライン情報の収集・伝達系統は、次の図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局 に提供し、市災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

図 3-9-1　災害時ライフライン情報の収集・伝達系統</td>
<td>3-142</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
2　電力施設の応急復旧	2　電力施設の応急復旧	3-143
(1)　震災時における危険予防措	(1)　地震災害時における危険予防措置	
（略）	（略）	
3　電話施設の応急復旧	3　電話通信施設の応急復旧	
	(1)　東日本電信電話(株)	
(1)　応急措置	ア　応急措置	
震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。	地震災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。	
ア　通信の利用制限	(ア)　通信の利用制限	3-144
イ　非常通話、緊急通話の優先、確保	(イ)　非常通話、緊急通話の優先、確保	
ウ　無線設備の使用	(ウ)　無線設備の使用	
エ　特設公衆電話の設置	(エ)　特設公衆電話の設置	
オ　非常用可搬型電話局装置の設置	(オ)　非常用可搬型電話局装置の設置	
カ　臨時電報、電話受付所の開設	(カ)　臨時電報、電話受付所の開設	
キ　回線の応急復旧	(キ)　回線の応急復旧	
ク　伝言・取次サービスの実施	(ク)　伝言・取次サービスの実施	
(2)　災害時の広報	イ　災害時の広報	
震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。	地震災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。	
ア　通信途絶、利用制限の理由と内容	(ア)　通信途絶、利用制限の理由と内容	
イ　災害復旧装置と復旧見込時期	(イ)　災害復旧装置と復旧見込時期	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　通信利用者に協力を要請する事項 エ　災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始	(ウ)　通信利用者に協力を要請する事項 (エ)　災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 (2)　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ ア　応急措置 震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。 (ア)　通信の利用制限 (イ)　非常通話、緊急通話の優先、確保 (ウ)　可搬型無線基地局装置の設置 (エ)　携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用 (オ)　回線の応急復旧 イ　災害時の広報 震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。 (ア)　通信途絶、利用制限の理由と内容 (イ)　災害復旧措置と復旧見込時期 (ウ)　通信利用者に協力を要請する事項 (3)　KDDI(株) KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 災害発生時には、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備す	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	る。 通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともにとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。	
4　ガス施設の応急復旧 (1)　応急対策 ア　震災時の初動措置 （ア）　官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。 （イ）　事業所設備等の点検を行う。 （ウ）　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。 （エ）　ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。 （オ）　その他、状況に応じた措置を行う。 イ　応急措置 （ア）　非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有能的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。 （イ）　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 （ウ）　供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 （エ）　その他、現場の状況により適切な措置を講じる。	4　ガス施設の応急復旧 (1)　応急対策 ア　地震災害時の初動措置 （ア）　官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。 （イ）　事業所設備等の点検を行う。 （ウ）　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。 （エ）　ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。 （オ）　その他、状況に応じた措置を行う。 イ　応急措置 （ア）　非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。 （イ）　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 （ウ）　供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 （エ）　その他、現場の状況により適切な措置を講じる。	3-145

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
5　水道施設の応急復旧 (2)　応急復旧の実施 ア　作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。 市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。	5　水道施設の応急復旧 (2)　応急復旧の実施 ア　作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。 市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。	3-146
6　下水道施設の応急復旧 (1)　下水道停止時の代替措置 ア　緊急汲み取りの実施 市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施するものとする。	6　下水道施設の応急復旧 (1)　公共下水道停止時の代替措置 ア　公共下水道使用制限の周知 市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。	3-147
第 2　道路・橋梁 【土木建設班】 （略）	第 2　道路・橋梁 【道路班】 （略）	3-148
第 3　交通施設 【各鉄道機関・各バス会社】 2　バス輸送機関の応急対策	第 3　交通施設 【各鉄道機関・各バス会社】 2　バス輸送機関の応急対策	3-149 3-151

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(2)　応急活動 震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。	(2)　応急活動 地震災害が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。	
第 4　その他公共施設 【土木建築班・河川班・物資輸送班】 (3)　農業用施設の応急復旧 地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 ア　点検 土地改良区は、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。 イ　用水の確保 土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。	第 4　その他公共施設 【都市計画班・河川班・物資輸送班】 (3)　農業用施設の応急復旧 地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 ア　点検 土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。 イ　用水の確保 土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。	3-152
第 10 節　応急教育計画 第 1　児童・生徒の安全確保 【教育庶務班・学校教育班・各学校】 2　児童・生徒の避難等	第 10 節　応急教育計画 第 1　児童・生徒の安全確保 【教育庶務班・学校教育班・各学校】 2　児童・生徒の避難等	3-153

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(1)　在校時の措置 ア　情報の伝達 児童・生徒への災害情報の伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮して行う。 イ　避難の指示 学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。 ウ　避難の誘導 学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。 エ　休校措置 学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。 オ　下校時の危険防止 学校（園）長は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。 カ　校内保護 学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努め	(1)　在校時の措置 ア　情報の伝達 児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。 イ　避難の指示 学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。 ウ　避難の誘導 学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、状況によって適切な避難誘導を行うものとする。 エ　休校措置 学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。 オ　下校時の危険防止 学校（園）長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。ただし、地震後には余震が発生する可能性が高い。下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。 カ　校内保護 学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努め	3-154

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
るものとする。 なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。	るものとする。 なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。 キ　引き渡し 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。 ク　帰宅できない児童・生徒等への対応 小学校、保育所や放課後児童クラブ（以下、「学校等」という。）において、児童・生徒等の保護者が交通機関等の停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。 連絡方法についてはあらかじめ定めておくものとし、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。	
キ　保健衛生 学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。	ケ　保健衛生 学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。	
ク　心のケア対策に関する内容 児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。	コ　心のケア対策に関する内容 児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。 (3)　校外学習等旅行先での避難等 ア　引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。	3-155

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	イ　交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。 ウ　可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。 エ　旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。	
第 2　応急教育の実施 【学校教育班】 3　避難所との共存 (3)　教職員 学校（園）長は、避難所における教職員の役割を明確にしておく。	第 2　応急教育の実施 【学校教育班】 3　避難所との共存 (3)　教職員 学校（園）長は、避難所における教職員の役割を明確にしておく（救援庶務・避難誘導救援・救護・物資輸送・防疫衛生　等）。	3-156 3-157
第 3　教材・学用品の調達及び配給方法 【学校教育班】 2　対象者 ア　災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。 イ　小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教	第 3　教材・学用品の調達及び配給方法 【学校教育班】 2　対象者 ア　災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。 イ　小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生	3-157 3-158

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）。 ウ　学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。 3　支給品目 (1)　教科書及び教材 教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書とし、教材は県教育委員会に届出又は承認を受けている教材であること。 (2)　文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 (3)　通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等	徒。 ウ　学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。 3　支給品目 (1)　教科書及び教材 教科書は、小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で県教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。 (2)　文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 (3)　通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等	
第 4　給食措置 【教育庶務班】 2　応急復旧措置 ア　給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。 イ　学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。 ウ　児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講じる。	第 4　給食措置 【教育庶務班】 2　応急復旧措置 ア　給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。 イ　学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。 ウ　児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講じる。 エ　給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請す	3-158 3-159

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	る 。	
第 11 節　障害物の除去・清掃計画 震災による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 なお、近隣市町及び民間の関係事業者に対して応援を要請できるよう、あらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。 第 1　障害物の除去 【防疫衛生班・建設部各班】 地震による倒壊物・落下物等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため市は、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。 1　障害物除去の実施者 (1)　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 エ　市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。	第 11 節　障害物の除去・清掃計画 地震災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、今後定める「市災害廃棄物処理計画」 に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 なお、近隣市町及び協定締結市町村、民間の関係事業者に対して応援を要請できるよう、あらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。 第 1　障害物の除去 【防疫衛生班・建設部各班】 地震による倒壊物・落下物等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため市は、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・災害廃棄物処理 等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。 1　障害物除去の実施者 (1)　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 エ　市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。 オ　災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減すること	3-160

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	ができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。	
オ　災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。	カ　災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。	
2　作業体制の確保 障害物の除去は、建設部が担当して行うが、迅速に障害物の除去、解体及びがれき処理を行うにあたり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。 また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。 なお、市長は障害物の除去について、自衛隊の協力が必要と判断した場合は県知事を通じて派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。	2　作業体制の確保 障害物の除去は、建設部が担当して行うが、迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。 また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。 なお、市長は障害物の除去について、自衛隊の協力が必要と判断した場合は県知事を通じて派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。	3-161
3　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。	3　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。	
4　建築・道路・河川障害物の除去 市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基	4　建築・道路・河川障害物の除去 市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
づき、建築物、所管の道路及び河川施設について、建設部各班が協力し、障害物の除去、解体を実施するものとする。 除去作業にあたっては、県、近隣市町、民間業者等による応援協力体制を活用するものとする。 (2)　道路障害物 イ　県道 県東葛飾地域整備センターに連絡し、速やかに除去作業を要請する。 5　障害物の集積場所 除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。	づき、建築物、所管の道路及び河川施設について、建設部各班が協力し、障害物の除去、解体を実施するものとする。 除去作業に当たっては、県、近隣市町、民間業者等による応援協力体制を活用するものとする。 (2)　道路障害物 イ　県道 県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。 5　障害物の集積場所 除去した障害物の集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とする。集積場所が足らなくなった場合は、必要に応じ、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。	3-162
第 2　廃棄物処理 【防疫衛生班】 1　廃棄物処理の実施者 ア　震災時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。 イ　市は、震災による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に援助協力を要請する。 　また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関す	第 2　廃棄物処理 【防疫衛生班】 1　廃棄物処理の実施者 ア　地震災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。 イ　市は、地震災害による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、援助協力を要請する。 　また、建築物の解体に伴う災害廃棄物等の大量発生が予想されることから、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に	3-163

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
る協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。 ウ　市は、県から震災廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。 エ　「震災廃棄物対策指針」を踏まえた震災廃棄物処理計画（案）等をあらかじめ検討しておき、災害の状況に応じて内容を調整する。 4　ごみ処理の実施 (3)　処理方法 ア　がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする。 イ　粗大ごみ 震災廃棄物として発生する粗大ごみは、家具、家電製品等である。家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。 可燃性の大型のごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。 エ　適正処理が困難な廃棄物	関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。 ウ　市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。 エ　「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。 4　ごみ処理の実施 (3)　処理方法 ア　災害廃棄物 災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする 。 イ　粗大ごみ 災害廃棄物として発生する粗大ごみは、家具、家電製品等である。家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。 可燃性の大型のごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。 エ　適正処理が困難な廃棄物 （ウ）　解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCB を含む家電製品等やエアコンや冷蔵庫に含まれるフロン、感染性廃棄物など、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、回収・処理を行う。	3-164

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>第 3　し尿処理
【防疫衛生班】
3　し尿処理の実施
(3)　仮設トイレの確保と設置
イ　仮設トイレの設置基準
仮設トイレは、概ね、1 台／100 人を目安として設置する。

(5)　処理
被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。なお、一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町長に処理を要請するものとする。
表　し尿処理施設
<table><tr><th>名　称</th><th>所　在　地</th><th>処理能力</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>流山市清美園</td><td>流山市こうのす台 1594-22</td><td>120
キロリットル/日</td><td>酸化方式</td></tr></table></td><td>第 3　し尿処理
【防疫衛生班】
3　し尿処理の実施
(3)　仮設トイレの確保と設置
イ　仮設トイレの設置基準
仮設トイレは、概ね、1 台／80 人 を目安として設置する。

(5)　処理
被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。なお、一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町長や協定締結市町村等に処理を要請するものとする。
表 3-11-1　し尿処理施設
<table><tr><th>名　称</th><th>所　在　地</th><th>処理能力</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>流山市汚泥再生処理センター</td><td>流山市こうのす台 1594</td><td>56ＫＬ/日</td><td>浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式</td></tr></table></td><td>3-165

3-166</td></tr>
<tr><td>第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画
市は、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第 1　応急仮設住宅の建設
【土木建築班】</td><td>第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画
市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第 1　応急仮設住宅の建設
【災対本部事務局・都市計画班】</td><td>3-167</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　建設方法 (1)　建設戸数 災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。 ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、本部長（市長）が災害の状況に応じてその都度定める。	3　建設方法 (1)　建設戸数 災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。 ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。	
(3)　設置場所 仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、その場所は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。	(3)　設置場所 仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、その場所は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。	3-168

現行（平成 19 年度修正）

表　応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	5,841 ㎡	55 戸	有	否	県道沿い
2	ピクニック広場	流山市野々下丁目 100-1	市有地	21,847 ㎡	77 戸	有	否	避難場所
3	加１号公園	流山市加１丁目 10	市有地	6,807 ㎡	61 戸	有	可	流山駅より徒歩５分 車椅子対応設置予定（4 戸）
4	文化会館臨時駐車場	加１丁目 15-2	市有地	3,478 ㎡	31 戸	有	可	流山駅より徒歩５分
5	南流山中央公園	流山市南流山３丁目 14	市有地	2,500 ㎡	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分

(4)　規模

1 戸あたりの規模は、県住宅課の計画に準じた 1 戸あたり 29.7 ㎡とする。

(5)　建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸あたり 2,326,000 円以内とする。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-12-1　応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800㎡	48 戸	有	否	県道沿い
2	ピクニック広場及びミニアスレチック広場	流山市野々下丁目 100-1	市有地	10,000㎡	30 戸	有	否	避難場所
3	加１号公園	流山市加１丁目 10	市有地	6,807㎡	61 戸	有	可	流山駅より徒歩５分 車椅子対応設置予定（4 戸）
4	文化会館臨時駐車場	加１丁目 15-2	市有地	3,478㎡	31 戸	有	可	流山駅より徒歩５分
5	南流山中央公園	流山市南流山３丁目 14	市有地	2,500㎡	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分

(4)　規模

1 戸当たりの規模は、県住宅課の計画に準じた 1 戸当たり 29.7m2（9 坪）とする。

(5)　建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸当たり 2,404,000 円以内　とする。

頁

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
4　応急仮設住宅の入居者及び管理運営 応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営にあたっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。 (2)　管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市はこれに協力するものとする。ただし、状況に応じて市は、県から管理の委任を受けることができるものとする。災害救助法が適用にならない場合は、市が管理するものとする。 応急仮設住宅地区の運営にあたっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行うものとする。	4　応急仮設住宅の入居者及び管理運営 応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。 (2)　管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行うものとする。 運営の際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。	3-169 3-170
第２　公的住宅等の提供 【土木建築班】 市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空	第２　公的住宅等の提供 【都市計画班】 市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空	3-170

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
き家を提供し、保護していくものとする。	き家を提供し、保護していくものとする。 また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。	
第 3　建物の応急対策 【土木建築班・秘書広報班】 市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。 また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。 3　住宅の応急修理計画 (4)　費用 修理に要する費用は、1 世帯あたり 500,000 円以内とする。	第 3　建物の応急対策 【都市計画班】 市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。 なお、被災建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、り災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。 また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。 3　住宅の応急修理計画 (4)　費用 修理に要する費用は、1 世帯当たり 520,000 円以内とする。	3-170 3-173
第 4　建設資材の確保 【建設庶務班・土木建築班】 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。	第 4　建設資材の確保 【建設庶務班・都市計画班】 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。	3-173

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　社団法人プレハブ建築協会 イ　社団法人千葉県建設業協会	ア　社団法人プレハブ建築協会 イ　社団法人千葉県建設業協会	
第 13 節　ボランティア協力計画 第 1　公的団体活用計画 【総務班・市社会福祉協議会・千葉県赤十字奉仕団・自治会・その他活動団体】 災害対策実施のため、公的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。 1　奉仕団 市町村において災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。 ア　千葉県赤十字奉仕団 イ　青年団 ウ　婦人会 エ　自治会 オ　その他団体 2　奉仕作業	第 13 節　ボランティア協力計画 第 1　公的団体活用計画 【救援庶務班・市社会福祉協議会・千葉県赤十字奉仕団・自治会・その他活動団体】 災害対策実施のため、公的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。 1　奉仕団 市町村において災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。 ア　日本赤十字社千葉県支部奉仕団 イ　青年団 ウ　婦人会 エ　自治会 オ　その他団体 2　奉仕作業	3-174

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
表　千葉県赤十字奉仕団の活用
<table>
<tr><th>奉 仕 団 名</th><th>災害時における活動（役割）</th></tr>
<tr><td>千葉県赤十字地域奉仕団</td><td>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</td></tr>
<tr><td>千葉県青年赤十字奉仕団</td><td>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字安全奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字看護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字語学奉仕団</td><td>通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等</td></tr>
<tr><td>成田赤十字病院ボランティア会</td><td>外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字特殊救護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字安全水泳奉仕団</td><td>洪水による溺水者の救助及び応急手当等</td></tr>
<tr><td>千葉県青少年赤十字賛助奉仕団</td><td>避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等</td></tr>
</table>
</td><td>
表 3-13-1　千葉県赤十字奉仕団の活用
<table>
<tr><th>奉 仕 団 名</th><th>災害時における活動（役割）</th></tr>
<tr><td>千葉県赤十字地域奉仕団</td><td>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字青年奉仕団</td><td>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字安全奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字看護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字語学奉仕団</td><td>通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等</td></tr>
<tr><td>成田赤十字病院ボランティア会</td><td>外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字特殊救護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等</td></tr>
<tr><td>千葉県赤十字安全水泳奉仕団</td><td>洪水による溺水者の救助及び応急手当等</td></tr>
<tr><td>千葉県青少年赤十字賛助奉仕団</td><td>避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等</td></tr>
</table>
</td><td>3-175</td></tr>
<tr><td>第２　ボランティアの活動分野
【総務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】
2　ボランティアの活動分野</td><td>第２　ボランティアの活動分野
【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】
2　ボランティアの活動分野</td><td>3-175

3-176</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
表　ボランティアの活動分野
<table>
<tr><th>一　般　ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア</th><th>専　門（技　術）ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア</th></tr>
<tr><td>ア　避難所の運営
イ　炊き出し、食糧等の配布
ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送
エ　高齢者や障害者等災害時要援護者の介護
オ　清掃
カ　その他被災地における軽作業等</td><td>ア　救護所等での医療救護活動
イ　被災建築物の応急危険度判定
ウ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
エ　被災者への心理治療
オ　高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
カ　外国語の通訳
キ　被災宅地の危険度判定
ク　その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr>
</table>
</td><td>
表 3-13-2　ボランティアの活動分野
<table>
<tr><th>一般ボランティア</th><th>専門(技術)ボランティア</th></tr>
<tr><td>ア　避難所の運営補助
イ　炊き出し、食糧等の配布
ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送
エ　高齢者や障害者等災害時要援護者の介護
オ　被災地の清掃
カ　その他被災地における軽作業等</td><td>ア　救護所等での医療救護活動
イ　被災建築物の応急危険度判定
ウ　被災宅地の危険度判定
エ　外国語の通訳
オ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
カ　被災者への心理治療
キ　高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
ク　その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>第３　ボランティアとして協力を求める個人、団体
【救援部各班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部
・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】
ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。
(1)　個人
ア　ボランティア登録者
イ　地域住民
ウ　被災建築物応急危険度判定士
エ　被災宅地危険度判定士
オ　その他</td><td>第３　ボランティアとして協力を求める個人、団体
【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部
・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】
ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。
(1)　個人
ア　ボランティア登録者
イ　被災地周辺の住民
ウ　被災建築物応急危険度判定士
エ　被災宅地危険度判定士
オ　その他</td><td>3-176</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(2)　団体 ア　日本赤十字社千葉県支部 イ　流山市社会福祉協議会 ウ　日本アマチュア無線連盟千葉県支部 エ　消防協力隊 オ　その他ボランティア活動団体	(2)　団体 ア　日本赤十字社千葉県支部奉仕団 イ　流山市社会福祉協議会 ウ　(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部 エ　流山市消防協力隊 オ　その他ボランティア活動団体	3-177
第４　ボランティア参加の呼びかけ 【総務班・秘書広報班・救援部各班・土木建築班・市社会福祉協議会】 大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞等の報道機関や県及び他市町村ならびに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。 このとき、被災者や市及び関係機関のボランティアに対するニーズを把握し、そのニーズに合致した支援を提供できるボランティアの参加を呼びかける。	第４　ボランティア参加の呼びかけ 【救援庶務班・市社会福祉協議会】 大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び他市町村ならびに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。 このとき、市及び関係機関は、ボランティアに依頼する業務内容を被災者からの情報により把握し、そのニーズに適合した支援を提供できるボランティアの参加を呼びかける。	3-177
第５　災害時におけるボランティアの登録、派遣 【総務班・市社会福祉協議会】 1　ボランティアの登録 一般ボランティアの参加人員の規模や内容を把握し、組織的な活動を実施していくためのボランティア登録はボランティア本部で行うものとし、市が設置する窓口において受付、登録する。登録後は活動可能なボランティアの人員数や一般・技術等の種別、組織、非組織の別等の情報	（削除）	―

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
を市災害対策本部に連絡する。 2　ボランティアの派遣調整 ボランティア本部は、ボランティアの派遣にあたっては市災害対策本部からの派遣要請を受け、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。		
第 6　ボランティアの受入窓口 【総務班・救援部各班・土木建築班・秘書広報班・市社会福祉協議会】 (2)　受入窓口の設置 一般ボランティアの「受入窓口」をボランティア本部に設置し、ボランティアを受入れるものとする。 なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティア本部へ誘導し、ボランティア本部にて登録の手続きを行うものとする。 (3)　ボランティア本部の構成 ボランティア本部の構成は、市社会福祉協議会の責任者が決定するものとし、概ね以下のような班構成と役割分担とする。	第 5　ボランティアの受入窓口 【災対本部事務局、救援庶務班・都市計画班・秘書広報班・市社会福祉協議会】 (2)　受入窓口の設置 一般ボランティアの「受入窓口」をボランティア本部に設置し、ボランティアを受入れるものとする。 なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティア本部へ誘導し、ボランティア本部にて登録の手続を行うものとする。 (3)　ボランティア本部の構成 ボランティア本部の構成は、市社会福祉協議会の責任者が決定するものとし、概ね以下のような班構成と役割分担とする。	3-177 3-179

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
表
<table>
<tr><th>班　　名</th><th>役　　割　　項　　目</th></tr>
<tr><td>コーディネート班</td><td>ア　市災害対策本部との連絡、調整
イ　ボランティア団体との連絡、調整
ウ　ボランティア派遣計画の作成、調整</td></tr>
<tr><td>インフォメーション班</td><td>ア　市内外からのボランティア申し出の受付・登録
イ　被災者等からの支援要請の受付
ウ　保険加入手続き
エ　災害調査等の情報収集
オ　広報活動
カ　救援ニーズの発見やボランティア活動状況の情報収集
キ　活動実施に必要な資料、地図、マニュアル等の作成</td></tr>
<tr><td>バックアップ班</td><td>ア　資材、物資の調達・保管
イ　資金管理等の財務関連
ウ　人員、物資等の輸送
エ　パトロール等の防犯対策
オ　食事の提供</td></tr>
</table>
(5)　ボランティアの派遣調整
ボランティア本部は、ボランティアの派遣にあたっては市災害対策本部からの派遣要請を受け、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。

2　専門（技術）ボランティアの受入れ
(1)　「担当窓口」の設置
</td><td>
表 3-13-3　ボランティア本部の構成
<table>
<tr><th>班　　名</th><th>役　　割　　項　　目</th></tr>
<tr><td>コーディネート班</td><td>ア　市災害対策本部との連絡、調整
イ　ボランティア団体との連絡、調整
ウ　ボランティア派遣計画の作成、調整</td></tr>
<tr><td>インフォメーション班</td><td>ア　市内外からのボランティア申し出の受付・登録
イ　被災者等からの支援要請の受付
ウ　保険加入手続
エ　災害調査等の情報収集
オ　広報活動
カ　救援ニーズの発見やボランティア活動状況の情報収集
キ　活動実施に必要な資料、地図、マニュアル等の作成</td></tr>
<tr><td>バックアップ班</td><td>ア　資材、物資の調達・保管
イ　資金管理等の財務関連
ウ　人員、物資等の輸送
エ　パトロール等の防犯対策
オ　食事の提供</td></tr>
</table>
(5)　ボランティアの派遣調整
ボランティア本部は、ボランティアの派遣に当たっては市災害対策本部からの派遣要請を受け、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。

2　専門（技術）ボランティアの受入れ
(1)　「担当窓口」の設置
</td><td></td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）

表　専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口

活動分野	個人・団体	県受付窓口	市担当窓口
医療	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県健康福祉部 医療整備課	健康福祉部 健康増進課 （救護班）
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都市計画部 建築住宅課 都市計画課 （土木建築班）
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健康福祉部 介護支援課 高齢者生きがい推進課 （避難誘導交通班）
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課	健康福祉部 障害者支援課 （避難誘導交通班）
外国語通訳、翻訳、情報提供	（財）ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部 政策推進室	企画財政部 企画政策課 （秘書広報班）
通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部 消防地震防災課	市民生活部 安心安全課 （総務班）

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 3-13-4　専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口

活動分野	個人・団体	県受付窓口	市担当窓口
医療 看護	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県健康福祉部 医療整備課	健康福祉部 健康増進課 （救護班）
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都市計画部 建築住宅課 都市計画課 宅地課 （都市計画班）
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健康福祉部 介護支援課 高齢者生きがい推進課 （避難誘導救援班）
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課	健康福祉部 障害者支援課 （避難誘導救援班）
外国語通訳、翻訳、情報提供	（財）ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部 国際室	総合政策部 企画政策課 （秘書広報班）
通信、情報連絡	（社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理監 防災危機管理課	市民生活部 防災危機管理課長 （災対本部事務局）

頁：3-180

第７　連携体制及び受入体制の確保

【総務班】

4　食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則

第６　連携体制及び受入体制の確保　　3-180

【救援庶務班】

4　食事、宿泊場所の提供　　3-181

ボランティアについての食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
としてボランティアを受け入れる市が対応する。 市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関の応援を得て実施する。	としてボランティアを受け入れる市が対応する。 市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関、民間施設の応援を得て実施する。	
第 14 節　災害時要援護者等の安全確保対策 （略） また、災害時要援護者に対する応急救助活動の実施にあたっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。 第 1　災害時要援護者関連施設入所者等の安全確保対策 【救援庶務班】	第 14 節　災害時要援護者等の安全確保対策 （略） また、災害時要援護者に対する応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。 第 1　災害時要援護者関連施設入所・通所者等の安全確保対策 【救援庶務班】 1　情報の伝達 市は、メールやツイッター、防災ラジオ、FAX 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を災害時要援護者関連施設に伝達する。 また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。 災害時要援護者施設は、資料編のとおりとする。 《資料○ 》 2　指示の伝達 市は、災害時要援護者関連施設に対して、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。	3-182

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
1　救助及び避難誘導 災害時要援護者関連施設等の管理者は、防災応急計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。	3　救助及び避難誘導 災害時要援護者関連施設等の管理者は、防災応急計画に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。	
2　搬送及び受入先の確保 （略）	4　搬送及び受入先の確保 （略）	3-183
3　介護職員等の確保 （略）	5　介護職員等の確保 （略）	
4　巡回相談の実施 市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。	6　巡回相談の実施 市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。	
5　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達 （略）	7　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達 （略）	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
6　ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。	8　ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。	
第 2　在宅災害時要援護者の安全対策 【避難誘導交通班】	第 2　在宅災害時要援護者の安全対策 【避難誘導救援班】 1　災害時要援護者自身の対応 災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。 そのため、発災時には、まず災害時要援護者自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、避難支援プランに基づく支援者がいる場合は、災害時要援護者自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。	3-183
1　安否確認、救助 市は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により住居に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助を行うものとする。	2　安否確認、救助 市は、避難支援プランに基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない災害時要援護者の安否確認、救助を行うものとする。 また、災害時要援護者の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。	3-184

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
2　搬送体制の確保 （略）	3　搬送体制の確保 （略）	
3　福祉避難所の確保 市は、介護が必要な災害時要援護者のための「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。	4　福祉避難所の確保 市は、介護が必要な災害時要援護者のため、協定締結した社会福祉施設の協力により「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも災害時要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。この場合、市は、福祉避難所や福祉避難室に対し、必要な支援を行う。また、収容能力を超えた場合、又は対応が困難な災害時要援護者に対しては、県に対し、必要な措置を要請する。	
4　要援護者の状況調査及び情報の提供 市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。	5　要援護者の状況調査及び情報の提供 市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。	
5　食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の災害時要援護者への配慮 （略）	6　食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の災害時要援護者への配慮 （略）	
6　保健・医療・福祉巡回サービス （略）	7　保健・医療・福祉巡回サービス （略）	3-185

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
7　保健・福祉相談窓口の開設 （略）	8　保健・福祉相談窓口の開設 （略）	
第 3　外国人の安全確保 【秘書広報班・避難誘導交通班】 3　情報の提供 (1)　外国人への情報提供 市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。 (2)　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。	第 3　外国人の安全確保 【秘書広報班・避難誘導救援班】 3　情報の提供 (1)　外国人への情報提供 市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。 (2)　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。	3-185
5　語学ボランティアの活用 (1)　「担当窓口」の設置 災害発生後、秘書公聴班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。	5　語学ボランティアの活用 (1)　「担当窓口」の設置 災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。	3-186
第 15 節　帰宅困難者対策 南関東地域で大規模地震が発生した場合、通勤、通学、出張、買物、旅	第 15 節　帰宅困難者 対策 南関東地域で大規模地震が発生した場合、通勤、通学、出張、買物、旅	3-187

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
行等の理由で、自力で帰宅することが極めて困難になるような人々が多数発生することが想定される。 本市においても、日々、通勤、通学、買物等により、周辺地域から多くの人々が流入・滞在していることから、市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、防災機関と連携して各種施策の推進を図る。 第 1　帰宅困難者 【総務班】 「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。なお、市が平成 18 年度に実施した地震被害想定では、東京湾北部地震及び茨城県南部地震において最大 22,541 人（夏 12 時）の帰宅困難者が発生するという結果が得られている。	行等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う 。 本市においても、日々、通勤、通学、買物等により、周辺地域から多くの人々が流入・滞在していることから、市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、防災機関と連携して各種施策の推進を図る。 第 1　帰宅困難者 【災対本部事務局】 「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。	
第 2　想定される事態 【総務班】 1　社会的な混乱の発生 外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。	第 2　想定される事態 【災対本部事務局】 1　社会的な混乱の発生 外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、買い物客や観光客等の組織に属していない人々は、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、混乱発生の大きな要因となることも考えられる。	3-187

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　帰宅困難者対策の実施 【総務班】	第 3　帰宅困難者対策の実施 【災対本部事務局、避難誘導救援班】	3-188
2　本市における対応 (1)　啓発等 ア　住民に対し、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。	2　本市における対応 (1)　啓発等 ア　住民に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。	3-189
(2)　情報提供等 関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報を、インターネットやＥメール等を活用して提供するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。	(2)　情報提供等 関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報、市が準備する一時的避難場所等を、市ホームページや流山市安心メール、ツイッター等を活用して提供するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。	
	(3)　一時避難場所への誘導 観光客、旅行者、市域外からの買物客等、発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時避難場所を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。	
(3)　帰宅活動の支援 帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への災害時徒歩帰宅者支援ステーションの提供等を実施する。	(4)　帰宅活動の支援 帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への災害時徒歩帰宅者支援ステーションの提供等を実施する。また 、組織に属さな	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	い帰宅困難者の立寄り対策のため、関係機関に食糧や飲料水、非常用トイレ等の備蓄や滞在スペースの確保、誘導体制の整備等を図るよう要請する。	
第 4　防災関係機関等の役割 【総務班】 （略）	第 4　防災関係機関等の役割 【災対本部事務局】 （略）	3-190

第４章　災害復旧計画

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第４章　災害復旧計画 第１節　民生安定のための緊急措置計画 大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。 市は、地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、雇用対策等の支援措置を実施するものとする。 また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものし、これらの被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。 なお、これらの措置にあたっては、県及び市は被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。 さらに、市は、災害時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。 なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。	第４章　災害復旧計画 第１節　市民生活安定のための緊急措置計画 大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。 市は、地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、雇用対策等の支援措置を実施するものとする。 また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものとし、これらの被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。 なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。 さらに、市は、災害時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。 なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。	4-1

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr>
<td>
第１　被災者の生活確保
【秘書広報班・総務班・情報収集班・救援庶務班・避難誘導交通班・土木建築班・予防消防班・松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）・防災関係機関・日本郵政公社（流山郵便局）・日本放送協会】
1　相談窓口の設置
市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第 3 章第 2 節「第 4　災害広報計画」）
<table>
<tr><th>機関名</th><th>相談の取扱い</th></tr>
<tr><td>市</td><td>市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。</td></tr>
<tr><td>県</td><td>ア　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。
イ　被災者への相談事業等の展開
災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。
（ア）　要介護者への巡回相談事業及びヘルプサービスの実施
（イ）　被災児童・生徒及び親への相談事業の実施
ウ　住宅被災者に対する相談等の実施
被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、（独）住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。
エ　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市との緊密な連携を図る。</td></tr>
<tr><td>警察署</td><td>ア　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。
イ　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第１　相談窓口の設置及び文書等の準備
【防災危機管理課・秘書広報課】
1　相談窓口の設置
市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第 3 章第 2 節「第 4　災害広報計画」）
表 4-1-1　各機関の相談の取扱い
<table>
<tr><th>機関名</th><th>相談の取扱い</th></tr>
<tr><td>市</td><td>市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。</td></tr>
<tr><td>県</td><td>ア　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。
イ　被災者への相談事業等の展開
災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。
（ア）　要介護者への巡回相談事業の実施
（イ）　被災児童・生徒及び親への相談事業の実施
ウ　住宅被災者に対する相談等の実施
被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、（独）住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。
エ　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市との緊密な連携を図る。</td></tr>
<tr><td>警察署</td><td>ア　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。
イ　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</td></tr>
</table>
</td>
<td>4-2</td>
</tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
	2　文書、様式の事前準備 災害復旧・復興対策に必要な文書、様式手続については、あらかじめ各事務担当課で用意しておく。 3　他の自治体に避難した被災者への情報提供 市は、他の自治体に避難した被災者等に対して、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、専用窓口（電話回線）を用意し、担当職員を配置して相談受付や必要な情報等の提供を行うものとする。	
2　租税及び公共料金等の特例措置 (1)　市税の減免等 ア　申告等の期限の延長 （ア）広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由の場合 （イ）災害その他やむを得ない理由の場合 イ　徴収猶予 ウ　滞納処分の執行の停止等 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じる。 エ　減免 被災した納税者等に対し、次のとおり減免するものとする。 （ア）市民税(県民税)	第２　租税及び公共料金等の特例措置 【税制課・市民税課・資産税課・保育課・日本郵政グループ（流山郵便局）・日本放送協会】 1　市税の減免等 (1)　申告等の期限の延長 ア　広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由の場合 イ　災害その他やむを得ない理由の場合 (2)　徴収猶予 (3)　減免 被災した納税者等に対し、次のとおり減免するものとする。なお、県では、不動産取得税、自動車税、軽油引取税が減免される 。 ア　市民税(県民税)	4-2 4-3

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （イ）固定資産税、都市計画税 災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。 （ウ）国民健康保険料 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （エ）特別土地保有税 災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。 (2)　保育料の減免等 市長は、流山市保育料徴収規則の規定に基づき、災害等による経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる (3)　その他公共料金の特例措置 ア　通信事業 東日本電信電話(株)は、電話サービス契約約款に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。 イ　電気事業 東京電力(株)は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、関東東北産業保安監督部の許可を得て、以下の措置を行う。 (ア)　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 (イ)　不使用月の基本料金の免除 (ウ)　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 イ　固定資産税、都市計画税 災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う 。 ウ　国民健康保険料 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 エ　特別土地保有税 災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。 2　保育料の猶予等 市長は、流山市保育料徴収規則の規定に基づき、災害等による経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる 3　その他公共料金の特例措置 (1)　通信事業 東日本電信電話(株)は、電話サービス契約約款に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。 (2)　電気事業 東京電力(株)は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、関東東北産業保安監督部の許可を得て、以下の措置を行う。 ア　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 イ　不使用月の基本料金の免除 ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限	4-4

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
る。）	る。）	
(エ)　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除	エ　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除	
(オ)　被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除	オ　被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除	
(カ)　被災により１年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除	カ　被災により１年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除	
(キ)　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除	キ　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除	
ウ　都市ガス事業	(3)　都市ガス事業	
京和ガス、京葉ガス(株)等のガス会社は、被害の状況によって、関東東北産業保安監督部の認可を得て、以下の措置を行う。	京和ガス、京葉ガス(株)等のガス会社は、被害の状況によって、関東東北産業保安監督部の認可を得て、以下の措置を行う。	
(ア)　被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸	ア　被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸	
(イ)　事業区域外の被災者が事業区域内に移住していた場合も、(ア)を適用する。	イ　事業区域外の被災者が事業区域内に移住していた場合も、アを適用する。	
エ　郵政事業による特別取扱い	(4)　郵政事業による特別取扱い	
日本郵政公社（流山郵便局）は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。	日本郵政グループ（流山郵便局）は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。	
(ア)　郵便関係	ア　郵便事業(株)	
a.　被災者に対する郵便葉書等の無償交付	(ア)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付	
災害救助法が発動された場合、被災１世帯あたり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。	災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。	
なお、交付局は集配郵便局とする。	なお、交付局は集配支店とする。	
b.　被災者が差し出す郵便物の料金免除	(イ)　被災者が差し出す郵便物の料金免除	
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。	被災者が差し出す通常郵便物の料金免除を実施する。	
なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所	なお、取扱局は郵便事業(株)が指定した支店とする。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
在する郵便局とする。		
c.　被災地あて救助用郵便物の料金免除	（ウ）　被災地あて救助用郵便物の料金免除	
日本郵政公社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。	郵便事業(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。	
なお、引受局はすべての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。	なお、引受局はすべての支店とする。	
（イ）　郵便貯金関係	（エ）　避難所への配達	4-5
a.　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除	被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施する避難されている方へは避難所に配達する。	
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。	（オ）　不在留置期間の延長	
b.　郵便貯金業務の非常取扱い	避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を提出する 。	
取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱を行う。	イ　郵便局(株)	
なお、災害救助法が適用された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。	（ア）　災害時における窓口業務の維持を行う。	
（ウ）　簡易保険関係	（イ）　郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払戻し及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取扱う。	
取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱を行う。		
なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。		
オ　放送受信料	(5)　放送受信料	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
日本放送協会は、災害救助法が発動された区域内において半壊・半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物に設置された受信機に係る放送受信契約等について、放送受信料の免除を行う。	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。	
3　雇用対策 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）は、災害により離職を余儀なくされた被災者に対し、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進するものとする。 また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し自立復興を進めるため、手続きの簡素化及び迅速化に努めるものとする。 市は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時においても住民に対して雇用対策にかかわる情報の提供を充分に行っていくものとする。 (1)　離職者への措置 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）の長は、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。 ア　窓口の設置 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。 イ　松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域への措置 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域においては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。	第 3　雇用対策 【松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）】 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）は、災害により離職を余儀なくされた被災者に対し、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進するものとする。 また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し自立復興を進めるため、手続の簡素化及び迅速化に努めるものとする。 市は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時においても住民に対して雇用対策にかかわる情報の提供を充分に行っていくものとする。 1　離職者への措置 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）の長は、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。 (1)　窓口の設置 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。 (2)　松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域への措置 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域においては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。	4-5

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　諸制度の活用 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。 エ　労働者のあっせん 災害救助法が適用され、市長から労務需要の要請があった場合には、労働者をあっせんするものとする。	(3)　諸制度の活用 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。 (4)　労働者のあっせん 災害救助法が適用され、市長から労務需要の要請があった場合には、労働者をあっせんするものとする。	
(2)　雇用保険の失業給付に関する特例措置 ア　証明書による失業の認定 松戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 イ　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 松戸公共職業安定所の長は、災害対策基本法第 97 条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の指定を受けた場合においては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 25 条の規定に基づき、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。 ウ　雇用調整助成金の特例適用の要請 松戸公共職業安定所の長は、次のような場合において、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう、労働省へ要請する。 （ア）　被災地域の事業主が、労働者を休業させる場合 （イ）　被災地域以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる	2　雇用保険の失業給付に関する特例措置 (1)　証明書による失業の認定 松戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 (2)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 松戸公共職業安定所の長は、災害対策基本法第 97 条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の指定を受けた場合においては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 25 条の規定に基づき、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。 (3)　雇用調整助成金の特例適用の要請 松戸公共職業安定所の長は、次のような場合において、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう、労働省へ要請する。 ア　被災地域の事業主が、労働者を休業させる場合 イ　被災地域以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる場	4-6

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
場合 （ウ）　被災地域の事業主が、新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合	合 ウ　被災地域の事業主が、新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合	
4　り災証明書の発行 り災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 (1)　り災証明の証明項目 り災証明書は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。 ア　家屋の損壊等に関する証明項目 （ア）　全壊、半壊、一部損壊 （イ）　流出、床上浸水、床下浸水 （ウ）　その他 イ　家屋の火災に関する証明項目 （ア）　全焼、半焼、部分焼、ぼや （イ）　全損、半損、小損 （ウ）　その他	第 4　り災証明書の発行 【防災危機管理課・予防課】 り災証明は、被災者生活再建支援法および災害 救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 1　り災証明の証明項目 り災証明書は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。 (1)　家屋の損壊等に関する証明項目 ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊 イ　流出、床上浸水、床下浸水 ウ　その他 (2)　家屋の火災に関する証明項目 ア　全焼、半焼、部分焼、ぼや イ　全損、半損、小損 ウ　その他	4-6
(2)　り災証明書の発行手続き等 ア　被害調査の実施 総務班（安心安全課）及び予防消防班（消防本部予防課）は、り災証明	2　り災証明書の発行手続等 (1)　被害調査の実施 防災危機管理課及び消防本部予防課は、り災証明書の発行に先立ち、速	4-7

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行うものとする。この場合において、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。 なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。 イ　り災者台帳の作成 市は、上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成するものとする。 ウ　り災証明書の発行事務 総務班（安心安全課）及び予防消防班（消防本部予防課）は、被災者の「り災証明書」の発行申請により、上記り災者台帳で確認して証明書を発行するとともに、り災証明書交付簿に記録するものとする。 また、地理情報システム（GIS）を活用したり災証明書発行支援システムの導入を検討する。 (3)　その他 り災証明書の証明手数料は、無料とする。	やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。この場合において、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくとともに、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。 なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。 (2)　り災者台帳の作成 市は、上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成するものとする。 (3)　り災証明書の発行事務 防災危機管理課及び予防課は、被災者の「り災証明書」の発行申請により、上記り災者台帳で確認して証明書を発行するとともに、り災証明書交付簿に記録するものとする。 また、地理情報システム（GIS）を活用したり災証明書発行支援システムの導入を検討する。 3　その他 り災証明書の証明手数料は、無料とする。	
第２　住宅の建設等 【秘書広報班・総務班・救援庶務班・土木建築班】 自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため、市は災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施し、市で	第５　住宅の建設等 【防災危機管理課・建築住宅課・財政調整課】 自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため、市は災害公営住宅の整備及び 既設公営住宅の復旧を実施し、市	4-7

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
対応が困難な場合には市に代わって県に災害公営住宅の建設を要請し、居住の安定を図るものとする。 また、市は自力で住宅を建設する被災者に対して、（独）住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整えるものとする。 1　住宅建設及び復旧計画の検討 市は、迅速な災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとする。そのうえで、災害住宅建設計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請するものとする。 県は、市だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討し、市と県の役割分担を決定し、合わせて市への支援内容を決定する。 2　公営住宅の建設・復旧 (1)　建設資金 市が激甚法第 22 条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合には、建設費用について国からの補助を受けるものとする。 (2)　建設事業の実施 市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施するものとする。住宅建設にあたっては、災害時要援護者の入居を想定し、バリアフリー化に努めるものとする。	で対応が困難な場合には市に代わって県に災害公営住宅の整備を要請し、居住の安定を図るものとする。 また、市は自力で住宅を建設する被災者に対して、（独）住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整えるものとする。 1　住宅整備及び復旧計画の検討 市は、迅速な災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとする。そのうえで、災害住宅整備計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請するものとする。 県は、市だけで住宅の整備・復旧に対応可能かどうかを含めて検討し、市と県の役割分担を決定し、合わせて市への支援内容を決定する。 2　公営住宅の整備・復旧 (1)　整備資金 市が激甚法第 22 条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の整備等を行う場合には、整備費用について国からの補助を受けるものとする。 (2)　整備事業の実施 市は、整備計画に基づき、災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を実施するものとする。住宅建設に当たっては、災害時要援護者の入居を想定し、バリアフリー化に努めるものとする。	4-8

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　災害援護資金の貸付 【秘書広報班・総務班・救援庶務班・土木建築班・県・公共職業安定所・防災関係機関】 県は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとする。そのあらましは、次のとおり。	第 6　災害援護資金の貸付 【社会福祉課・県】 千葉県市町村総合事務組合 は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとする。そのあらましは、次のとおり。	4-8

現行（平成 19 年度修正）

対象となる災害	県内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１ヵ所でもある場合の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下の限度額を超えない者。（市町村民税における総所得金額） ア　同一世帯員が１人であるときは　220 万円 イ　同一世帯員が２人であるときは　430 万円 ウ　同一世帯員が３人であるときは　620 万円 エ　同一世帯員が４人であるときは　730 万円 オ　同一世帯員が５人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加えた額に満たないものの世帯主 ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主
貸付対象なる被害程度	ア　世帯主が療養を要する期間が概ね１月以上である負傷を負った場合 イ　住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね３分の１以上の損害であると認められる場合
貸付金額	ア　上欄アの場合　150 万円以内 イ　上欄イの場合　250 万円以内 ウ　上欄アと住居が半壊した場合　270 万円以内 エ　上欄アと住居が全壊した場合　350 万円以内 オ　家財の損害の場合（上記イの場合）　150 万円以内 カ　住居が半壊した場合　170 万円以内 キ　住居が全壊した場合（クを除く。）　250 万円以内 ク　住居の全体が損壊もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合　350 万円以内
貸付期間	10 年（うち据置期間３年）
利子	年 3%（据置期間中は無利子）
保証人	連帯保証人を要する。
償還方法	年賦償還及び半年賦償還
申込方法	市

平成 24 年度修正案（平成 24 年５月 24 日現在）

表 4-1-2　災害援護資金貸付の概要

対象となる災害	県内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１ヵ所でもある場合の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下の限度額を超えない者。（市町村民税における総所得金額） ア　同一世帯員が１人であるときは　220 万円 イ　同一世帯員が２人であるときは　430 万円 ウ　同一世帯員が３人であるときは　620 万円 エ　同一世帯員が４人であるときは　730 万円 オ　同一世帯員が５人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加えた額に満たないものの世帯主 ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主
貸付対象となる被害程度	ア　世帯主が療養を要する期間が概ね１月以上である負傷を負った場合 イ　住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね３分の１以上の損害であると認められる場合
貸付金額	ア　上欄アの場合　150 万円以内 イ　上欄アと家財の損害が重複した場合　250 万円以内 ウ　上欄アと住居が半壊した場合　270 万円以内 エ　上欄アと住居が全壊した場合　350 万円以内 オ　家財の損害の場合（上欄イの場合）　150 万円以内 カ　住居が半壊した場合　170 万円以内 キ　住居が全壊した場合（クを除く。）　250 万円以内 ク　住居の全体が損壊もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合　350 万円以内
貸付期間	10 年（うち据置期間３年、特別の場合５年）
利子	年 3%（据置期間中は無利子）
保証人	連帯保証人になること。
償還方法	年賦償還及び半年賦償還
申込方法	市

頁

4-9

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 4　生活福祉資金の貸付 【総務班・救援庶務班（社会福祉課）・社会福祉協議会】 県は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、予算の範囲内で生活福祉資金の貸付を行うものとする。 貸付内容、その他制度のあらましは、次のとおり。	第 7　生活福祉資金の貸付 【社会福祉課・市社会福祉協議会】 県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、市社会福祉協議会が窓口となり生活福祉資金の貸付を行うものとする。 貸付内容、その他制度のあらましは、次のとおり。	4-10

現行（平成 19 年度修正）

表　生活福祉資金の貸付内容

資金種類			貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
更正資金	生業費	低所得世帯	2,800 千円以内	12 月以内	7 年以内	年 3%
		障害者世帯	4,600 千円以内	18 月以内	9 年以内	
	技能習得費[1]	低所得世帯	1,100 千円以内	6 ヶ月以内	8 年以内	
		障害者世帯	1,300 千円以内			
福祉資金	福祉費		500 千円以内	6 ヶ月以内	3 年以内	年 3%（利子補助あり）[2]
	転宅費		500 千円以内			
	障害者自動車購入費		2,000 千円以内	6 ヶ月以内	6 年以内	
	障害者等福祉用具購入費		1,200 千円以内			
	中国残留邦人等国民年金追納費		4,704 千円以内	6 ヶ月以内	10 年以内	
住宅資金			2,500 千円以内	6 ヶ月以内	7 年以内	年 3%
修学資金	修学費	高校	月 35 千円以内（3 年間：1,260 千円以内）	卒業後 6 ヶ月以内	原則 10 年以内[4]	無利子
		高専・専門・短大	月 60 千円以内（2 年間：1,440 千円以内）			
		大学	月 65 千円以内（4 年間：3,120 千円以内）			
	修学支度費[3]		500 千円以内			
病用・介護等資金	病養費		1 年以内：1,700 千円以内 1 年 6 月以内：2,300 千円以内	6 ヶ月以内	5 年以内	無利子
	介護等費					
災害援護資金[5]			1,500 千円以内	12 月以内	7 年以内	年 3%（利子補助あり）[2]
緊急小口資金			100 千円以内	2 ヶ月以内	4 年以内[6]	年 3%

注）1. 技能習得費は法令等で知識・技能を習得する期間を 6 月以上と定めている場合、3 年の範囲内で月額 15 万円以内を上記金額に加算することが可能。
2. 福祉資金、災害援護資金の場合、償還期限内での返済については千葉県から利子補助が受けられる。
3. 入学時であれば修学人修学支度費の重複貸付が可能。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 4-1-3(1)　生活福祉資金の貸付内容(1/2)

資金種類		貸付用途	貸付限度額	償還期限（据置期間後）
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	（二人以上）月 20 万円以内 （単身）月 15 万円以内 ※貸付期間 12 月以内	20 年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60 万円以内	
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要となる費用	580 万円以内（貸付標準額は以下のとおり）	
		・生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費	130 万円	8 年以内
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
		・福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
		・障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
		・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経	170 万円	5 年以内
		・介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	170 万円	5 年以内
		・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円	7 年以内
		・冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内

※据置期間：6 ヶ月以内、連帯保証人及び貸付利率：連帯保証人　有り⇒無利子　無し⇒年 1.5%
出典：千葉県社会福祉協議会ホームページ掲載の「生活福祉資金貸付条件等一覧」より（http://www.chibakenshakyo.com/）

頁

4-11

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
		4-12

表 4-1-3(2)　生活福祉資金の貸付内容(2/2)

資金種類		貸付用途	貸付限度額	償還期限（据置期間後）	据置期間
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10 万円以内	8 月以内	2 月以内
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の修学に必要な経費	〈高校〉月 3.5 万円以内 〈高専・短大〉月 6 万円以内 〈大学〉月 6.5 万円以内	20 年以内	卒業後 6 月以内
	就学支度費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	50 万円以内	20 年以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金※1	高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地評価額 1,000 万円以上）	・土地の評価額の 70%以内 ・月額 30 万円以内	据置期間終了時	契約終了後 3 月以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金※2	要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地・建物評価額 500 万円以上）	・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・月額は保護基準の 1.5 倍以内	据置期間終了時	

※据置期間：6 ヶ月以内
　連帯保証人及び貸付利率：無利子
※1 連帯保証人必須、利子は年 3%又は長期プライムレートの低い方
※2 連帯保証人不要、利子は年 3%又は長期プライムレートの低い方

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>第 5　中小企業への融資
【総務班・物資輸送班（商工課）・県】
2　融資
<table><tr><td>貸付資金</td><td>災害対策緊急融資資金</td><td></td></tr><tr><td>貸付対象者</td><td colspan="2">県内で 6 か月以上事業を営んでいる被災中小企業者</td></tr><tr><td>融資使途</td><td colspan="2">設備資金、運転資金</td></tr><tr><td>融資限度額</td><td>1 中小企業者
1 組合</td><td>3,000 万円以内
6,000 万円以内</td></tr><tr><td>融資期間</td><td>設備資金
運転資金</td><td>10 年以内
7 年以内</td></tr><tr><td>融資利率</td><td colspan="2">年 2%以内</td></tr></table>注）上記融資条件について県知事が特に必要と認めた場合は、別に定める。</td>
<td>第 8　中小企業への融資
【商工課・県】
2　融資
(1)　経営安定資金の融資
ア　市町村認定枠
(ア)　融資対象者
a.　激甚災害により被害を受けた者
b.　中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 4 号の規定による認定を受けた者
(イ)　融資使途
設備資金、運転資金
(ウ)　融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
(エ)　融資期間
設備資金　10 年以内、運転資金　7 年以内
(オ)　融資利率
年 1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）
イ　市町村認定以外枠
(ア)　融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
(イ)　融資使途
設備資金、運転資金
(ウ)　融資限度額
1 中小企業者　6,000 万円以内</td>
<td>4-13</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
3　利子補給 上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）	（エ）　融資期間 設備資金　10 年以内、運転資金 7 年以内 （オ）　融資利率 年 2.0％～2.6％（融資期間により異なる。） (2)　利子補給融資 上記資金の融資を受けた者に対して、県が利補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）	4-14
第 6　農林漁業者への融資 【総務班・物資輸送班（農政課）・県・公共職業安定所・防災関係機関】 県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、次の対策を講じる。 なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。 ア　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者が必要な資金融資 イ　農林漁業金融公庫による復旧資金融資 ウ　県単農業災害資金による資金融資 市は、これらの措置に関する広報や農林漁業者等からの相談受付を行う。	第 9　農林漁業者への融資 【農政課・県・公共職業安定所・防災関係機関】 県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、次の対策を講じる。 なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、日本政策金融公庫資金については日本政策金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。 ア　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者が必要な資金融資 イ　㈱日本政策金融公庫資金 ウ　県単農業災害資金による資金融資 市は、これらの措置に関する広報や農林漁業者等からの相談受付を行う。	4-14

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 7　義援金品の配布 【財務会計班・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】 大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで市は、震災時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に講じるものとする。なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。 1　義援金品の受入れ 義援金品の受入れは、市に直接寄託された分の受け付けも含め、財務会計班が担当するものとする。	第 10　義援金品の配布 【会計課・商工課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】 大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで市は、震災時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に講じるものとする。なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。 1　義援金品の受入れ (1)　義援金 義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受け付けも含め、会計課が担当するものとする。 (2)　義援品 ア　民間企業や自治体等からの義援品 市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援品について、受入を希望するもの及び希望しないものを明確にし、その内容のリストを公表し、周知を図る。また、避難所等における需給状況を把握し、同リストを逐次改訂する。 イ　個人等からの小口の義援品 市は、個人等からの小口の義援品については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。	4-14

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
 図　義援金品の受入経路 2　義援金品の保管 義援金については、被災者に配分するまでの間、財務会計班が出納機関の協力や指定金融機関の一時預託により安全かつ確実に保管する。また、管理に際しては、受払簿を作成するものとする。 義援品については、市役所会議室を一時保管場所とし、状況により他の公共施設を利用するものとする。 3　義援金品の配分 ア　被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。 イ　配分計画の立案は、財務会計班が行う。 ウ　被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。	 図 4-1-1　義援金品の受入経路 2　義援金品の保管 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計課が出納機関の協力や指定金融機関の一時預託により安全かつ確実に保管する。また、管理に際しては、受払簿を作成するものとする。 義援品については、コミュニティプラザを一時保管場所とし、状況により他の公共施設を利用するものとする。また、一時保管場所から文化会館、公民館、小・中学校への振り分けを行うものとする。 3　義援金品の配分 ア　被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。 イ　配分計画の立案は、財政調整課が行う。 ウ　被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。	

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
エ　義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。	エ　義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。	
第 8　被災者生活再建支援金の支給 【財務会計班】 県は、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）を適用し、支援金を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。 市長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。 また、市は、被害を受けた世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続き等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。さらに、市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。 なお、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（(財)都道府県会館）へ委託している。 内容の詳細については、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号、平成 19 年 11 月 16 日一部改正公布）を参照のこと。 1　支給対象世帯 ア　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯	第 11　被災者生活再建支援金の支給 【社会福祉課】 県は、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）を適用し、支援金を支給する。これにより、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。 市長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。 また、市は、被害を受けた世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。さらに、市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。 なお、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（(財)都道府県会館）へ委託している。 内容の詳細については、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号 ）を参照のこと。 1　支給対象世帯 ア　全壊：当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯	4-16

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
イ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 エ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。） 2　支給限度額	イ　解体：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ　長期避難：当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 エ　大規模半壊：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。） 2　支給限度額	

現行（平成 19 年度修正）

世帯別対象経費及び限度額（複数世帯）

	定額	住宅の再建の態様等に応じて定額	合計
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	100 万円

世帯別対象経費及び限度額（単数世帯）

	定額	住宅の再建の態様等に応じて定額	合計
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯　150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯　75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　37.5 万円	112.5 万円
	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯　150 万円	187.5 万円

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

表 4-1-4　世帯別対象経費及び限度額（複数世帯）

	定額	住宅の再建の態様等に応じて定額	合計
ア　全壊世帯 イ　解体世帯 ウ　長期避難世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	150 万円
エ　大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	100 万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円とする。
また、単数世帯は複数世帯の 3/4 の額とする 。

頁：4-17

第 9　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
【財務会計班・秘書広報班・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

第 12　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
【社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

頁：4-17

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>2　支給対象者及び額
(1)　災害弔慰金
災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されていた者の遺族又は外国人登録名簿に登録されていた者の遺族。
<table><tr><th>区　　分</th><th>支　　給　　額</th></tr><tr><td>主たる生計維持者</td><td>1 人あたり 500 万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 人あたり 250 万円</td></tr></table>災害障害見舞金の支給を受けているときは、それを控除した額

(2)　災害障害見舞金
<table><tr><th>区　　分</th><th>支　　給　　額</th></tr><tr><td>主たる生計維持者</td><td>1 人あたり 250 万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 人あたり 125 万円</td></tr></table></td><td>2　支給対象者及び額
(1)　災害弔慰金
災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されていた者の遺族。
表 4-1-5　災害弔慰金の支給額
<table><tr><th>区　　分</th><th>支　　給　　額</th></tr><tr><td>主たる生計維持者</td><td>1 人当たり 500 万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 人当たり 250 万円</td></tr></table>災害障害見舞金の支給を受けているときは、それを控除した額

(2)　災害障害見舞金
表 4-1-6　災害障害見舞金の支給額
<table><tr><th>区　　分</th><th>支　　給　　額</th></tr><tr><td>主たる生計維持者</td><td>1 人当たり 250 万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 人当たり 125 万円</td></tr></table></td><td>4-17

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>被害の種類</th><th>被害の程度</th><th>災害見舞金の額（1 世帯につき）</th><th>寮又はアパートに居住する単身者世帯</th></tr>
<tr><td rowspan="2">焼失</td><td>全焼（延床面積の 70%以上）</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>半焼（延床面積の 20～70%未満）</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">損壊</td><td>全壊（延床面積の 70%以上</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>半壊（延床面積の 20～70%未満）</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>浸水</td><td>床上浸水</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>
</td><td>
表 4-1-7　災害見舞金の額
<table>
<tr><th rowspan="2">災害の種類</th><th rowspan="2">災害の程度</th><th colspan="2">災害見舞金の額</th></tr>
<tr><th>一般世帯</th><th>準世帯</th></tr>
<tr><td rowspan="2">焼失</td><td>全焼（延床面積の 70%以上）</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>半焼（延床面積の 20%～70%未満）</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">損壊</td><td>全壊（延床面積の 70%以上</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>半壊（延床面積の 20%～70%未満）</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>浸水</td><td>床上浸水</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>第 2 節　生活関連施設等の復旧計画
災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定するものとする。
第 1　災害復旧・復興の基本方向の決定
【市各班】
地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。
すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続き等を行うものとする。
なお、復旧・復興にあたっては、住民の意向を充分に尊重し、市と住民</td><td>第 2 節　生活関連施設等の復旧計画・復興計画
災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定するものとする。
第 1　災害復旧・復興の基本方向の決定
【防災危機管理課・各課】
地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。
すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。
なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を充分に尊重し、市と住民</td><td>4-20</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
との協働により計画的に事業を進めるものとし、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。	との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。	
第２　災害復旧計画の作成 【総務班・市各班】 市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧計画を速やかに作成するものとする。 災害復旧計画の基本方針は、以下のとおりとする。 1　災害の再発防止 災害復旧計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。 2　災害復旧事業期間の短縮 災害復旧計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。	第２　災害復旧計画・復興計画の作成 【防災危機管理課・各課】 市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧・復興計画を速やかに作成するものとする。 この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成担当は企画政策課とする。 災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。 1　災害の再発防止 災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。 2　災害復旧・復興事業期間の短縮 災害復旧・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。	4-20

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
（略）	（略）	
第 4　災害復旧事業の実施 【市各班・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】 （略）	第 4　災害復旧事業の実施 【各課・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】 （略）	4-22
第 3 節　激甚災害の指定に関する計画 第 1　激甚災害に関する調査 【総務班・市各班】 （略）	第 3 節　激甚災害の指定に関する計画 第 1　激甚災害に関する調査 【防災危機管理課・各課】 （略）	4-23
第 2　特別財政援助額の交付手続き等 【総務班・財務会計班】 3　特別財政援助の交付手続き （略） 4　財政援助対象事業等	第 2　特別財政援助額の交付手続等 【防災危機管理課・財政調整課】 3　特別財政援助の交付手続 （略） 4　財政援助対象事業等	4-23 4-24

現行（平成 19 年度修正）

表　激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助［法第３条、４条］［令第1～5条］	1　公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 2　公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業 3　公立学校施設災害復旧事業 4　公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 5　生活保護施設災害復旧事業 6　児童福祉施設災害復旧事業 7　養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 10　婦人保護施設災害復旧事業 11　感染症指定医療機関等災害復旧事業 12　感染症予防事業 13　堆積土砂排除事業 14　湛水排除事業
2　農林水産業に関する特別の助成	1　農地等の災害復旧事業等［法第５条、令第 14～18 条］ 2　農林水産業共同利用施設災害復旧事業［法第６条、令第 19 条］ 3　開拓者等の施設の災害復旧事業（県）［法第７条、令第 20 条］ 4　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)［法第８条］ 5　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)［法第９条、令第 21 条］ 6　土地改良区等の行う湛水排除事業(県)［法第 10 条、令第 22 条］ 7　共同利用小型漁船の建造（県）［法第 11 条、令第 23 条］ 8　森林災害復旧事業（県）［法第 11 条の２、令第 23 条の２］
3　中小企業に関する特別の助成	1　中小企業信用保険法による災害関係保証［法第 12 条、令第 24・25 条］ ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ　　70／100→80／100 ・保険料率の引き下げ 2　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金（県）［法第 13 条、令第 26 条］ ・償還期限の延長　　２年以内 3　事業協同組合等の施設の災害復旧事業（県）［法第 14 条、令第 27 条］ 4　中小企業者に対する資金融通［法第 15 条、令第 28～32 条の３］ ・再建融資の利率の引下げ（商工組合中央金庫）政令で定める利率（特別被害者については 3%）
4　その他の特別の財政援助助成	1　公立社会教育施設災害復旧事業［法第 16 条、令第 33～35 条］ ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設（2／3 補助） 2　私立学校施設災害復旧事業［法第 17 条、令第 36～38 条］ ・私立の学校（1／2 補助） 3　市町村が施行する感染症予防事業［法第 19 条］ ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ 4　母子寡婦福祉法による国の貸付け［法第 20 条］ ・国の貸付金の割合の引き上げ（災害を受けた年度及びその翌年度） 5　水防資材費［法第 21 条、令第 39・40 条］ ・水防のために使用した資材に関する費用（2／3 補助） 6　り災者公営住宅建設等事業［法第 22 条、令第 41 条］ ・公営住宅の補助率の引き上げ　2／3→3／4 ・補助対象戸数　滅失戸数の５割 7　小災害債に係る元利償還金［法第 24 条、令第 43～47 条］ ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入

注）表中の［法］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
［令］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

頁　4-25

表 4-3-1　激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助［法第３条、４条］［令第1～5条］	1　公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 2　公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業 3　公立学校施設災害復旧事業 4　公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 5　生活保護施設災害復旧事業 6　児童福祉施設災害復旧事業 7　養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 10　婦人保護施設災害復旧事業 11　感染症指定医療機関等災害復旧事業 12　感染症予防事業 13　堆積土砂排除事業 14　湛水排除事業
2　農林水産業に関する特別の助成	1　農地等の災害復旧事業等［法第５条、令第 14～18 条］ 2　農林水産業共同利用施設災害復旧事業［法第６条、令第 19 条］ 3　開拓者等の施設の災害復旧事業（県）［法第７条、令第 20 条］ 4　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)［法第８条］ 5　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)［法第９条、令第 21 条］ 6　土地改良区等の行う湛水排除事業(県)［法第 10 条、令第 22 条］ 7　共同利用小型漁船の建造（県）［法第 11 条、令第 23 条］ 8　森林災害復旧事業（県）［法第 11 条の２、令第 23 条の２］
3　中小企業に関する特別の助成	1　中小企業信用保険法による災害関係保証［法第 12 条、令第 24・25 条］ ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ　　70／100→80／100 ・保険料率の引き下げ 2　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金（県）［法第 13 条、令第 26 条］ ・償還期限の延長　　２年以内 3　事業協同組合等の施設の災害復旧事業（県）［法第 14 条、令第 27 条］
4　その他の特別の財政援助助成	1　公立社会教育施設災害復旧事業［法第 16 条、令第 33～35 条］ ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設（2／3 補助） 2　私立学校施設災害復旧事業［法第 17 条、令第 36～38 条］ ・私立の学校（1／2 補助） 3　市町村が施行する感染症予防事業［法第 19 条］ ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ 4　母子及び寡婦福祉法による国の貸付け［法第 20 条］ ・国の貸付金の割合の引き上げ（災害を受けた年度及びその翌年度） 5　水防資材費［法第 21 条、令第 39・40 条］ ・水防のために使用した資材に関する費用（2／3 補助） 6　り災者公営住宅建設等事業［法第 22 条、令第 41 条］ ・公営住宅の補助率の引き上げ　2／3→3／4 ・補助対象戸数　滅失戸数の５割 7　小災害債に係る元利償還金［法第 24 条、令第 43～47 条］ ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入 8　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例［法第 25 条、令第 48 条］ ・基本手当の支給

注）表中の［法］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
［令］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」

附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第１章　総則

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画 第１章　総則 第１節　計画策定の趣旨 （略） このため、市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。	附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画 第１章　総則 第１節　計画策定の趣旨 （略） このため、市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。	附-1
第２節　基本方針 第１　計画の内容 1　計画の内容 計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、市及び防災関係機関が、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、 ア　警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置 イ　地震発生にあたっても被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。 2　計画再提示の留意点 計画の策定にあたっては次の事項に留意したが、今後、計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。	第２節　基本方針 第１　計画の内容 1　計画の内容 計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、市及び防災関係機関が、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、 ア　警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置 イ　地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置等を定めることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。 2　計画再提示の留意点 計画の策定に当たっては次の事項に留意したが、今後、計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。	2

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 2　計画の範囲 計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。なお、地震発生後の応急、復旧対策は、本市地域防災計画（震災編）「第 3 章　災害応急対策」及び「第 4 章　災害復旧対策」で対処する。	第 2　計画の範囲 計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。なお、地震発生後の応急、復旧対策は、本市地域防災計画（地震災害対策編）「第 3 章　災害応急対策」及び「第 4 章　災害復旧対策」で対処する。	2
第 3　前提条件 計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。	第 3　前提条件 計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。	3
第 4　計画の実施 本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。	第 4　計画の実施 本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。	3
第 5　計画の位置づけ 本計画は、「本市地域防災計画（震災編）」の附編として位置づける。	第 5　計画の位置づけ 本計画は、「本市地域防災計画（地震災害対策編）」の附編として位置づける。	3
第 3 節　今後の課題 本計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を	第 3 節　今後の課題 本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を	4

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
加える必要のあるものもある。 今後、国や県が実施する調査及び住民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。	加える必要のあるものもある。 今後、国や県が実施する調査及び住民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画としていくものとする。	

第２章　防災機関の業務

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
第２章　防災機関の業務
第２節　防災関係機関の実施する業務
1　県
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>業務の大綱</th></tr>
<tr><td>県東葛飾県民センター</td><td>1　管内市町の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること
2　管内の被害集計に関すること</td></tr>
<tr><td>県東葛飾地域整備センター</td><td>1　道路及び橋梁の保全に関すること
2　水防に関すること
3　河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること
4　土木資材の確保に関すること
5　県営住宅の保全に関すること
6　建築物の防災に関すること
7　宅地の防災に関すること
8　下水道施設の保全に関すること</td></tr>
<tr><td>柏健康福祉センター（柏保健所）</td><td>1　社会福祉施設の保全に関すること
2　社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること
3　災害救助に関すること
4　医療救護に関すること
5　医薬品等の確保、供給に関すること
6　防疫及び保健衛生に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>
第２章　防災機関の業務
第２節　防災関係機関の実施する業務
1　県
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>業務の大綱</th></tr>
<tr><td>県東葛飾地域振興事務所</td><td>1　管内市町の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること
2　管内の被害集計に関すること</td></tr>
<tr><td>県東葛飾土木事務所</td><td>1　道路及び橋梁の保全に関すること
2　水防に関すること
3　河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること
4　土木資材の確保に関すること
5　県営住宅の保全に関すること
6　建築物の防災に関すること
7　宅地の防災に関すること
8　下水道施設の保全に関すること</td></tr>
<tr><td>松戸健康福祉センター（松戸保健所）</td><td>1　社会福祉施設の保全に関すること
2　社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること
3　災害救助に関すること
4　医療救護に関すること
5　医薬品等の確保、供給に関すること
6　防疫及び保健衛生に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>6</td></tr>
<tr><td>
2　指定地方行政機関
<table>
<tr><td>千葉農政事務所</td><td>1　主要食糧の需給に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>
2　指定地方行政機関
<table>
<tr><td>農林水産省生産局</td><td>1　政府所有米穀の供給に関すること</td></tr>
</table>
</td><td>7</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>4　指定公共機関
<table><tr><td>日本郵政公社流山郵便局</td><td>1　郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設の保全に関すること</td></tr></table></td><td>4　指定公共機関
<table><tr><td>日本郵政グループ流山郵便局</td><td>1　郵便、為替貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設の保全に関すること</td></tr></table></td><td>8</td></tr>
<tr><td>5　指定地方公共機関
<table><tr><td>京和ガス（株）
京葉ガス(株)東葛支社</td><td>1　ガスの需給に関すること
2　ガス施設、装置、設備の保全に関すること</td></tr><tr><td>東武鉄道（株）
総武流山電鉄（株）
首都圏新都市鉄道(株)</td><td>1　鉄道施設の保全に関すること
2　鉄道輸送の確保に関すること
3　鉄道旅客の安全及び混乱防止に関すること</td></tr></table></td><td>5　指定地方公共機関
<table><tr><td>京和ガス（株）
京葉瓦斯(株)東葛支社</td><td>1　ガスの需給に関すること
2　ガス施設、装置、設備の保全に関すること</td></tr><tr><td>東武鉄道（株）
流鉄（株）
首都圏新都市鉄道(株)</td><td>1　鉄道施設の保全に関すること
2　鉄道輸送の確保に関すること
3　鉄道旅客の安全及び混乱防止に関すること</td></tr></table></td><td>9</td></tr>
<tr><td>6　公共的団体
<table><tr><td>土地改良区
(流山市新川、流山市、流山市芝崎、坂川、今上落、流山東部、富士川)</td><td>1　土地改良施設の保全に関すること</td></tr></table>
<table><tr><td>流山市商工会</td><td>1　物価安定についての協力に関すること
2　救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること</td></tr></table></td><td>6　公共的団体
<table><tr><td>とうかつ中央農業協同組合</td><td>1　市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
2　被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。
3　災害時における食糧及び物資の供給に関すること。</td></tr><tr><td>土地改良区
(流山市新川、流山市、流山市芝崎、坂川、流山東部、富士川)</td><td>1　土地改良施設の保全に関すること</td></tr></table>
<table><tr><td>流山市商工会議所</td><td>1　物価安定についての協力に関すること
2　救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること</td></tr></table></td><td>10</td></tr>
</table>

第３章　事前の措置

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第３章　事前の措置 第１節　東海地震に備えて促進すべき事項 第１　情報伝達手段の整備 【安心安全課】 （略） 第２　自主防災組織の育成 【安心安全課】 （略） 第３　建築物の耐震対策 【都市計画課・建築住宅課】 建築物の耐震対策は、震災編第２章第３節「第５　建築物等の耐震対策」を準用する。 第４　道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策 【安心安全課・道路管理課・道路建設課・河川課・消防防災課・県東葛飾地域整備センター】 道路・橋梁施設の対策は、震災編第２章第３節「第７　道路及び交通施設の安全化」、河川管理施設の対策は、同じく第３節「第８　河川の整備」、また、急傾斜地等崩壊防止対策は、同じく第２節「第１　土砂災害の防止」を準用する。	第３章　事前の措置 第１節　東海地震に備えて促進すべき事項 第１　情報伝達手段の整備 【防災危機管理課】 （略） 第２　自主防災組織の育成 【防災危機管理課】 （略） 第３　建築物の耐震対策 【建築住宅課】 建築物の耐震対策は、地震災害対策編第２章第３節「第５　建築物等の耐震対策」を準用する。 第４　道路・河川・急傾斜地等崩壊防止施設の対策 【防災危機管理課・道路管理課・道路建設課・河川課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】 道路・橋梁施設の対策は、地震災害対策編第２章第３節「第７　道路及び交通施設の安全化」、河川管理施設の対策は、同じく第３節「第８　河川の整備」、また、急傾斜地等崩壊防止対策は、同じく第２節「第１　土砂災害の防止」を準用する。	11

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 5　被害想定調査の検討 【安心安全課】 （略） 第 6　食糧確保の計画化 【安心安全課・農政課】 （略）	第 5　被害想定調査の検討 【防災危機管理課】 （略） 第 6　食糧確保の計画化 【防災危機管理課・農政課】 （略）	
第 2 節　事業所に対する指導及び要請 第 1　一般の事業所に対する指導 【安心安全課・予防課・消防署】 市は、関係各事業所に対し、次の事項について指導及び協力要請等を行う。 1　出火の防止措置 2　自主防災組織の組織化 3　防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い 4　防災教育訓練の実施 5　顧客・従業員の安全確保 6　情報収集・伝達・広報 7　薬品等地震による出火危険性のある物品の安全措置 8　営業方針、従業員の時差退社 なお、金融機関、食料品等生活必需物資を取り扱う事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として平常の営業を継続するよう協力要請するものとする。	第 2 節　事業所に対する指導及び要請 第 1　一般の事業所に対する指導 【防災危機管理課・予防課・消防署】 市は、関係各事業所に対し、次の事項について指導及び協力要請等を行う。 1　出火の防止措置 2　自主防災組織の組織化 3　防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い 4　防災教育訓練の実施 5　顧客・従業員の安全確保 6　情報収集・伝達・広報 7　薬品等地震による出火危険性のある物品の安全措置 8　営業方針、従業員の時差退社 なお、金融機関、食料品等生活必需物資を取り扱う事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として平常の営業を継続するよう協力要請するものとする。	14

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
9　その他必要な事項	9　防災用品・食料品の備蓄 10　その他必要な事項	
第 3　食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請 【商工課・農政課・流山農業協同組合・流山市商工会】	第 3　食糧、生活物資等を扱う事業所に対する指導、要請 【商工課・農政課・とうかつ中央農業協同組合・流山商工会議所】	15
第 4　金融機関に対する要請 【金融機関】	第 4　金融機関に対する要請 【金融機関】 (2)　金融機関の防災体制の確立 ア　各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。 イ　発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。	16
(2)　顧客への周知徹底 （略）	(3)　顧客への周知徹底 （略）	
第 3 節　広報及び教育 第 1　広報 【安心安全課・秘書広報課】 1　広報計画、広報例文の作成 広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を確保するため広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文を作成しておくものとする。	第 3 節　広報及び教育 第 1　広報 【防災危機管理課・秘書広報課】 1　広報計画、広報例文の作成 広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を確保するため広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文を作成しておくものとする。	17

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
なお、広報例文は、住民・事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、下記の区分を明示し、情報の混乱防止を図るものとする。 ア　平常時 イ　東海地震観測情報発表時 ウ　東海地震注意情報発表時（判定会開催） エ　東海地震予知情報発表時（警戒宣言発令） 2　広報の内容 広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連する事項に重点を置くものとする。 ア　東海地震に関する一般的知識 （ア）　大規模地震対策特別措置法の概要及び同法運用上のシステム等 （イ）　警戒宣言、判定会、東海地震観測情報・注意情報・予知情報の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等 （ウ）　地震が発生した場合の本市域への影響度等 イ　警戒宣言時における主要防災関係機関の執るべき措置 ウ　市民・事業所が具体的に執るべき行動基準 エ　その他状況に応じて、事業所又は住民等に周知すべき必要な事項	なお、広報例文は、住民・事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、下記の区分を明示し、情報の混乱防止を図るものとする。 ア　東海地震に関する調査情報（定例）発表時（平常時） イ　東海地震に関する調査情報（臨時）発表時 ウ　東海地震注意情報発表時（判定会開催） エ　東海地震予知情報発表時（警戒宣言発令） 2　広報の内容 広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連する事項に重点を置くものとする。 ア　東海地震に関する一般的知識 （ア）　大規模地震対策特別措置法の概要及び同法運用上のシステム等 （イ）　警戒宣言、判定会、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等 （ウ）　地震が発生した場合の本市域への影響度等 イ　警戒宣言時における主要防災関係機関の執るべき措置 ウ　市民・事業所が具体的に執るべき行動基準 エ　その他状況に応じて、事業所又は住民等に周知すべき必要な事項	18
第 2　教育 【安心安全課・学校教育課・消防防災課・各課】 1　市職員に対する教育	第 2　教育 【防災危機管理課・学校教育課・消防防災課・各課】 1　市職員に対する教育	18

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
(1)　教育事項 ウ　警戒宣言、東海地震観測情報・注意情報・予知情報の内容及びこれに基づき執られる措置 (2)　教育の方法、手段等 防災教育は、原則として一般的事項については、安心安全課及び消防本部が実施するものとし、各部局等においては必要に応じ、各所掌業務について実施する。 教育の方法は、研修会・講演会等によるほか、手引書・パンフレット等の配布により、必要な事項の周知徹底を図る。 2　児童・生徒に対する教育 教育委員会は、公立学校の児童・生徒に対し東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識等の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。 また、安心安全課は、私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう要請する。 (2)　実施手段、指導の考え方等 防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。 ア　内容の選択及び指導にあたっては、地域、学校の立地条件を十分考慮する。 イ　指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。	(1)　教育事項 ウ　警戒宣言、東海地震に関する調査情報（定例・臨時）・注意情報・予知情報の内容及びこれに基づき執られる措置 (2)　教育の方法、手段等 防災教育は、原則として一般的事項については、防災危機管理課及び消防本部が実施するものとし、各部局等においては必要に応じ、各所掌業務について実施する。 教育の方法は、研修会・講演会等によるほか、手引書・パンフレット等の配布により、必要な事項の周知徹底を図る。 2　児童・生徒に対する教育 教育委員会は、公立学校の児童・生徒に対し東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識等の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。 また、防災危機管理課は、私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう要請する。 (2)　実施手段、指導の考え方等 防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。 ア　内容の選択及び指導に当たっては、地域、学校の立地条件を十分考慮する。 イ　指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。	19

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ウ　日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。 エ　避難訓練の実施にあたっては、学級活動及び学校行事等を効果的に関連付けるとともに、指導方法を工夫して児童・生徒が臨場感を持って参加できるよう配慮する。 3　自主防災組織等に対する教育 (2)　教育の方法 防災教育の実施にあたっては、防災リーダー研修会によるほか、市又は自主防災組織が行う防災訓練時に指導する。	ウ　日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。 エ　避難訓練の実施に当たっては、学級活動及び学校行事等を効果的に関連付けるとともに、指導方法を工夫して児童・生徒が臨場感を持って参加できるよう配慮する。 3　自主防災組織等に対する教育 (2)　教育の方法 防災教育の実施に当たっては、防災リーダー研修会によるほか、市又は自主防災組織が行う防災訓練時に指導する。	20
第 4 節　地震防災訓練 第 1　総合防災訓練 【安心安全課・消防防災課・各課】 第 2　防災関係機関の訓練 【防災関係機関】 各防災関係機関は、市主催の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務についての防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別訓練の実施にも努めるものとする。 訓練の実施にあたっては、必要に応じて他の機関の協力を得るほか、住民・事業所と密接に関連する事項については、これらの積極的な参画を図るものとする。	第 4 節　地震防災訓練 第 1　総合防災訓練 【防災危機管理課・消防防災課・各課】 第 2　防災関係機関の訓練 【防災関係機関】 各防災関係機関は、市主催の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務についての防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別訓練の実施にも努めるものとする。 訓練の実施に当たっては、必要に応じて他の機関の協力を得るほか、住民・事業所と密接に関連する事項については、これらの積極的な参画を図るものとする。	21

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　住民・事業所等が実施する訓練 【安心安全課・予防課・消防署】	第 3　住民・事業所等が実施する訓練 【防災危機管理課・予防課・消防署】	

第４章　東海地震注意報から警戒宣言発令までの対応措置

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第４章　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 第１節　東海地震注意情報の伝達 第１　伝達系統及び伝達手段 図　東海地震注意情報の伝達系統・伝達手段	第４章　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 第１節　東海地震注意情報の伝達 第１　伝達系統及び伝達手段 図 4-1-1　東海地震注意情報の伝達系統・伝達手段	22
第２　伝達体制 【安心安全課・消防防災課】 （略）	第２　伝達体制 【防災危機管理課・消防防災課】 （略）	23

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　伝達事項 【安心安全課・消防防災課】 （略）	第 3　伝達事項 【防災危機管理課・消防防災課】 （略）	
第 2 節　活動体制の準備 【安心安全課・防災関係機関】	第 2 節　活動体制の準備 【防災危機管理課・防災関係機関】	24

現行（平成 19 年度修正）

機　関　名	内　　容
市	ア　市災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部設置準備に入る。 イ　職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制（震災編第 3 章第 1 節「第 3　配備動員計画」を参照）とする。 なお、夜間、休日等の勤務時間外における職員の参集方法等については、あらかじめ定める災害対策連絡網によるものとする。 ウ　東海地震注意情報時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、安心安全課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 （ア）　東海地震注意情報、同予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 （イ）　社会的な混乱防止のため必要な措置 （ウ）　各防災関係機関との連絡調整 （エ）　その他防災上必要な情報の収集・伝達
消　防　本　部	東海地震注意情報を受けたときは、災害活動を除き平常時の業務を縮小又は停止し、警戒宣言発令時に特別配備体制に移行できるよう、次の措置をとる。 ア　全消防職員の動員 消防長は、東海地震注意情報に接したときには全消防職員の動員を行う。 消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報の発表を知ったときは、原則として各自の勤務先へ参集するものとする。 イ　関係機関との連絡体制の確立 消防防災課長は、直ちに消防団、消防協力隊及び防災関係機関へ確実に情報が伝達される連絡体制を確立するとともに、連絡員を市に派遣する。
消　防　団	消防団は、震災編第 3 章第 3 節第 1「4　消防団の活動」の準備を行うものとする。

平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）

機関名	内　　容
市	ア　市災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部設置準備に入る。 イ　職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制（地震災害対策編第 3 章第 1 節第 1「2　警戒配備」を参照）とする。 なお、夜間、休日等の勤務時間外における職員の参集方法等については、あらかじめ定める災害対策連絡網によるものとする。 ウ　東海地震注意情報時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 （ア）　東海地震注意情報、同予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 （イ）　社会的な混乱防止のため必要な措置 （ウ）　各防災関係機関との連絡調整 （エ）　その他防災上必要な情報の収集・伝達
消　防　本　部	東海地震注意情報を受けたときは、災害活動を除き平常時の業務を縮小又は停止し、警戒宣言発令時に特別配備体制に移行できるよう、次の措置をとる。 ア　消防職員の動員 消防長は、東海地震注意情報に接したときには消防職員の動員を行う。 消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報の発表を知ったときは、原則として各自の勤務先へ参集するものとする。 イ　関係機関との連絡体制の確立 消防防災課長は、直ちに消防団、消防協力隊及び防災関係機関へ確実に情報が伝達される連絡体制を確立するとともに、連絡員を市に派遣する。
消　防　団	消防団は、地震災害対策編第 3 章第 3 節第 1「4　消防団の活動」の準備を行うものとする。

頁

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>総武流山電鉄（株）、
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>流鉄（株）、
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。</td></tr>
</table>
</td><td>25</td></tr>
<tr><td>第４節　混乱防止の措置
<table>
<tr><td>市</td><td>市民生活部安心安全課は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。
ア　混乱防止に必要な情報を県を通じて報道機関へ発表する。
イ　各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。
ウ　その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>総武流山電鉄（株）
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。
また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</td></tr>
</table>
</td><td>第４節　混乱防止の措置
<table>
<tr><th>機関</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>市</td><td>市民生活部防災危機管理課は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。
ア　混乱防止に必要な情報を県を通じて報道機関へ発表する。
イ　各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。
ウ　その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>流鉄（株）
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。
また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</td></tr>
</table>
</td><td>28</td></tr>
</table>

第５章　警戒宣言に伴う対応措置

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 5 章　警戒宣言発令に伴う対応措置	第 5 章　警戒宣言発令に伴う対応措置	30
第 1 節　活動体制	第 1 節　活動体制	
第 1　市災害対策本部の設置	第 1　市災害対策本部の設置	
【安心安全課・秘書広報課】	【防災危機管理課・秘書広報課】	
ア　市は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに市災害対策本部を設置する。	ア　市は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに市災害対策本部を設置する。	
イ　市災害対策本部は、流山市役所第 1 庁舎庁議室に設置する。	イ　市災害対策本部は、流山市役所第 1 庁舎庁議室に設置する。	
	ウ　市災害対策本部の組織は、地震災害対策編第 3 章第 1 節第 3「3　市災害対策本部の組織構成及び機能」による。	
ウ　市災害対策本部の組織は、震災編第 3 章第 1 節第 3「2. 組織」による。		
エ　市災害対策本部の所掌事務	エ　市災害対策本部の所掌事務	
（ア）　警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集・伝達	（ア）　警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集・伝達	
（イ）　各防災関係機関の業務に関する連絡・調整	（イ）　各防災関係機関の業務に関する連絡・調整	
（ウ）　社会的な混乱の防止に関する施策の決定及び実施	（ウ）　社会的な混乱の防止に関する施策の決定及び実施	
（エ）　報道機関等への情報提供	（エ）　報道機関等への情報提供	
（オ）　関係各課により情報収集を行うとともに、住民への冷静な行動の呼びかけ	（オ）　関係各課により情報収集を行うとともに、住民への冷静な行動の呼びかけ	
（カ）　その他必要な事項	（カ）　その他必要な事項	
オ　市災害対策本部の配備体制は、震災編第 3 章第 1 節第 3「6. 動員配備計画」の第 1 配備体制とする。	オ　市災害対策本部の配備体制は、地震災害対策編第 3 章第 1 節第 3「1 市災害対策本部の基準」の第 1 配備体制とする。	
	第 3　各防災機関の活動体制	32
第 3　各防災機関の活動体制		

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>東日本旅客鉄道（株）</td><td>ア　地震災害警戒本部の設置
支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。
イ　地区地震災害警戒本部の設置
地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
ウ　駅、区等地震災害警戒本部の設置
現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</td></tr>
<tr><td>総武流山電鉄（株）
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>ア　災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>東日本旅客鉄道（株）
千葉支社
東京支社</td><td>ア　地震災害警戒本部の設置
支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。
イ　地区地震災害警戒本部の設置
地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
ウ　駅、区等地震災害警戒本部の設置
現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</td></tr>
<tr><td>流鉄（株）
東武鉄道（株）
首都圏新都市鉄道（株）</td><td>ア　災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>第２節　警戒宣言の伝達及び広報
第１　警戒宣言の伝達
【総務班・予防消防班】
（略）

第２　警戒宣言時の広報
【総務班・秘書広報班・予防消防班・警防班】
2　広報の実施方法
オ　携帯緊急メール「安心メール」、市ホームページによる広報の実施</td><td>第２節　警戒宣言の伝達及び広報
第１　警戒宣言の伝達
【災対本部事務局・予防消防班】
（略）

第２　警戒宣言時の広報
【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】
2　広報の実施方法
オ　市ホームページ、安心メール、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）による広報の実施</td><td>33

34</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 3　警戒解除宣言の伝達 【総務班・秘書広報班・予防消防班・警防班】 （略）	第 3　警戒解除宣言の伝達 【災対本部事務局・秘書広報班・予防消防班・警防班】 （略）	35
第 4 節　水防・消防対策 【総務班・河川班・建設庶務班・予防消防班・警防班・消防団】 （略）	第 4 節　水防・消防対策 【災対本部事務局・河川班・建設庶務班・予防消防班・警防班・消防団】 （略）	37
第 5 節　公共輸送対策 第 2　東武鉄道(株)、総武流山電鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置 5　列車の運転中止措置 車の運転確保にあたっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。	第 5 節　公共輸送対策 第 2　東武鉄道(株)、流鉄(株)、首都圏新都市鉄道(株)の措置 5　列車の運転中止措置 車の運転確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。	38 40 41
第 6 節　交通対策 【流山警察署・東日本高速道路（株）・首都高速道路公団（株）・千葉国道事務所・東葛飾地域整備センター・建設庶務班・総務班】 （略）	第 6 節　交通対策 【流山警察署・東日本高速道路（株）・首都高速道路公団（株）・千葉国道事務所・東葛飾土木事務所・建設庶務班】 （略）	42
第 7 節　上下水道、電気、ガス、通信等対策 第 1　上水道対策 【水道庶務班・給水工務班・秘書広報班・総務班】	第 7 節　上下水道、電気、ガス、通信等対策 第 1　上水道対策 【水道庶務班・給水工務班・秘書広報班】	44

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
4　広報 (1)　広報の内容 ア　警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること イ　発災に備え、飲料水・生活用水を貯水すること (ア)　飲料水の汲み置き：ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3 日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 (イ)　生活用水の汲み置き：浴槽等を利用し、貯水する。 (ウ)　その他：汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。 ウ　発災後、断水が発生した場合の連絡先及び応急給水体制	4　広報 (1)　広報の内容 ア　警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること イ　発災に備え、飲料水・生活用水を貯水すること (ア)　飲料水の汲み置き：ポリタンク等のフタのできる容器を利用して、3 日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 (イ)　生活用水の汲み置き：浴槽等を利用し、貯水する。 (ウ)　その他：汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。 ウ　発災後、断水が発生した場合の連絡先及び応急給水体制	45
第 2　下水道対策 【総務班】 （略）	第 2　下水道対策 【河川班】 （略）	
第 4　ガス対策 【京和ガス(株)・京葉ガス(株)・ケーイージー・クレックス・住商液化ガス・流山簡易ガス・日本瓦斯・三輪液化ガス・東上ガス】 1　京和ガス(株)・京葉ガス(株)	第 4　ガス対策 【京和ガス(株)・京葉ガス(株)・ケーイージー・クレックス・住商液化ガス・流山簡易ガス・日本瓦斯・三輪液化ガス・東上ガス】 1　京葉ガス(株)	47
(3)　施設の保安措置等 ア　導管網ブロック化措置の準備 供給監視指令センターは、司令部からの指示によりＬブロック（中圧ブロック）バルブの遮断が迅速かつ円滑にできる体制を確立する。 イ　放散措置の準備	(3)　施設の保安措置等 ア　ガス工作物等の巡視・点検の準備 あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。	48

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
放散要員は速やかに指定の放散拠点に出動し、司令部からの指示により放散が迅速かつ円滑にできる体制を確立する。		
ウ　連絡網の確認及び統制	イ　連絡網の確認及び統制	
無線及び電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。	無線及び電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。	
エ　製造及び供給に係る措置	ウ　その他の保安措置	
（ア）　製造、供給設備の点検を実施し、初動措置に係る設備の作動を確認する。	本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。	
（イ）　供給所、主要バルブ及び主要整圧器へ要員を配置する。		
（ウ）　ガスの需要の変化に応じ、製造量の調整を行う。		
（エ）　原料の受入れを調整する。		
オ　工事等の作業の中止及び制限	オ　工事等の作業の中止及び制限	
工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。	エ事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。	
(4)　広報	(4)　広報	
ア　広報内容	ア　広報内容	
（ア）　引き続きガスを供給していること。	（ア）　引き続きガスを供給していること。	
（イ）　ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法	（イ）　避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法	
（ウ）　避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法		
（エ）　地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意	（ウ）　地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意	
イ　広報手段	イ　広報手段	
（ア）　広報車により、直接需要家に呼びかける。	（ア）　広報車により、直接需要家に呼びかける。	
（イ）　防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道による広報につい	（イ）　関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道による広報につい	

<table>
<tr><th>現行（平成 19 年度修正）</th><th>平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>て協力を要請する。

2　京和ガス(株)・京葉ガス(株)以外のガス会社
（略）

第 5　通信対策
【東日本電信電話(株)東葛営業支店・(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店】
警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。
(2)　情報連絡室の設置
<table><tr><td>設 置 場 所</td><td>千葉支店災害対策室（NH ビル 8F）</td></tr><tr><td>電 話 番 号</td><td>043-211-8652</td></tr></table></td><td>て協力を要請する。

2　京和ガス(株)及び他のガス会社
（略）

第 5　通信対策
【東日本電信電話(株)東葛営業支店・(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店】
警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般住民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。
(2)　情報連絡室の設置
<table><tr><td>設 置 場 所</td><td>千葉支店災害対策室（NM ビル 8F）</td></tr><tr><td>電 話 番 号</td><td>043-211-8652</td></tr></table></td><td>50</td></tr>
<tr><td>第 8 節　学校・病院・災害時要援護者関連施設等対策
第 1　学校対策
【学校教育班】
教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため公立学校（幼稚園を含む。）については、次のとおり対処する。</td><td>第 8 節　学校・病院・災害時要援護者関連施設等対策
第 1　学校対策
【学校教育班】
教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため公立学校（幼稚園を含む。）については、各学校において、あらかじめ保護者引き渡しまでの手順を明確に定め、周知徹底する。</td><td>53</td></tr>
</table>

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
ア　警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む）の措置をとる。 イ　児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。 （ア）　通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか又は連絡網を通じ保護者の来校（園）を求めて下校させる。 （イ）　交通機関・用具を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。 ウ　学校に残留し、保護する児童・生徒等（上記(ア)、(イ)以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。 エ　家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようあらかじめその手段を定め、徹底させておく。 オ　警戒宣言が解除されるまでは、臨時休校とする。 カ　防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。 キ　実践的な部際計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。 ク　地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。	ア　児童・生徒等への措置 （ア）　在校中に警戒宣言が発せられた場合における児童生徒等の保護の方法については、通学方法、通学距離、時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者の意見を聞いた上で実態に即して具体的に定める。 （イ）　登下校中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合における措置について、あらかじめ児童生徒等及び保護者に周知徹底する。 イ　学校・教職員の対応 （ア）　警戒宣言が解除されるまでは、臨時休校とする。 （イ）　防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。 （ウ）　実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。 （エ）　地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。	
第 9 節　避難対策 【総務班・避難誘導交通班・警防班】	第 9 節　避難対策 【災対本部事務局・避難誘導救援班・警防班】	55

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ等の危険性が高い地区にあっては、住民の生命及び身体を保護するため、避難の勧告又は指示を行い、対応措置を講じるものとする。 なお、避難対策は、震災編第 3 章「第 5 節　避難計画」により実施するものとする。	警戒宣言発令時においては原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ等の危険性が高い地区にあっては、住民の生命及び身体を保護するため、避難の勧告又は指示を行い、対応措置を講じるものとする。 なお、避難対策は、地震災害対策編第 3 章「第 5 節　避難計画」により実施するものとする。	
第 10 節　救護救援対策・防疫対策・保健活動対策 第 1　救護救援対策 【救護班・警防班・医療機関・日本赤十字社】 3　日本赤十字社千葉県支部に対する要請 ア　血液業務 負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備えあらかじめ血液供給体制を整備しておくよう要請する。 イ　応急救護出動要請 応急救護等が不足した場合に備え、あらかじめ出動要請の連絡体制を整備しておくよう要請する。 ウ　生活物資等の要請 生活物資、防災資材、人員等が不足した場合に備え、あらかじめ連絡体制を整備しておくよう要請する。	第 10 節　救護救援対策・防疫対策・保健活動対策 第 1　救護救援対策 【救護班・警防班・医療機関・日本赤十字社】 3　日本赤十字社千葉県支部に対する要請 ア　非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（にっせきちば）が統制局となる。 イ　血液業務 負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備えあらかじめ血液供給体制を整備しておくよう要請する。 ウ　応急救護出動要請 応急救護等が不足した場合に備え、あらかじめ出動要請の連絡体制を整備しておくよう要請する。 エ　生活物資等の要請 生活物資、防災資材、人員等が不足した場合に備え、あらかじめ連絡体制を整備しておくよう要請する。	56

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 2　防疫対策 【防疫衛生班・柏健康福祉センター（柏保健所）】 第 3　保健活動対策 【避難誘導交通班・柏健康福祉センター（柏保健所）・医療機関】 ウ　保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は柏健康福祉センター通じ県に派遣依頼をする。	第 2　防疫対策 【防疫衛生班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】 第 3　保健活動対策 【避難誘導救援班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 ウ　保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は松戸健康福祉センター通じ県に派遣依頼をする。	57
第 11 節　その他の対策 第 1　食糧、医薬品の確保 【物資輸送班・救護班】 市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。 なお、食糧、医薬品の確保は、震災編第 3 章第 6 節「第 1　医療救護活動」及び、第 3 章第 7 節「第 2　食糧の配布」により実施するものとする。 第 2　緊急輸送の実施準備 【総務班・財務会計班】 県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。 なお、緊急輸送の実施準備は、震災編第 3 章第 7 節「第 4　緊急輸送」により実施するものとする。 第 3　市が管理運営する施設対策	第 11 節　その他の対策 第 1　食糧、医薬品の確保 【物資輸送班・救護班】 市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。 なお、食糧、医薬品の確保は、地震災害対策編第 3 章第 6 節「第 1　医療救護活動」及び、第 3 章第 7 節「第 2　食糧の配布」により実施するものとする。 第 2　緊急輸送の実施準備 【財務会計班・建設庶務班】 県及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。 なお、緊急輸送の実施準備は、地震災害対策編第 3 章第 7 節「第 4　緊急輸送」により実施するものとする。 第 3　市が管理運営する施設対策	58

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
【総務部・教育部】 （略） 第 4　市税、使用料等の申告、納付等に関する措置 【秘書広報班・関係機関】 （略） 第 5　その他（危険な動物の逃走防止） 【防疫衛生班・柏健康福祉センター（柏保健所）】 （略）	【財務会計班・教育部】 （略） 第 4　市税、使用料等の申告、納付等に関する措置 【財務会計班・関係機関】 （略） 第 5　その他（危険な動物の逃走防止） 【防疫衛生班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】 （略）	59

第６章　市民等のとるべき措置と対応

現行（平成 19 年度修正）	平成 24 年度修正案（平成 24 年 5 月 24 日現在）	頁
第 6 章　市民等のとるべき措置と対応 【安心安全課（総務班）・消防防災課（予防消防班）】	第 6 章　市民等のとるべき措置と対応 【防災危機管理課（災対本部事務局）・消防防災課（予防消防班）】	60